

目 次

○第1号（9月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について	6
日程第 4 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	7
日程第 5 報告第 7号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	9
日程第 6 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第 8 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第 9 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第10 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
日程第11 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	18
日程第12 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例	20
日程第13 認定第 1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	22
日程第14 認定第 2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	30

日程第15	認定第3号	令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第16	認定第4号	令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
日程第17	認定第5号	令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
日程第18	認定第6号	令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	41
日程第19	認定第7号	令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	46
日程第20	議案第53号	令和6年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)	52
日程第21	議案第54号	令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	56
日程第22	議案第55号	令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	57
日程第23	議案第56号	令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	58
日程第24	議案第57号	令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	59
日程第25	議案第58号	令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	61
日程第26	議案第59号	令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)	62
日程第27	同意第1号	吉岡町教育委員会委員の任命について	63
日程第28	請願第2号	自治会に関する請願	65
散会			65

○第2号(9月3日)

議事日程第2号	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
説明のため出席した者	68
事務局職員出席者	68
開議	69

日程第 1 一般質問	6 9
◇山崎守人君	6 9
◇富岡大志君	8 4
◇藤多ゆかり君	1 0 4
◇宮内正晴君	1 1 1
◇富岡栄一君	1 1 9
◇秋山光浩君	1 2 7
散 会	1 4 0

○第3号（9月4日）

議事日程 第3号	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 1
出席議員	1 4 2
欠席議員	1 4 2
説明のため出席した者	1 4 2
事務局職員出席者	1 4 2
開 議	1 4 3
日程第 1 一般質問	1 4 3
◇飯島 衛君	1 4 3
◇大井俊一君	1 5 8
◇坂田一広君	1 7 4
◇小池春雄君	1 8 8
◇飯塚憲治君	2 0 5
散 会	2 2 0

○第4号（9月13日）

議事日程 第4号	2 2 1
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 5
欠席議員	2 2 5
説明のため出席した者	2 2 5
事務局職員出席者	2 2 5
開 議	2 2 6

日程第 1	委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）	2 2 6
日程第 2	議案第 4 6 号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	2 3 1
日程第 3	議案第 4 7 号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	2 3 1
日程第 4	議案第 4 8 号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	2 3 2
日程第 5	議案第 4 9 号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 3 2
日程第 6	議案第 5 0 号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 3 3
日程第 7	議案第 5 1 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	2 3 3
日程第 8	議案第 5 2 号 吉岡町学校施設の開放に関する条例	2 3 3
日程第 9	認定第 1 号 令和 5 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	2 3 4
日程第 1 0	認定第 2 号 令和 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 4
日程第 1 1	認定第 3 号 令和 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 1 2	認定第 4 号 令和 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 5
日程第 1 3	認定第 5 号 令和 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 6
日程第 1 4	認定第 6 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	2 3 6
日程第 1 5	認定第 7 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	2 3 7
日程第 1 6	議案第 5 3 号 令和 6 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）	2 3 7
日程第 1 7	議案第 5 4 号 令和 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 3 7
日程第 1 8	議案第 5 5 号 令和 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 3 8
日程第 1 9	議案第 5 6 号 令和 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第1号)	238
日程第20	議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号)	239
日程第21	議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	239
日程第22	議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)	240
日程第23	請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)	240
日程第24	請願第2号 自治会に関する請願	241
日程第25	発委第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について	241
日程の追加	243
追加日程第1	発委第3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について	243
日程第26	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第27	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第28	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第29	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第30	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第31	議会議員の派遣について	246
町長挨拶	246
閉会	247

令和6年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和6年9月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和6年9月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について
(選挙)
- 日程第 4 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 7号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 6 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)

- 日程第14 認定第 2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 認定第 3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 認定第 4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 認定第 5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 認定第 6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 認定第 7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 同意第 1号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第28 請願第 2号 自治会に関する請願
(趣旨説明・付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
住民課長	一倉哲也君	健康福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	渡部英之君	建設課長	大澤正弘君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	岸一憲君
教育委員会事務局長	米沢弘幸君	代表監査委員	石関秀一君

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 関浩己

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和6年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和6年第3回定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

今年は第2回定例議会が終わって、すぐに群馬県でも30度を超える日が続くようになり、7月29日には前橋气象台で最高気温39.2度を記録するなど、今年の夏もとても暑い夏となりました。そんな中、8月下旬には非常に強い台風10号が発生し、先週には各地に大雨、暴風、波浪、高潮等の警報が発表されました。台風自体は勢力を落として、昨日の段階で熱帯性低気圧に変わっておりますが、その周辺地域に湿った空気が流れ込みやすくなっているとのことですので、町としても引き続き防災・災害情報等の収集に努めているところでございます。

さて、本定例会では議案24件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしく願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（廣嶋 隆君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、小池春雄委員長より委員長報告を求めます。

小池委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告いたします。

議会運営委員会からの報告。

令和6年8月26日月曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和6年第3回定例会について、会期及び会期日程について協議を行いました。

本定例会会期は、本日9月2日から9月13日までの12日間とすることに決定しました。

議事日程は、本日9月2日が議案等の提案、質疑、付託、3日と4日が一般質問です。

9月5日から10日までが予算決算常任委員会、9月11日に総務産業常任委員会、9月12日に文教厚生常任委員会、9月13日に委員長報告、討論、表決となります。

なお、会期の日程詳細につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上、委員長報告とします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

小池委員長、自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を9月2日から9月13日までの12日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月2日から9月13日までの12日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりです。

日程第3 選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本件は、吉岡町選挙管理委員及び補充員の任期が令和6年9月20日をもって満了することに伴い、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

これより吉岡町選挙管理委員及び補充員について、それぞれ4名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にすることとし、指名方法は議長が指名することとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、選挙方法は指名推選によることとし、指名方法は議長が指名することに決定しました。

それでは、ただいまより資料をお配りしますので、暫時休憩とします。

午前9時37分休憩

午前9時39分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

最初に、吉岡町選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員に阿久澤 茂氏、神宮辰夫氏、萩原鈴代氏、小林稔幸氏の4名を指名いたします。

なお、詳細については、お手元に配付した資料のとおりです。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名を吉岡町選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が吉岡町選挙管理委員の当選人に決定いたしました。

次に、吉岡町選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に1位石井義治氏、2位森田 潔氏、3位眞下吉之氏、第4位儘田良幸氏の4名を順位を付して指名いたします。

なお、詳細については、お手元に配付した資料のとおりです。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名を、順位も含め、吉岡町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が吉岡町選挙管理委員補充員の当選人に決定いたしました。

前田選挙管理委員長には、お疲れさまでした。

ここで選挙管理委員長が退場しますので、暫時休憩とします。

午前9時41分休憩

午前9時42分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開いたします。

日程第4 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明申し上げます。

町では、令和5年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしです。

実質公債費比率は6.5%で、前年度比0.7%のマイナス、将来負担比率は前年度比0.5%のマイナスで、比率なしです。

また、資金不足比率については、資金不足額がないため、比率なしです。

なお、詳細については総務課長に説明させます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。いずれも令和5年度の決算に基づき算定した数値でございます。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和5年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率については比率なしでございます。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計及び水道事業会計など、町の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和5年度は全ての会計で赤字額がなかったため、連結実質赤字比率についても比率なしでございます。

次に、実質公債費比率ですが、これは地方債の元利償還金と、これに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが標準財政規模のうち、どのくらいの割合を占めているかを指標としたものとなります。

吉岡町の実質公債費比率は6.5%で、前年度比0.7%のマイナスです。

0.7ポイントと率が改善した要因としましては、実質公債費比率の計算式において、分子の構成要因の1つであります元利償還金及び準元利償還金は令和4年度と比較して減となり、分母の構成要因である標準税収入額等が増となったため、令和5年度の単年度における比率が減少し、その結果、過去3年間の平均値を取る実質公債費比率が昨年度に引き続き改善しました。

なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっています。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計などの借入金や一部事務組合へ支払っていくべき負担金など、現時点において、将来町が負担すべき残高の程度を指標化しているものです。早期健全化基準は350%となっています。吉岡町の将来負担比率は比率なしで、前年度比0.5%のマイナスとなっています。これは、将来負担額を充当可能財源等が上回ったためです。率が改善した要因としましては、地方債現在高の大幅な減により、将来負担額が減になった結果、改善したものです。

次に、資金不足比率ですが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっております。

なお、監査委員から令和6年8月2日に審査を実施し、令和6年8月9日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、財政健全化に関する4指標については適正に算定

されており、健全であるとのこと意見をいただきました。

本町の比率については、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っておりますが、今後必要な事業を着実に実施していくためにも、各種事業の精査、自主財源の確保、また、国や県補助金及び交付税措置がある起債など特定財源の有効活用を図ることにより、より一層財政の健全化に取り組んでまいります。

議長（廣嶋 隆君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第7号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、報告第7号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第7号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について説明申し上げます。

本事案は、給食センター内で起きた車両損傷に係る損害賠償の額の決定と和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をします。

議案書裏面の2ページ、専決処分書をご覧ください。

事故の概要ですが、令和6年6月25日14時頃、吉岡町大字南下1388番地3、吉岡町学校給食センターで給食物資の搬入中、施設内搬入用の台車がプラットホームから落下し、搬入業者の車両にぶつかり、運転席側ドアの上部を損傷させたものです。

和解の内容は、吉岡町の過失の割合を100%、相手方をゼロ%とし、自動車の修理費用16万6,177円を相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償の金額16万6,177円は、全国町村会総合賠償補償保険から支払われます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この事故の概要がちょっと分からないんですけども、給食物資を搬入中、誰が、施設内搬入用の台車がプラットホームから落下というのは、自然に落ちたのですか。事故の中身が、説明を聞いていても全然分からない。どういう事故だったのか。ただ、これを見ると、町の責任が100%だと言うんだけど、事故の概要が分からないので、もう少し分かる説明をしてください。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 事故の原因ですが、学校給食センターの栄養職員が給食の物資を搬入するときに台車を使うわけですが、その台車に物資を乗せて、本来であればストッパーをかければよかったんですが、そのとき失念してしまいまして、ストッパーをかけなかったため、プラットホームが若干勾配があるために、その勾配で坂を転がり落ちるようになり、止まってあった搬入業者の車に接触したというような事故になります。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） これは町が100%ということですが、その理由を聞かせていただきたいのと、その取扱いです。この事故が起こって、今後起こらないように、どんな検討がされたでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 止まっている自動車にぶつかったということで、100%町の負担ということになります。

今後の取扱いですが、複数人で物資の搬入を行っておりますので、複数人の目で確認して、ストッパーを必ずかけるようにということで指示をしております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町が行う公証事務に係る手数料について定めるため、改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

地方自治法第227条の規定により、町が行う事務で特定の者のためにするものにつき徴収することができることとされている手数料について、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、概要説明書をご覧ください。

別表第1関係として、同表に個別に定めるもの以外の事実に関するものとして町長が証明する場合に、証明事項1件につき300円の手数料を徴収するものとして追加をするものであります。

続いて、附則の関係としまして、施行期日については公布の日としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今までは無料だったものが有料になるというんですけれども、ここにある、どういうものが、例えば対象になるのか。それで、対象となるものはどのぐらいあるのか。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今回、特になんですが、婚姻要件具備証明書、要は日本国籍の方が日本の法律上の婚姻の条件を満たしていることを証明するものについて、通常、法務局で発行しているんですが、町でも発行してもらえないかという相談があったため、今後を見据えて、その他の行政証明書の発行も想定しまして、改正したものとなります。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 対象になるものはそれだけですか、ほかにもあるんですか。だから、さっき聞いたのは、例えばどういうものがどのぐらいあるかということ。想定されるものですけれども。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今回の案件については、その他の事実に関する証明ということですので、その他で想定されるものとしましては、一般的なその他の行政証明なんですが、例えば戸籍が存在しなかった証明とか、あるいは独身であることの証明とか、あるいは戸籍関係が廃棄されたことの廃棄証明書とか、そういったものを想定しております。

議 長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により健康保険証が廃止されることから、所要の改正を行う

ものです。

その他、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

初めに、第1条による改正関係として、1の吉岡町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

(1)の葬祭費の支給の明確化については、葬祭費支給事業において、他の社会保険制度による葬祭費の支給を受けている者に対しては重複して支給しないこととするものです。

(2)の保健事業の内容の整理及び明確化については、町が行う保健事業について、特定健康診査等その他被保険者の健康の増進のための事業とするものです。

(3)の国民健康保険被保険者証の廃止に伴う罰則要件の見直しについては、マイナ保険証の導入により被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合に科せられる罰則の要件を削除するものです。

(4)の技術的改正、アについては、条項ずれ対応として、吉岡町国民健康保険条例第13条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に対する条項ずれ対応を行うもの。イについては、それぞれ字句の整理を行うものです。

次に、第2条による改正関係として、2の吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

(1)の定義規定の追加については、健康保険証の提示によらない被保険者等であることの確認等のために必要な用語の定義として、ア、減額認定証、イ、電子的確認、ウ、電子資格確認等、エ、資格確認書等による確認を追加するものです。

(2)の被保険者等であることの確認の手續方法の追加については、健康保険証の廃止に伴い、福祉医療費制度の利用に当たって医療機関等で行う被保険者等であることの確認等の手續に、資格確認書等による確認その他の方法を加えるものです。

(3)の技術的改正、アについては、それぞれこの条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。イについては、それぞれ字句の整理を行うものです。

最後に、3の施行期日等、(1)の施行期日、附則第1条関係として、施行期日については公布の日、ただし健康保険証の廃止に伴う改正規定及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例第2条第9項及び第6条の資格確認書等に関する改正規定並びに附則第2条の規定

は令和6年12月2日としています。

(2)の経過措置、附則第2条関係については、令和6年12月2日前に国民健康保険被保険者証の返還を求められて、これに応じなかった場合及び同日以後に有効期間内にある国民健康保険被保険者証の返還を求められて、これに応じなかった場合については、この条例の施行後においても、この条例による改正前の吉岡町国民健康保険条例の罰則を適用することとするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第227条及び第228条第1項の規定に基づき、指定ごみ袋の販売価格を手数料として条例に規定するほか、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

1の一般廃棄物処理計画の告示の義務化については、第5条第1項関係として、一般廃棄物処理計画を定めた際の告示の努力義務、また第5条第2項関係として、一般廃棄物処理計画を変更した際の告示の努力義務について、現状として、毎年またはその都度告示を

行っていることから、実態に合わせて義務化するものです。

次に、2の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託に関する規定の見直し、第6条第1項関係については、現行、一般廃棄物処理業者に委託することとされている一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、町以外の者に委託することができる規定に改めるものです。

次に、3の多量の事業系一般廃棄物の範囲の見直し、第9条第2号関係については、町長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第5項の規定に基づいて、事業者に対して事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成等の必要な事項を指示することができる事業系一般廃棄物の排出量の範囲のうち、1包15キログラム以上を1回の排出量100キログラム以上に改めるものです。

次に、4の指定ごみ袋の販売価格の手数料化については、第10条の2及び別表関係として、地方自治法第227条及び第228条第1項の規定に基づき、指定ごみ袋の販売価格を手数料として規定するとともに、第12条関係として、当該手数料について、天災その他特別な事情があると町長が認めたときは減免できることとするものです。

次に、5の技術的改正、第1条から第5条まで、第6条の見出し及び第2項、第7条から第10条まで（第9条第2号を除く）、並びに第11条から第17条まで関係については、字句の整理を行うものです。

最後に、6の施行期日（附則関係）については、本条例の施行日を公布の日、ただし指定ごみ袋の販売価格の手数料化については令和7年4月1日とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由は、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

条例の主な改正点については、概要説明書をご覧ください。

概要の1は、満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直しに関する改正でございます。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士及び保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童にあつてはおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の児童にあつてはおおむね25人につき1人以上とするものです。該当する施設の形態は、小規模保育事業所A型及びB型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所の4形態となります。

以上が本則となります。

議案書の1ページにお戻りください。

附則となります。

附則第1条は、施行期日です。この条例は、公布の日から施行するものです。

附則第2条は、経過措置です。本条例改正後の配置基準については、当分の間、従前の例によることを規定するものです。

附則第3条は、前項の規定にかかわらず、本条例改正後の基準を満たす数の保育士及び保育従事者の配置を努力義務とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正及びその他所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

条例の主な改正点につきまして、概要説明書をご覧ください。

概要の1は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に関する改正でございます。

地域包括支援センターの職員配置基準について、全国的に人材確保が困難となっている状況を踏まえ、その配置基準を見直すことによって、より柔軟な職員の配置ができるようにするものでございます。

主な改正点は、2つあります。

1つは、地域包括支援センターの担当区域ごとに、介護保険の第1号被保険者の合計数に応じて配置することとしていた専従、常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、非常勤の職員等の勤務時間を常勤の職員の勤務時間として換算する方法により、配置基準を満たすことができるようにする改正でございます。

2つ目は、同じく地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、1つの地域包括支援センターが配置基準を満たしていない場合であっても、他の地域包括支援センターの職員を振り分けることにより、複数の地域包括支援センター全体に必要な職員が配置されていれば配置基準を満たすものとする改正でございます。ただし、この場合においては、個々の地域包括支援センターには、配置基準とされている職種のうち、いずれか2

職種以上の常勤職員を配置しなければなりません。

概要の2は技術的改正です。本条例の見直しによる字句等の整理になります。関係する条文は、概要説明書に記載されているとおりです。

以上が本則となります。

それでは、議案書の1ページにお戻りいただきまして、附則になります。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概要につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、議案第51号につきまして、概要説明書により説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず、概要の1としまして、布設工事監督者の資格要件について、教育課程等の見直しを行うとともに、それらを修了した後の実務の経験年数の見直しを行うものとして、以下（1）から（11）までの各項目につきまして改正を行うものでございます。

次に、概要の2は、水道技術管理者の資格要件について、教育課程等の見直しを行うと

ともに、それらを修了した後の実務の経験年数の見直しを行うものとして、以下（１）から（７）までの各項目につきまして改正を行うものでございます。

続いて、概要の３につきましては、国の水道整備・管理行政の事務の所管替えに伴い、所管の大臣名について改正を行うものでございます。

次に、概要の４は技術的改正であり、（１）は本条例の改正に伴う条項ずれの対応を行うもの。また（２）はその他の字句の整理を行うものでございます。

最後に、概要の５、施行期日につきましては令和７年４月１日、ただし国の水道整備・管理行政の事務の所管替えに関する改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔９番 飯塚憲治君発言〕

９ 番（飯塚憲治君） 今回、教育されたとか、経験とか、資格者がこういうふうになりましたという話ですけれども、今、水道事業に関係する有資格者、管理監督できる職員の数は何名ぐらいおられますか。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） 大変申し訳ございません。この資格が緩和されたということで、人数の把握をしておりませんでした。ただ、資格要件が緩和されておりますので、資格を満たす者がいるのではないかなとは考えております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

飯塚議員。

〔９番 飯塚憲治君発言〕

９ 番（飯塚憲治君） 数が分からないというのはおかしいですよ。だって、その資格がなければ管理監督できないわけですから。これは法律で決まっているんですよ。それを、この条例、５１号を出すに当たって、今度変わったらこういうふうになるなということは頭には浮かばないんですかね。それが１つですけれども、もう一つ、以前私の質問に答弁いただいた内容があるんですけれども、いろいろ工事は発注して、監督者あるいは進行確認者、担当しているわけですが、それについて、要するに資格が必要ですよ。ここでは、学校教育法に基づいて、こういうところを卒業したら何年の経験で、それで認めますと書いてありますけれども、それに該当しない人もいて、該当しない人は国家資格を取らなくてはならないと答弁いただいたんですが、その後、土木関係者あるいは建設課等においても、

国家資格を取得された方、1級でも2級でも結構ですから、いたら教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） 人数を把握していないということで申し上げました。大変申し訳ないと思っております。

資格については、水道の経験の年数というものもございますので、そちらで基準を満たしている者がいるかなとは考えております。その他、技術系の職員で、こちら水道の職員になっているという職員は今のところいないかなとは思いますが。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長、今の答弁を聞いて、私は非常に残念です。こういうことの積み重ねが、駒寄小学校の工事の期間の遅延、それから工事費の増大、こういうものにつながっていると思いますよ。それに、防災公園も同じです。こういうことをきちっとして、技術、知見がない人を監督員にしているのでは駄目なんです。今後、先ほど答弁いただいたというのは、現在の副町長からいただいたんですけれども、町長、これについてよく検討していただいて、考え直していただいて、しっかりとした体制の下でやるという意識を持って、やっていただきたいと思っております。町長にお聞きしたいんです。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 資格取得者関係につきましては、しっかりと把握していきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、学校施設を開放することにより、社会教育の振興及び社会体育の普及を図るため、条例を制定するものとなります。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をします。

初めに、本条例の制定については、従前、吉岡町立学校施設の開放は、吉岡町教育委員会規則で定めていたところですが、使用料の徴収について、教育委員会規則で社会体育施設の設置管理条例に委任していること及び休日の部活動地域移行などに伴う町立学校施設の開放による利活用等を鑑み、条例として制定するものとなります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

議案名、提案理由は町長説明のとおりです。

概要として、第1条は本条例の趣旨について、第2条は管理及び責任について、第3条は開放施設の名称についてで、具体的には明治小学校、駒寄小学校の校庭及び駒寄小学校、吉岡中学校の体育館となります。

第4条は、学校開放の対象者、第5条から第7条は、利用方法等について、第8条は使用料について、なお使用料及び照明利用料は従前と変更はありません。

第9条は、使用料の減免関係、第10条から第12条は、利用者の責務関係、第13条は規則委任についてとなります。

最後に、施行期日は、令和6年10月1日です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 今の説明で、明小体育館が入っていない理由は何でしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 明治地区の体育館につきましては、あれは社会体育施設、屋内体育施設ということで、明治小学校に近接してありますけれども、あれは社会体育館のう

ちの明治地区の体育館ということで、学校が逆に利用しているというような形になります。

議長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで代表監査委員を入场させますので、10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第13 認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、説明申し上げます。

本決算書は、1ページから376ページまでとなっております、別冊として1ページから192ページまでの主要施策の成果説明書及びA4判でクリップ留めの令和5年度決算参考資料を添付しております。別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A4判クリップ留めの令和5年度決算参考資料につきましては、資料番号1として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号3として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号4として、

自治会関係支出金一覧表、資料番号5として、町債年度末現在高、資料番号6として、不納欠損額の年次推移、資料番号7として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号8として、一般会計事故繰越繰越計算書、資料番号9として、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費（年金・医療・介護・子育て）その他社会保障施策に要する経費（令和5年度決算）、資料番号10として、用語解説を掲載しております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。

初めに、3ページをお願いします。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額は81億5,830万4,996円、歳出総額は81億626万1,084円、歳入歳出差引額は5,204万3,912円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1,919万円、事故繰越し繰越額は1,155万6,800円、実質収支額は2,129万7,112円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、5億3,163万9,676円の減、増減率では6.1%の減でした。歳出総額につきましては、4億117万7,216円の減、4.7%の減でした。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。12ページ、13ページは歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は29億175万8,562円、前年度と比較しますと1億4,107万8,288円の増、増減率では5.1%の増となっております。収納率は98.0%で、前年度と比べますと0.2%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は13億7,117万7,490円、不納欠損額は54万8,606円、収入未済額は3,020万2,099円でした。不納欠損の該当者は、個人13人、法人3社、収入未済の該当者は、個人217人、法人49社でした。

2項固定資産税は、収入済額12億4,930万6,020円、不納欠損額は113万4,315円、収入未済額は2,531万6,231円でした。不納欠損の該当者は、個人11人、法人5社、収入未済の該当者は、142人でした。

3項軽自動車税は、収入済額9,081万6,485円、不納欠損額は5万5,026円、収入未済額は132万9,195円でした。不納欠損の該当者は、個人5人、収入未済の該当者は、90人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億8,153万1,467円。

5 項入湯税は、収入済額 892 万 7,100 円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の 48 ページをご覧ください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、資料番号 6、不納欠損額の年次推移に記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書 14 ページ、15 ページに戻っていただきまして、下段で、2 款地方譲与税は、収入済額 9,212 万 9,000 円、前年度比 122 万 4,000 円の増、1.3%の増でした。

16 ページ、17 ページに移りまして、3 款利子割交付金は、収入済額 88 万 8,000 円、前年度比 18 万 4,000 円の減、17.2%の減でした。

4 款配当割交付金は、収入済額 1,672 万 6,000 円、前年度比 280 万 1,000 円の増、20.1%の増でした。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 2,123 万 4,000 円、前年度比 1,062 万 6,000 円の増、100.2%の増でした。

6 款法人事業税交付金は、収入済額 4,027 万 3,000 円、前年度比 977 万 2,000 円の増、32.0%の増でした。

7 款地方消費税交付金は、収入済額 5 億 1,830 万 9,000 円、前年度比 3,517 万 3,000 円の増、7.3%の増でした。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 120 万 620 円、前年度比 5 万 3,694 円の減、4.3%の減でした。

9 款環境性能割交付金は、収入済額 1,333 万 9,000 円、前年度比 300 万 9,000 円の増、29.1%の増でした。

次のページ、18 ページ、19 ページに移りまして、10 款地方特例交付金は、収入済額 5,328 万 1,000 円、前年度比 537 万 5,000 円の増、11.2%の増でした。

11 款地方交付税は、収入済額 14 億 5,850 万 5,000 円、前年度比 5,702 万円の増、4.1%の増でした。

12 款交通安全対策特別交付金は、収入済額 319 万 4,000 円、前年度比 13 万 6,000 円の減、4.1%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号 10、用語解説の 4 ページから 7 ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、下段、13款分担金及び負担金は、収入済額263万2,580円、前年度比3,736万7,830円の減、93.4%の減でした。

次ページに移りまして、14款使用料及び手数料は、収入済額2,811万799円、前年度比4万5,670円の増、0.2%の増でした。主な内訳は、2目土木使用料で、収入済額1,151万254円、2節住宅使用料は、収入済額857万7,900円、収入未済額は336万8,780円で、収入未済の該当者は6人でした。

22ページ、23ページに移りまして、下段、15款国庫支出金は、収入済額16億2,903万9,828円、前年度比3億4,336万3,841円の減、17.4%の減でした。国庫支出金の主なものは、次ページに移りまして、上段、1項1目2節児童運営費国庫負担金で、収入済額5億768万8,318円、すぐ下、3節障害者福祉費国庫負担金2億7,434万3,624円、4節児童手当国庫負担金で2億8,073万9,666円、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億131万4,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5,912万9,787円でした。

30ページ、31ページ上段、16款県支出金は、収入済額7億8,824万3,971円、前年度比3,785万1,683円の増、5.0%の増でした。

次に、38ページ、39ページに移りまして、下段、17款財産収入は、収入済額1,670万8,426円、前年度比184万8,853円の減、10.0%の減でした。

40ページ、41ページに移りまして、中段、18款寄附金は、収入済額1,724万7,097円、前年度比737万5,093円の減、30.0%の減でした。内訳としては、一般寄附金4件、104万97円、ふるさと納税1,139件、1,461万6,000円、ふるさと納税（クラウドファンディング）8件、39万1,000円、企業版ふるさと納税2件、120万円でした。

19款繰入金は、収入済額1億2,771万3,031円、前年度比1億5,548万4,973円の減、54.9%の減でした。

42ページ、43ページに移りまして、中段、20款繰越金は、収入済額1億8,250万6,372円、前年度比1億3,947万6,656円の減、43.3%の減でした。

21款諸収入は、収入済額7,002万7,710円、前年度比396万9,623円の増、6.0%の増でした。諸収入の主なものは、1項1目1節の延滞金で、収入済額961万7,644円、該当は1,035件でした。

50ページ、51ページに移りまして、中段、22款町債は、収入済額1億7,523万8,000円、前年度比1億2,096万2,000円の減、40.8%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債令和5年度末現在高をご覧ください。

一般会計から水道事業会計の全会計では78億7,582万2,162円で、前年度の合計と比較しますと4億2,043万3,197円の減、5.3%の減となっております。

決算書に戻っていただきまして、52ページ、53ページの一番下の行で、歳入合計は、収入済額81億5,830万4,996円、不納欠損額は173万7,947円、収入未済額は1億5,815万9,342円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書54ページ、55ページは歳出の総括となります。

56ページ、57ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款議会費です。支出済額8,966万6,038円、前年度と比較しますと519万431円の増、6.1%の増でした。

58ページ、59ページに移りまして、2款総務費、支出済額9億8,042万4,142円、前年度と比較しますと1億391万1,632円の減、9.6%の減でした。主な支出は、決算書の60ページ、61ページ下段、1項1目12節委託料の中で、自治会事務委託料4,267万9,200円支出しております。事業内容については、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、款項目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課・局・室名等が記載されております。令和5年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で43ページの資料となっております。

なお、自治会委託料の事業内容については、1ページの1番目に掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

各自治会の支出の内訳などについては、別添の決算参考資料、資料番号4、令和5年度自治会関係支出金一覧表を参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、66ページ、67ページ中段で、5目財産管理費12節委託料の中で公共施設樹木等管理業務委託料3,123万2,770円、委託内容は、町内を1工区から4工区に分け、発注し、除草等を行いました。同じく14節工事請負費の中で、庁舎等整備工事で1,653万8,500円、工事内容は庁舎会議室等の空調設備の改修工事を行いました。

次に、68ページ、69ページに移りまして、6目企画費の中で、ふるさと納税推進事業は、決算参考資料、資料番号1の2ページ下段に記載しております。10節需用費から13節使用料及び賃借料までで、総事業費は合計で605万5,860円支出しております。

決算書に戻っていただきまして、74ページ、75ページ中段、12目電子計算費、支出済額1億6,994万4,641円で、主な支出は、決算参考資料、資料番号1、5ページに記載しておりますデジタル田園都市国家構想交付金事業で、デジタル技術を活用した行政手続の利便性を向上させるため、役場窓口にキャッシュレス対応のセミセルフレジ4台、ウェブでの口振の手続を可能とする受付サービス、マイナンバーカードにより各種証明書を発行できるマルチコピー機を導入しました。また、AIを用いた議事録作成システムを導入し、議事録をスピーディーかつ正確に公開することで、より開かれた行政の実現を図りました。

決算書に戻りまして、86ページ、87ページ下段、3款民生費は、支出済額35億8,231万9,471円、前年度と比較しますと3,666万8,666円の増、1.0%の増となっております。主な支出は、90ページ、91ページ下段、3款1項1目19節扶助費で、低所得世帯支援給付金（均等割のみ課税世帯）1,080万円、こちらの給付金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている低所得の世帯（令和5年度の町民税所得割が非課税で均等割のみ課税されている世帯）に対し、1世帯当たり10万円の支給を行いました。同じく低所得世帯支援給付金（子ども加算）1,000万円、こちらも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高の影響を特に受けている低所得の子育て世帯（令和5年度の町民税均等割が非課税の世帯及び町民税所得割が非課税で均等割のみ課税されている世帯）に対して、その世帯に属する18歳以下の世帯員1人につき5万円を支給しました。続いて、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金3,684万円、こちらは国の地方創生臨時交付金を活用して、電力・ガス・食料品等価格高騰支援として、町民税均等割が非課税の世帯に対して1世帯当たり3万円の支給を行いました。

次ページ上段に移りまして、物価高騰対応重点支援給付金は8,694万円、こちらは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、特に物価高騰の影響が大きい低所得世帯（令和5年度の町民税均等割が非課税の世帯）に対して、1世帯当たり7万円の支給を行いました。決算参考資料、資料番号1では8ページから10ページに掲載しております。

決算書に戻っていただきまして、94ページ、95ページ中段、5目障害者福祉費の中で、障害者自立支援事業、決算参考資料、資料番号1では13ページから14ページに掲載しております。7節報償費から22節償還金、利子及び割引料までで、合計で3億9,029万69円支出しております。障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行いました。同じく5目の中で、障害児支援事業、決算参考資料、資料番号1の14ページ下段に掲載しております。12

節委託料から22節償還金、利子及び割引料までで、合計で1億6,765万4,473円支出しております。身体または精神面での発達に障害を抱える児童に対する支援を実施している事業所に障害児通所支援費及び障害児相談支援費を支払い、児童の療育を支援しました。

決算書に戻っていただきまして、104ページ、105ページ中段、3目児童保育費の中の主な支出で、決算参考資料、資料番号1の18ページ下段に掲載しております。子どものための教育・保育給付、12節委託料で、保育所運営委託料8億2,654万7,580円、18節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費は3億135万1,282円支出しております。

決算書108ページ、109ページに移りまして、中段、4款衛生費、支出済額8億2,203万8,761円、前年度と比較しますと1億2,934万4,556円の減、13.6%の減でした。主な支出は、112ページ、113ページ上段、1項保健衛生費2目予防費の中で、新型コロナワクチン接種事業で、決算参考資料、資料番号1の22ページから23ページに掲載しております。1節報酬から22節償還金、利子及び割引料までで、合計で7,459万7,588円支出しております。

決算書に戻りまして、116ページ、117ページ中段、1項保健衛生費3目母子衛生費18節負担金、補助及び交付金の中で、出産・子育て応援給付金、繰越明許と合わせまして3,170万円支出しております。全ての妊婦、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう給付を行いました。

次に、120ページ、121ページ下段、5款労働費は、支出済額747万7,699円、前年度と比較しますと218万866円の減、22.6%の減でした。

続いて、6款農林水産業費は、支出済額3億2,690万5,540円、前年度と比較しますと5,384万2,618円の減、14.1%の減でした。主な支出は、決算書128ページ、129ページ中段、6目地籍調査事業で、決算参考資料、資料番号1では31ページ上段、7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までで2,050万3,975円支出しました。令和5年度は大久保4地区（善徳地区、前原地区）を調査しました。

決算書に戻っていただきまして、132ページ、133ページ上段、7款商工費は、支出済額7,838万9,699円、前年度と比較しますと4,418万9,122円の減、36.0%の減でした。主な支出は、134ページ、135ページ上段の1項1目12節委託料の中で、緑地運動公園及びリバーピア吉岡指定管理料2,579万円支出いたしました。

8款土木費は、支出済額5億7,722万6,758円、前年度と比較しますと8,792万6,920円の減、13.2%の減でした。主な支出は、決算書138ページ、1

39ページ中段で、2項2目14節工事請負費で7,788万3,351円支出しております。工事内容は道路維持補修工事で、道路の緊急補修、側溝、排水等の緊急補修、フェンス等の整備補修、除草、雑木伐採等を行いました。

140ページ、141ページ上段、2項3目道路新設改良費14節工事請負費で4,541万9,230円支出しております。決算参考資料、資料番号1では34ページに掲載されております。工事内容は、通学路合同点検により抽出された対策必要箇所について、交通安全対策補助制度を活用し、工事を実施し、改善を図りました。

決算書146ページ、147ページ中段、9款消防費は、支出済額3億5,958万9,502円、前年度と比較しますと4,780万2,765円の減、11.7%の減でした。主な支出は、決算書148ページ、149ページ中段で、1項2目消防施設費18節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（消防救急等）3億2,253万3,000円を支出しました。

次ページ、150ページ、151ページ中段に移りまして、10款教育費、支出済額8億1,520万9,719円、前年度と比較しますと5,894万367円の増、7.8%の増でした。主な支出は、決算書154ページ、155ページ下段、1項2目27節繰出金、学校給食事業特別会計繰出金で、（食材費助成分）500万円、同じく、すぐ下、（第3子以降給食費無料化分）290万6,480円、次ページに移りまして、（新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金分）1,100万円、（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分）400万円、そのほか、164ページ、165ページ下段、2項2目27節繰出金で、駒小・明小学校給食事業特別会計繰出金として、合計で1,505万5,600円、170ページ、171ページ下段、3項2目27節繰出金で、吉中学校給食事業特別会計繰出金で717万3,450円支出しております。児童の保護者が負担する学校給食費に対して、児童1人当たり1万450円を補助することを目的として、学校給食事業特別会計へ繰り出しを行いました。一般会計からの繰出金の合計は4,513万5,530円となっております。

次に、決算書172ページ、173ページ上段、3項3目学校建設費14節工事請負費の中で、屋外階段改修工事3,060万2,000円を支出しました。吉岡中学校北校舎の東側と西側にある屋外階段の老朽化に伴い改修工事を行いました。

188ページ、189ページに移りまして、中段、11款災害復旧費の支出はございませんでした。

次ページに移りまして、上段、12款公債費は、支出済額4億6,701万2,755円、前年度と比較しますと3,277万8,201円の減、6.6%の減でした。

13款諸支出金は、支出済額1,000円、前年度と同額でした。

14款予備費の支出はございませんでした。

192ページ、193ページに移っていただきまして、一番下の行、歳出の合計は81億626万1,084円、翌年度繰越額は1億1,220万5,800円、不用額は3億9,217万5,116円でした。

以上で一般会計歳入歳出の決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和6年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第14 認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の197ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億3,954万6,320円、歳出総額は1億3,883万8,036円、歳入歳出差引額は70万8,284円、実質収支額も同額の70万8,284円でした。前年度と比較しますと、歳入総額については1,423万8,967円の増、増減率では11.4%の増でした。歳出総額については1,398万308円の増、増減率では11.2%の増でした。

次に、198ページ、199ページをお願いいたします。

令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

200ページ、201ページは、その歳出です。

202ページ、203ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

204ページ、205ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款給食費納入金は、収入済額9,390万3,670円、収入未済額は342万5,557円でした。1項1目給食費納入金1節現年度分で9,344万7,745円、内訳としまして、教職員給食費879万6,980円、給食センター職員等給食費95万9,400円、児童生徒給食費8,369万1,365円、2節過年度分では45万5,925円となっております。別冊の主要施策の成果説明書の175ページをご覧ください。中段の3に給食費の納入状況を掲載しております。未納額内訳で、現年度分110万2,635円は、54人、34世帯、過年度分232万2,922円は62人、39世帯でした。

決算書に戻りまして、中段の2款繰入金は、収入済額4,513万5,530円、内訳としましては、給食費補助分繰入金として、明小、駒小、吉中3校合わせまして2,222万9,050円、食材費助成分繰入金として500万円、第3子以降給食費無料化分繰入金290万6,480円、物価高騰分繰入金1,500万円を繰り入れました。

3款繰越金は、収入済額44万9,625円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入は、収入済額5万7,495円は試食代、廃油回収等によるものです。

一番下の行へ行きまして、歳入合計は、収入済額1億3,954万6,320円、収入未済額は342万5,557円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書206ページ、207ページは、事項別明細書総括の歳出です。

208ページ、209ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款学校給食費は、支出済額1億3,883万8,036円で、内容は1項1目学校給食費15節原材料費で、給食用食材料費として1億3,864万2,336円と、26節公課費、消費税分として19万5,700円支出いたしました。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額1億3,883万8,036円、不用額は452万6,964円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第15 認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の213ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は18億7,735万330円、歳出総額は18億5,605万5,620円、歳入歳出差引額は2,129万4,710円、実質収支額も同額の2,129万4,710円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1億2,591万2,064円の減、増減率では6.3%の減でした。歳出総額につきましては1億693万979円の減、5.4%の減でした。

次に、214ページ、215ページをお願いします。

令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

216ページ、217ページは、その歳出です。

218ページ、219ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

220ページ、221ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款国民健康保険税は、収入済額3億9,886万5,195円、不納欠損額76万5,184円、収入未済額は6,765万2,240円でした。不納欠損の該当者は9人、収入未済の該当者は341人でした。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分かれ、その現年課税分と滞納繰越分となっております。

別冊の主要施策の成果説明書177ページをご覧ください。

国保加入世帯数及び被保険者数を年度ごとに記載しております。

決算書220ページ、221ページに戻りまして、2款一部負担金は、収入済額はございませんでした。

次ページに移りまして、3款使用料及び手数料は、収入済額1,000円。

4款国庫支出金は、収入済額14万円。

5款県支出金は、収入済額13億340万7,859円。

次ページに移りまして、6款財産収入は、収入済額8,465円で、国保基金利子で

す。

7款繰入金は、収入済額1億1,993万5,599円でした。内訳は、1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,236万6,970円、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,445万809円、3節職員給与費等繰入金823万3,476円、4節出産育児一時金等繰入金360万5,333円、5節財政安定化支援事業繰入金509万7,000円、6節未就学児均等割保険税繰入金125万2,702円、7節その他一般会計繰入金488万4,308円、8節産前産後保険税繰入金4万5,001円となっております。

226ページ、227ページに移りまして、8款繰越金は、収入済額4,027万5,795円。

続いて、9款諸収入は、収入済額1,471万6,417円でした。

次ページ、一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額18億7,735万330円、不納欠損額76万5,184円、収入未済額6,765万2,240円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書230ページ、231ページは、事項別明細書総括の歳出です。

232ページ、233ページからの事項明明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額831万7,476円。

次ページに移りまして、2款保険給付費は、支出済額12億6,895万3,200円、主な支出は、1項の療養諸費で、支出済額10億9,810万2,860円、下段、2項の高額療養費は、支出済額1億6,394万450円。

次ページ、236ページ、237ページに移りまして、中段の4項出産育児諸費は540万9,890円で、出産育児一時金の該当者は11人でした。5項葬祭費は、支出済額150万円、該当者は30人でした。

別冊の主要施策の成果説明書180ページ、181ページをご覧ください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を掲載しております。

182ページには、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額を掲載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、236ページ、237ページ下段で、3款国民健康保険事業費納付金、支出済額5億4,347万7,283円で、内訳としては、次ページ、1項医療給付費分は、支出済額3億5,988万2,968円、2項後期高齢者支援金等分、支出済額1億3,747万323円、3項介護納付金分、支出済額4,612万3,992円となっております。

続いて、4款共同事業拠出金は、支出済額39円でした。

次ページに移りまして、5款保健事業費は、支出済額1,899万4,519円、内訳としては、1項特定健康診査等事業費で、支出済額1,074万719円、2項保健事業費は、支出済額825万3,800円でした。2目疾病予防費の中、18節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金250万円の該当者は125人でした。

6款基金積立金は、支出済額840万3,000円でした。

次ページに移りまして、7款公債費は支出ございませんでした。

8款諸支出金は、支出済額791万103円でした。

9款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額18億5,605万5,620円、不用額は9,695万2,380円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第16 認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の247ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は15億5,445万7,988円、歳出総額は14億5,459万6,104円、歳入歳出差引額は9,986万1,884円、実質収支額も同額の9,986万1,884円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては3,087万3,864円の増、増減率では2.0%の増でした。歳出総額につきましては2,798万8,297円の増、2.0%の増でした。

次に、248ページ、249ページをお願いします。

令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

250ページ、251ページは、その歳出です。

252ページ、253ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

254ページ、255ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款保険料は、収入済額3億8,941万9,200円、不納欠損額90万3,485円、収入未済額は119万9,400円でした。不納欠損の該当者は26人、収入未済の該当者は60人でした。

1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億5,827万200円、収入未済額のマイナス129万3,900円は、死亡等による払戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額3,068万5,100円、収入未済額は127万3,700円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額46万3,900円、不納欠損額90万3,485円、収入未済額は121万9,600円でした。

別冊の主要施策の成果説明書186ページをご覧ください。

年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、参考にご確認いただ

ければと思います。

決算書254ページ、255ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金は、収入済額2億9,274万1,846円で、主なものは、1項国庫負担金で、収入済額2億6,766万6,065円で、現年度分介護給付費負担金です。

256ページ、257ページに移りまして、3款支払基金交付金は、収入済額3億6,771万円。

4款県支出金は、収入済額1億9,890万8,000円で、主なものは、1項県負担金で、収入済額1億8,960万1,000円でした。

258ページ、259ページに移りまして、5款財産収入は、収入済額7,899円。

6款繰入金は、収入済額2億775万7,026円でした。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で9,697万6,317円でした。

260ページ、261ページに移りまして、8款諸収入は、収入済額93万7,700円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額15億5,445万7,988円、不納欠損額は90万3,485円、収入未済額は799万872円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書262ページ、263ページは、事項別明細書総括の歳出です。

264ページ、265ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額2,462万2,787円。

266ページ、267ページに移りまして、中段、2款保険給付費は、支出済額12億7,449万3,181円、主な支出は、1項介護サービス等諸費、支出済額11億7,573万3,446円、次ページに移りまして、下段、2項介護予防サービス等諸費、支出済額3,528万6,124円、272ページ、273ページに移りまして、下段、6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,021万3,736円などでした。

274ページ、275ページに移りまして、中段、3款財政安定化基金拠出金は支出ございませんでした。

4款地域支援事業費、支出済額5,917万1,742円、主な支出は、1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,587万1,035円、次ページに移りまして、中段、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,264万8,288円でした。

278ページ、279ページに移りまして、下段、5款基金積立金は4,384万8,000円。

6款予備費の支出はございませんでした。

280ページ、281ページに移りまして、7款諸支出金5,246万394円、別冊

の主要施策の成果説明書187ページ中段から189ページをご覧ください。給付状況が記載されております。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻りまして、280ページ、281ページ、一番下の行、歳出の総額は、支出済額14億5,459万6,104円、不用額は6,617万5,896円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第17 認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の285ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は2億5,106万7,542円、歳出総額は2億4,569万6,542円、歳入歳出差引額は537万1,000円、実質収支額も同額の537万1,000円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,099万9,400円の増、増減率では4.6%の増でした。歳出総額につきましては1,082万6,300円の増、4.6%の増でした。

次に、286ページ、287ページをお願いします。

令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

288ページ、289ページは、その歳出です。

290ページ、291ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

292ページ、293ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億8,008万6,900円、不納欠損額6万4,800円、収入未済額は117万5,700円、不納欠損の該当者は3人、収入未済の該当者は14人でした。内訳としましては、1項1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料は、収入済額1億1,403万6,200円、収入未済額のマイナス13万8,600円は死亡等による払戻し分です。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額6,586万4,200円、収入未済額は73万4,300円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額18万6,500円、不納欠損額6万4,800円、収入未済額は58万円でした。

2款繰入金、収入済額5,737万7,815円、内訳としまして、1項1目事務費繰入金1,412万6,254円、2目保険基盤安定繰入金は4,325万1,561円でした。

3款繰越金は、収入済額519万7,900円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入は、収入済額840万4,927円でした。

次ページに移りまして、一番下の行、歳入合計は、収入済額2億5,106万7,542円、不納欠損額6万4,800円、収入未済額は117万5,700円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

296ページ、297ページは、事項別明細書総括の歳出です。

298ページ、299ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額1,089万7,208円、主な支出は、1項1目一般管理費12節委託料の中の健康診査委託料で683万3,596円でした。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億3,440万8,003円、内訳としましては、1項1目18節負担金、補助及び交付金で、広域連合事務費等負担金1,124万2,642円、保険料等負担金1億7,991万3,800円、保険基盤安定負担金4,325万1,561円でした。

3款諸支出金は、支出済額39万1,331円でした。

300ページ、301ページに移りまして、4款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額2億4,569万6,542円、不用額は549万5,458円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで13時まで休憩とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第18 認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第18、認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和5年度吉岡町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益処分を実施し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度吉岡町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、認定第6号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書の305ページをお願いいたします。

目次で、1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。

ページをめくっていただきまして、306、307ページの令和5年度吉岡町水道事業決算報告書をご覧ください。

款・項・決算額の順で説明いたします。

初めに、1、収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴って発生する収支、決算です。

収入では、第1款水道事業収益、右ページ上段、決算額4億4,396万4,722円、内訳として、第1項営業収益3億9,883万9,802円。主に、水道使用料及び住宅新築に伴う水道の新規加入金です。なお、詳細については、321ページ以降の水道事業

会計収益費用明細書をご覧ください。

戻りまして、第2項営業外収益4,512万4,920円。主に、長期前受金戻入と下水道事業からのメーター検針に係る負担金です。

続いて、第3項特別利益は、決算額ゼロ円です。

次に、支出の欄に移ります。

第1款水道事業費用、決算額4億1,733万9,082円。内訳として、第1項営業費用3億8,157万1,042円、水道事業運営における維持管理費で、配水給水費や総係費など事務事業の経費や、水道資産の目減り分である減価償却費などが含まれております。

続いて、第2項営業外費用3,576万8,040円、こちらは企業債の利子償還金と消費税です。

次に、第3項特別損失及び第4項予備費については、決算額ゼロ円でございます。

それでは、次の308、309ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出は、水道施設の整備に関する収支、決算です。

収入では、第1款資本的収入、右ページ上段、決算額3,000万円。内訳として、第2項出資金3,000万円、老朽化施設の更新など、経営基盤を強化する目的で、町の一般会計から繰り出された出資金でございます。

次に、支出の欄に移ります。

第1款資本的支出、決算額9,674万5,412円、右の欄の翌年度繰越額、継続費繰次繰越額7億9,217万5,000円、これは上ノ原浄水場改修工事に伴う継続費の繰越しです。

続いて、第1項建設改良費2,754万6,666円。主に、職員の人件費及び配水管の布設替え工事費とその設計業務委託料です。なお、詳細については、325ページの水道事業会計資本的収入支出明細書をご覧ください。

次に、第2項企業債償還金6,919万8,746円は、企業債の元金の償還分です。

最下段の記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載したものでございます。

なお、306ページから309ページまでの収支決算報告書は、全て消費税込みの金額となっております。

続いて、310、311ページの令和5年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

この損益計算書は、水道事業の1年間の経営活動や経営成績を示したものでございます。

310ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。

なお、この金額については、先ほどご説明しました決算額から預り金である消費税の金額を差し引いた金額、税抜きの金額で記載されております。

1の営業収益は、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額、右ページの3億6,273万6,192円。

2の営業費用は、(1)配水及び給水費から(5)その他営業外費用までを足した額、右ページの3億6,512万9,153円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を引いた額、右ページの239万2,961円が営業損失となります。

3の営業外収益は、(1)長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額、右ページの4,485万6,464円。(1)の長期前受金戻入は、繰延収益より工事などで得た補助金等の令和5年度分の収益化額で、長期前受金の戻入れ分として計上しております。また、雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道事業会計からの検針負担金などです。

4の営業外費用は、(1)支払利息と(2)雑支出を足した額、右ページの1,767万6,882円となります。

営業外収益から営業外費用を差し引いた、右ページ、2,717万9,582円から営業損失の239万2,961円を差し引いた2,478万6,621円が令和5年度における経常利益となります。また、同額が当年度純利益となり、黒字決算となっております。

なお、この純利益2,478万6,621円が当年度における未処分利益剰余金となります。

続いて、312、313ページをご覧ください。

上段の表は、令和5年度の水道事業剰余金計算書で、剰余金の積み立て状況とその残高を示したものでございます。

表の左側、資本金の当年度変動額は、町からの出資金3,000万円の増です。当年度末残高は11億7,595万2,182円です。

表の右側、利益剰余金の合計は、当年度純利益2,478万6,621円が増加し、当年度末残高は9億125万1,350円となります。

資本合計の当年度末残高は5,478万6,621円増の20億7,720万3,532円となります。

次に、下の表をご覧ください。当年度発生した未処分利益剰余金に係る剰余金処分計算書(案)です。地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案となります。

右ページにあります未処分利益剰余金の当年度末残高2,478万6,621円の全額について、建設改良積立金への積み立て処分とし、建設改良積立金の残高を1億9,693万3,813円から2億2,172万434円に増額するものです。これにより、表の

右下、未処分利益剰余金の残高はゼロ円となります。処分案については以上です。よろしくお願いいたします。

次に、314、315ページをご覧ください。

令和5年度吉岡町水道事業貸借対照表です。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものでございます。表は、資産の部と負債の部及び資本の部に分かれております。

まず、資産の部ですが、1の固定資産（1）の有形固定資産は、イの土地からチの建設仮勘定までの合計で34億1,035万8,519円です。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収される債権、売却によって現金に換えることができる資産及び上ノ原浄水場改修工事の前払い金2億8,817万8,000円で、（1）の現金預金から（4）の前払い金までの合計は7億2,740万8,523円です。

資産の合計は、固定資産と流動資産の合計で、314ページ右下、41億3,776万7,042円となります。

それでは、次ページの負債の部に移ります。

3の固定負債の（1）企業債7億8,451万460円は、令和7年度以降に償還期限が到来する企業債元金の未償還残高となります。

4の流動負債は、（1）企業債から（4）引当金までの合計で1億1,548万8,421円です。

5の繰延収益は、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の差引き額で11億6,056万4,629円となり、負債の合計としましては20億6,056万3,510円となります。

次に、資本の部です。

6の資本金は11億7,595万2,182円です。

7の剰余金は9億125万1,350円です。

（1）利益剰余金については、これまでの事業活動において生み出した利益をそれぞれに積み立てた額となります。イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金までの合計額です。

資本の合計は、資本金と剰余金を足した額で20億7,720万3,532円です。

また、負債の部と資本の部を足した合計額は41億3,776万7,042円であり、314ページの資産合計の額と同額になります。

次の316ページからは、決算附属資料となる水道事業報告書です。

（1）総括、（2）経営指標に関する事項、（3）予算等の議会議決事項、317ペー

ジには建設工事の概況を記載しております。なお、上ノ原浄水場の改修工事については、工事が完成していないため、記載しておりません。

次に、318ページをご覧ください。

3の業務(1)業務量の年度末給水人口は2万2,470人で、前年度比100.7%と微増であります。また、年度末給水戸数は8,924戸、年間配水量は309万619立方メートル、年間有収水量は254万5,474立方メートルでした。

続いて、319ページの(3)事業費に関する事項で、①の供給単価は130円75銭、②の給水原価は132円57銭であり、販売する単価が給水原価を僅かに下回る状況です。

次に、4の会計(2)の企業債の概況についてですが、本年度末の未償還残高は8億5,128万4,991円です。

なお、企業債の詳細については、328、329ページの企業債明細書をご覧ください。

続きまして、320ページの水道事業キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書は、令和5年度の事業活動によりどれだけの資金が増減したのかを示すものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、ページ中段の1億3,903万8,548円の資金が増加した結果となっております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは1,194万301円の資金が減少し、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは3,919万8,746円の資金が減少しています。

令和5年度においては、これらの合計として8,789万9,501円の資金が増加しておりますので、令和5年度の期首残高2億8,896万8,430円から、期末残高では3億7,686万7,931円となっております。なお、この金額につきましては、314ページをご覧くださいまして、貸借対照表の資産の部、2、流動資産(1)現金預金の額と一致していることがご確認いただければと思います。

それでは最後に、321ページ以降につきましては、説明の冒頭でもお伝えしたとおり、収支明細書や固定資産の明細書等を添付しておりますので、参考にご覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一

広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第19 認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和5年度吉岡町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益処分を実施し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度吉岡町下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） 認定第7号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書の334ページをお願いします。

目次で、1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。

ページをめくっていただき、336、337ページの令和5年度吉岡町下水道事業決算

報告書をご覧ください。款・項・決算額の順で説明いたします。

初めに、1収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴って発生する収支、決算です。

収入では、第1款公共下水道事業収益、右ページ上段、決算額2億9,428万6,816円。内訳として、第1項営業収益1億2,350万3,110円。全てが下水道使用料です。なお、詳細については、352ページ以降の下水道事業会計収益費用明細書をご覧ください。

戻りまして、第2項営業外収益1億7,078万3,706円。主に、一般会計補助金、長期前受金戻入や排水設備指定工事店申請手数料です。

続いて、第3項特別利益は、決算額ゼロ円です。

次に、第2款農業集落排水事業収益1億5,885万5,039円、内訳として、第1項営業収益3,072万9,120円。全てが農業集落排水使用料です。

続いて、第2項営業外収益1億2,812万5,919円。主に、一般会計補助金と長期前受金戻入です。

次に、支出の欄に移ります。

第1款公共下水道事業費用、決算額2億7,841万4,770円。内訳として、第1項営業費用2億5,659万5,412円。公共下水道事業運営における維持管理費で、管渠費や総係費などの事務事業の経費や、下水道資産の目減り分である減価償却費などが含まれております。

続いて、第2項営業外費用2,181万9,358円。こちらは企業債の利子償還金と消費税です。

次の第3項特別損失については、決算額ゼロ円でございます。

次に、第2款農業集落排水事業費用1億4,921万3,258円。内訳として、第1項営業費用1億3,169万4,993円。農業集落排水事業運営における維持管理費で、管渠費や総係費など事務事業の経費や、農業集落排水資産の目減り分である減価償却費などが含まれております。

続いて、第2項営業外費用1,751万8,265円。こちらは企業債の利子償還金と消費税です。

次の第3項特別損失については、決算額ゼロ円でございます。

それでは、次の338、339ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出は、下水道施設の整備に関する収支、決算です。

収入では、第1款公共下水道事業資本的収入、右ページ上段、決算額1億5,985万6,090円。内訳として、第1項企業債9,680万円。建設改良、公共下水道管渠工

事に関わる企業債です。

続いて、第2項負担金等1,882万2,090円。こちらは受益者負担金で、農地転用に伴う開発などの一括納付や、新たに公共下水道が供用開始となった大久保地区の負担金納付によるものです。

次に、第3項補助金3,660万円。国庫補助金3,430万円と県費補助金230万円です。

続いて、第4項一般会計補助金763万4,000円。公共下水道の施設整備に関わる補助金です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的収入5,711万2,000円。内訳として、第1項負担金等58万円。こちらは受益者分担金で、一括納付の2件分でございます。

続いて、第2項一般会計補助金5,653万2,000円。農業集落排水事業に関わる補助金です。

次に、支出の欄に移ります。

第1款公共下水道事業資本的支出、決算額2億5,707万6,812円。内訳として、第1項建設改良費1億5,024万4,080円。主に、職員の人件費や工事請負費です。当年度も大久保道城辺玉地区及び大久保長坂西地区の供用開始に向けた整備工事を行いました。なお、詳細については、357ページの下水道事業会計資本的収入支出明細書をご覧ください。

続いて、第2項企業債償還金1億683万2,732円は、企業債の元金の償還分です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出、決算額7,230万1,087円。内訳として、第1項企業債償還金7,230万1,087円。企業債の元金の償還分です。

表の最下段の記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載したものです。

なお、336ページから339ページまでの収支決算報告書は、全て消費税込みの金額となっております。

続いて、340、341ページの令和5年度吉岡町下水道事業損益計算書をご覧ください。

この損益計算書は、下水道事業の1年間の経営活動や経営成績を示したものでございます。

340ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。なお、この金額については、先ほどご説明しました決算額から預り金である消費税の金額を差し引いた金額、税抜きで記載されております。

1の営業収益は、(1)下水道使用料の1億4,021万1,126円で、公共下水と

農業集落排水の使用料の合計額です。

2の営業費用は、(1)管渠費から(4)減価償却費までの合計額で、右ページの3億7,841万3,185円です。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を引いた額、右ページの2億3,820万2,059円が営業損失となります。

3の営業外収益は、(1)維持管理負担金から(5)県補助金までの合計額で、右ページの2億9,888万8,631円です。(1)の維持管理負担金は、渋川市からの区域外流入による施設維持管理費用等の一部として負担をいただいているものでございます。また、(4)雑収益は、指定工事店の新規及び更新に伴う申請手数料などです。

4の営業外費用は、(1)支払利息と(2)雑支出を足した額、右ページの4,261万7,068円となります。

営業外収益から営業外費用を差し引いた、右ページ、2億5,627万1,563円から、営業損失の2億3,820万2,059円を差し引いた1,806万9,504円が令和5年度における経常利益となります。また、同額が当年度純利益となり、黒字決算となっております。なお、この純利益1,806万9,504円が当年度における未処分利益剰余金となります。

続いて、342、343ページをご覧ください。

上段の表は、令和5年度の下水道事業剰余金計算書で、剰余金の積み立て状況とその残高を示したものです。

表の右側、利益剰余金の合計は、当年度純利益1,806万9,504円が増加し、当年度末残高は7,786万842円となります。

資本合計の当年度末残高は1,806万9,504円増の17億1,438万3,316円となります。

次に、下の表をご覧ください。

当年度発生した未処分利益剰余金に係る剰余金処分計算書(案)です。地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案となります。

表の右上にあります未処分利益剰余金の当年度末残高1,806万9,504円の全額について、減債積立金への積み立て処分とし、減債積立金の残高を5,979万1,338円から7,786万842円に増額するものです。これにより、表の右下、未処分利益剰余金の残高はゼロ円となります。処分案については以上です。よろしくお願いたします。

次に、344、345ページをご覧ください。

令和5年度吉岡町下水道事業貸借対照表です。下水道事業の財政状況を明らかにしたも

ので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものでございます。表は、資産の部と負債の部及び資本の部に分かれております。

まず、資産の部ですが、1の固定資産(1)の有形固定資産は、イの土地からへの建設仮勘定までの合計で65億8,417万8,737円です。(2)の無形固定資産は、イの地上権からハのソフトウェアまでの合計で4,844万5,619円です。固定資産の合計は、合わせて66億3,262万4,356円となります。

続いて、2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収される債権、売却によって現金に換えることができる資産で、(1)の現金預金から(3)の前払金までの合計は2億6,911万2,438円です。

資産の合計は、固定資産と流動資産の合計で、344ページ右下、69億173万6,794円となります。

それでは、次ページの負債の部に移ります。

3の固定負債の(1)企業債18億7,609万4,677円は、令和7年度以降に償還期限が到来する企業債元金の未償還残高となります。

4の流動負債は、(1)企業債から(3)引当金までの合計額で2億720万3,261円です。

5の繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の差引き額で31億405万5,540円となり、負債の合計としましては51億8,735万3,478円となります。

次に、資本の部です。

6の資本金は16億3,652万2,474円です。

7の剰余金は7,786万842円です。(2)利益剰余金については、これまでの事業活動において生み出した利益を積み立てた額となります。

資本の合計は、資本金と剰余金を足した額で17億1,438万3,316円です。

また、負債の部と資本の部を足した合計額は69億173万6,794円であり、344ページの資産合計の額と同額となります。

次の346ページからは、決算附属書類となる下水道事業報告書です。(1)総括及び経営指標の推移、(2)予算等の議会議決事項、(3)行政官庁認可事項。347ページから348ページ中段までには、建設工事の概況を記載しております。なお、国庫補助金については、大久保地区の管渠工事で4件、工事費の合計で5,439万5,000円です。また、県費補助につきましては10件で、工事費の合計が4,653万1,100円です。

次に、348ページの中段から下となります。

3の業務(1)業務量、公共下水道事業の年度末水洗化人口は1万1,839人で、前年度比103.4%、年度末戸数は3,830戸で、前年度比103.5%と微増であります。また、年間処理水量は99万3,207立方メートル。年間有収水量も同量で、有収率は100%です。これは、水道使用水量を汚水量と認定し、処理水量及び有収水量としているためです。

続いて、349ページの農業集落排水事業の年度末水洗化人口は3,130人で、前年度比101.2%、年度末戸数は1,134戸で、前年度比101.3%と微増であります。また、年間処理水量は26万48立方メートル、年間有収水量は25万867立方メートルで、有収率は96.5%です。

次に、(3)事業費に関する事項で、公共下水道事業の①の使用料単価は113円、②の汚水処理原価は150円であり、使用料単価が下水処理原価を下回る状況です。

続いて、農業集落排水事業の①の使用料単価は111.4円、②の汚水処理原価は183.7円であり、使用料単価が汚水処理原価を下回る状況です。

次に、350ページに移りまして、4の会計(2)の企業債の概況についてですが、年度内の借入れ状況や年度末残高を記載しております。本年度末の未償還残高は20億4,549万2,366円です。なお、企業債の詳細については、362ページから368ページの企業債明細書をご覧ください。

続きまして、351ページの下水道事業キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書は、令和5年度の事業活動により、どれだけの資金が増減したのかを示すものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、ページ中段の1億5,937万5,772円の資金が増加した結果となっております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは3,081万5,604円の資金が減少し、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは8,233万3,819円の資金が減少しています。

令和5年度においては、これらの合計として4,622万6,349円の資金が増加しておりますので、令和5年度の期首残高1億8,380万3,373円から期末残高では2億3,002万9,722円となっております。なお、この金額につきましては、344ページをご覧くださいまして、貸借対照表の資産の部、2、流動資産(1)現金預金の額と一致していることがご確認いただけると思います。

最後に、352ページ以降につきましては、説明の冒頭でもお伝えしたとおり、収支明細書や固定資産の明細書等を添付しておりますので、参考にご覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和5年度吉岡町下水道事業会計決算につきまして、令和6年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された下水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、予算決算常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、令和5年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

石関代表監査委員には、お疲れさまでした。

ここで代表監査委員が退場しますので、暫時休憩とします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第20 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第20、議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億79万2,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、地方特例交付金をはじめ、本年度の普通交付税が確定したことによる増額、また新規事業や事業費変更などに伴う国・県補助金等の補正をしております。

歳出の主な内容は、全般的事項として、人事異動及び各種手当の増減に伴う人件費の計上をはじめ、3款民生費では、障害者福祉費で令和5年度の事業確定に伴う国や県への返還金を計上、また駒寄第3学童クラブ増築工事に伴う工事費の計上、10款教育費では、駒寄スマートIC産業団地事業に伴う開発確認調査業務委託料を計上しております。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）。

議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案説明の中で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」による。内容は、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書で説明します。

第2条の債務負担行為の補正については、「第2表・債務負担行為補正」によるということで、7ページをご覧ください。

「第2表・債務負担行為補正」追加として、1行目は、吉岡町指定ごみ袋等販売事業として、期間は令和7年度、限度額は3,135万8,000円です。

2行目、給食センター基本計画策定業務委託として、期間は令和7年度、限度額として1,359万5,000円でございます。

第3条の地方債の補正については、「第3表・地方債補正」によるということで、8ページをご覧ください。

上段は追加として、一般事業費（北下町営住宅北棟解体事業）として、起債限度額820万円です。

下段は変更として、1行目は臨時財政対策債について、起債限度額1,000万円を1,076万2,000円増額し、2,076万2,000円に補正するものとなります。

2行目、公共施設等適正管理推進事業債（北下町営住宅北棟解体事業）について、起債限度額1,740万円を790万円減額し、950万円に補正するものです。

なお、上段、下段の括弧内の起債目的が同じ理由としては、起債の種類について、より優位なものを適用した結果となります。

次に、歳入の主なものです。歳入の計上は、主に歳出の事業費の新設や変更に伴うものとなります。

12ページをご覧ください。

10款1項1目1節地方特例交付金、住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金527万8,000円の増及び定額減税減収補てん特例交付金437万8,000円の増は、共に特別控除による減収分の交付決定に伴うものです。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税は494万8,000円の増は、算定の結果、交付額が確定したことによるものです。

次に、13ページをご覧ください。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金4節児童手当国庫負担金、児童手当国庫負担金5,882万6,000円の増は、児童手当の拡充によるものです。また、同じく2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金2,490万円の増は、高齢者への定期接種に対する国庫負担金です。

次に、14ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金4節学童保育事業費国庫補助金、子ども・子育て支援施設整備交付金（学童クラブ施設整備事業）2,819万4,000円の増及び15ページの16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金9節学童保育事業費県補助金281万9,000円の増は、駒寄第3学童クラブ増築に対する国、県の補助分です。

次に、16ページをご覧ください。

19款繰入金にあるとおり、補正後の財政調整基金からの繰入金は1億2,054万2,000円増の12億525万6,000円です。

20款1項1目1節繰越金は、令和5年度の決算実質収支額の確定により1,220万4,000円増の2,129万7,000円です。

歳入の最後、22款町債は、先ほど地方債の補正にて説明したので省略します。

次に、歳出の主なものです。

歳出のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて、人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は省略します。

19ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費12節タクシー運賃等助成委託料308万4,000円の増は、交通弱者がタクシーを利用する際に支払う運賃等の一部助成に対する計上

となります。同じく9目基金費24節積立金、財政調整基金610万2,000円の増は、令和5年度の決算により実質収支が確定したことによる計上となります。

24ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料、返還金2,941万6,000円の増は、令和5年度事業の精算に伴い国と県に返還するものとなります。

25ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金、病児保育事業補助金594万1,000円の増は、病気の急性期の子供を預かることで、保護者の子育てと就労の両立等を支援することを目的とした計上です。同じく5目学童保育事業費14節工事請負費、駒寄第3学童クラブ増築工事4,162万4,000円の増は、歳入でも説明した施設整備に伴う計上です。

27ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節委託料、予防接種委託料4,400万円の増は、高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン定期接種費用に伴う計上です。

33ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費、道路維持補修費(単独)1,020万円の増は、町道等の維持補修管理に係る緊急補修工事等に伴う計上です。

37ページをご覧ください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費14節工事請負費、駒小維持補修工事255万3,000円の増は、駒寄小学校のエレベーター機器修理に伴う計上です。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な内容となります。

43ページから47ページまでは、給与費明細書です。

48ページから49ページまでは、債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書です。今回の補正予算で債務負担行為を追加しましたので、本調書を添付しました。

50ページは、地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で臨時財政対策債等、起債の借入れ限度額を変更したので、本調書を添付しました。

また、参考資料として、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で5ページの別冊を添付しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第21 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第21、議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,133万4,000円とするものであります。

補正の内容については、令和5年度決算の確定による繰越金の増額によるものです。

なお、詳細については、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは、議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をします。

本補正の内容としては、先ほど町長が申し上げたとおり、令和5年度の決算額が確定いたしまして、実質収支額が70万8,284円となり、これを令和5年度からの繰越金として歳入を補正し、併せて歳出を同額補正するものです。

それでは、6ページをご覧ください。

初めに、歳入です。

3款1項1目繰越金は、当初の予算で3万円を計上していましたが、令和5年度決算額の確定に伴い67万8,000円を増額し、70万8,000円とするものです。

次に、7ページをご覧ください。

歳出になります。

1款1項1目学校給食費10節需用費、給食用食材料費を歳入と同額の67万8,000

0円増額するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第22 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第22、議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,097万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和5年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金の2,134万9,000円の減は、令和5年度の決算が確定したことにより、その下の8款1項1目繰越金において、前年度繰越金2,129万3,000円の増に伴い、基金からの繰入金が減額になるものとなります。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出の部、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1節報酬、会計年度任用職員5万6,000円の減は、人件費の調整によるものです。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第23 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第23、議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,602万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,052万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和5年度の決算による繰越額の確定や、介護保険料の本算定に伴う保険料収入の見直しによるものでございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入から説明します。

7ページをご覧ください。

1款1項の介護保険料です。1目1節現年度分特別徴収保険料1,767万円の増及び2節現年度分普通徴収保険料340万8,000円の減は、共に令和6年度介護保険料本算定による補正となります。

続いて、2款国庫支出金です。1目の調整交付金は、令和6年度において吉岡町の交付

割合がゼロ%となったため、当初の予算を落とすための補正です。続く2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）40万4,000円の減と3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）170万円の減は、歳出の4款地域支援事業費のうち包括的支援事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を減額したことによる補正になります。

さらに、8ページから9ページにかけて、3款支払基金交付金及び4款県支出金、6款繰入金、それぞれの地域支援事業交付金も同様の理由で減額しております。

次に、10ページをご覧ください。

7款繰入金の9,986万円の増は、令和5年度の決算により繰越金が確定したことに伴う補正となります。

続いて、歳出に移ります。

11ページをご覧ください。

1款3項1目の認定調査費は、認定調査員の社会保険料の変更に対応するものです。

続いて、2款保険給付費及び4款地域支援事業費のうち、補正額がゼロ円となっている各項目については、右端の説明欄に記載のとおり、調整交付金が不交付になったことに伴う財源変更のみの補正となります。

次に、14ページ中段、4款地域支援事業費1項1目包括的支援事業費44万4,000円の減は、職員の産休に伴う人事異動により包括支援センターの職員が法人部門へ異動したことによる人件費1名分の減額となります。

16ページをご覧ください。

5款の基金積立金3,886万1,000円の増は、令和5年度の繰越金から過年度分の償還金及び今年度の事業費等を差し引いた額となります。

最後に、17ページの7款1項2目の償還金は、令和5年度の給付費確定に伴う国庫支出金等への返還金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第24 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（廣嶋 隆君） 日程第24、議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,519万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和5年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

6ページ、歳入をご覧ください。

歳入、2款1項一般会計繰入金1目1節事務費繰入金、広域連合事務費負担金は16万1,000円の減。

次に、3款1項1目繰越金497万2,000円の増は、令和5年度決算が確定したことによるものです。

7ページの歳出をご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節報償費、謝礼（一体的実施）20万4,000円の減は、人件費の調整によるものです。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金497万2,000円の増は、保険料等負担金を増額し、補正後額を2億6,963万4,000円とするものとなります。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第25 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第25、議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、第2条収益的収入及び支出の支出について、第1款水道事業費用を221万4,000円の増額補正とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出の支出について、第1款資本的支出を140万8,000円の増額補正とするものです。

併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源の額についても改めさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、議案第58号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款水道事業費用1項の営業費用221万4,000円の増額は、1目の配水及び給水費54万9,000円の増額及び2目の総係費166万5,000円の増額に伴うもので、その内容としましては、人事異動に伴う職員給与等の増減と、電気料金の上昇に伴う光熱水費及び動力費の増額や、郵便料の上昇に伴う通信運搬費の増額補正でございます。

次に、12ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款資本的支出1項建設改良費140万8,000円の増額は、1目の配水設備工事費の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与関係の法定福利費の減額と、水道配水管の管網整備を実施するための工事請負費の増額補正でございます。

そのほか、議案書の3ページにお戻りいただきますと、キャッシュ・フロー計算書が、また4ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第26 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第26、議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の支出について、第1款公共下水道事業費用を605万4,000円の減額。

第2款農業集落排水事業費用を104万2,000円の減額補正とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出の収入について、第1款公共下水道事業資本的収入を2,364万3,000円の増額補正とするものです。

続いて、支出について、第1款公共下水道事業資本的支出を2,793万9,000円の増額補正とするものです。併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源の額についても改めさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、議案第59号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の13ペー

ジをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業費用1項の営業費用605万4,000円の減額は、2目の総係費の減額に伴うもので、その内容としましては、人事異動に伴う職員給与費等の減額補正でございます。

続いて、2款農業集落排水事業費用1項の営業費用104万2,000円の減額は、2目の総係費の減額に伴うもので、その内容としましては、先ほどと同様に人事異動に伴う職員給与費等の減額補正でございます。

次に、14ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入について、1款公共下水道事業資本的収入2,364万3,000円の増額です。その内容としまして、1項の企業債は4,120万円の増額、2項の負担金等は85万7,000円の減額、3項の補助金は1,670万円の減額でございます。

続いて、15ページをご覧ください。

こちらは支出になります。1款1項の建設改良費で2,793万9,000円の増額は、1目の管渠建設改良費の増額に伴うもので、その内容としましては、人事異動に伴う職員給与費等の増額及び管渠新設工事の増額と、未整備箇所解消工事に伴う工事請負費の増額補正でございます。

そのほか、議案書の5ページにお戻りいただきますと、キャッシュ・フロー計算書が、また6ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第27 同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第27、同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の委員1名が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、八高 泉氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。

同氏は榛東村の出身で、地元の小中学校を卒業し、県内の高等学校を卒業された後に東京の大学に進学されました。卒業後は県内の民間企業に就職された後、平成24年には榛東村で自らダンス教室を開校し、現在は代表を務めておられるほか、今年7月からは実家が経営する会社の取締役就任されております。

平成29年に当町にお住まいになられてからは、地元での信頼も厚く、これまでに町子育て連明治小学校区の会長や明治小学校及び吉岡中学校のPTA本部役員を務めるなど、地域活動にも積極的に取り組まれています。

さらに、同氏は人格が高潔であるとともに、高校生、中学生、小学生の4人の子供を持つ母親として教育にも熱心で、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定にも満たしております。

なお、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28 請願第2号 自治会に関する請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第28、請願第2号 自治会に関する請願を議題とします。

請願第2号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） ただいま議題となっております請願第2号は、総務産業常任委員会に付託
します。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれにて散会とします。

午後2時27分散会

令和6年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程 第2号

令和6年9月3日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.6）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
住民課長	一倉哲也君	健康福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	渡部英之君	建設課長	大澤正弘君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	岸一憲君
教育委員会事務局長	米沢弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 関浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 昨日、上程しました議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に係る町長の補足説明の中で、私が歳入の7款、こちらを「繰入金」と発言してしまいましたが、正しくは「繰越金」の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 昨日、認定第1号の令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明の中で、歳入の7款地方消費税交付金の前年度比を「3,517万3,000円の増、7.3%の増」と申し上げましたが、正しくは、「前年度比184万1,000円の増、0.4%の増」でしたので、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

議 長（廣嶋 隆君） ただいま訂正がありました。それでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） それでは、本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった11人のうち、6人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように、ご協力願います。

また、一般質問中に議会広報のため、議会の事務局職員が質問者の写真撮影する場合がありますので、皆さんご承知おきください。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

1番山崎守人議員を指名します。山崎議員。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1 番（山崎守人君） 1番山崎守人です。

議長の通告に従い一般質問をいたします。

今年は、オリンピックイヤーであり、8月11日まで日本の選手が世界を相手にご活躍をされ、観戦された方も多いのではないかと思えます。

先日28日からパラリンピックも開催され、昨日、車椅子ラグビーやバドミントン男子で金など、今朝時点で金が5個、銀が6個、銅が7個と、スポーツの力を感じているところです。

オリンピックほどの舞台ではありませんが、吉中の部活動も大変頑張り、数多くの部活が県大会に出場され、男子バレーボール部、剣道部男子、水泳部、バドミントン部は関東大会出場、吹奏楽部は西関東吹奏楽コンクールに出場が決まり、陸上部女子と文芸部は全国大会に出場し、本当に数多くの生徒たちが活躍されています。

吹奏楽部は、今週9月7日土曜日に新潟で西関東吹奏楽コンクールの舞台に立ち、すばらしい演奏を披露してくれることと思えます。

吉岡の子供たちが町を代表して北群馬郡渋川広域の代表として、さらには県の代表として上位大会へ出場し、頑張ってくれることをとてもうれしく思っているところです。

そんな頑張っている子供たちですが、登録選手は補助が出て大会に臨みますが、登録に漏れた部員、保護者などの応援者には何の補助もないのが現状です。実際、今年の男子バレーボール部、吹奏楽部の保護者の方々から、関東大会の応援に対して町の補助はないかと相談をいただき、町に問合せをした結果、何もないとの回答に正直がっかりしました。

そこで町長にお伺いします。

現在吉中の部活動で郡大会、渋川広域大会以上の上位大会に出場する際、登録選手の移動、登録外部員や応援で会場に向かう保護者の移動に関して、町でどのような対応が取られているかお伺いします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今日、明日の2日間、11人の議員方から質問をいただいております。まずは、本日、山崎議員より吉岡中学校の大会参加の支援について、そして、上位大会に参加する際の移動に関して町の対応の質問をいただきました。お答えさせていただきます。

まずは、吉岡中学校の部活動、それぞれの部の活躍にエールを送りたいと思えます。

吉岡町では、保護者負担の軽減策として、生徒が中学校体育連盟主催または共催、もしくは後援する群馬県大会及び群馬県大会よりも上位の大会への出場に要する経費を補助しているところであります。

対象となる経費については、交通費、宿泊費、物品運搬費、参加料等の経費であり、補助金の交付対象としては、各種大会の要綱等に定められた登録選手及び監督、コーチ及び各種大会に係る練習等に必要最少人員の児童生徒となっております。

その大会に臨むためのメンバーを支援の対象とし、その大会に参加することが想定されていない部員やそのほかの生徒、保護者については派遣のための支援の対象外としているところであります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 2020年9月の議会で廣嶋議長が「吉中部活動大会出場時に登録に漏れた部員を輸送するため町有マイクロバスの活用」について質問され、町長が「大会の登録に漏れた部員にも大会を現場で体験させてあげたい教育的な配慮から、そのような際にも町マイクロバスが利用できるよう調整を行ってまいりました。実際に、昨年度の駅伝部の関東大会出場の際には登録選手以外の部員の送迎のためにマイクロバスの利用を許可しております」と答弁されています。

今回のバレーボール部男子の関東大会出場の際には、登録外選手の移動は保護者が送迎しています。1年生については、費用の面で大会の観覧も行っておりません。過去答弁されたことが実行されていませんが、町長の見解をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員ご指摘のとおり、当該議会において町長が「町マイクロバスについては、登録選手以外の部員の送迎について、本来優先されるべき公務での使用を妨げない範囲で利用できるよう調整を行ってきた。また、実際に昨年度は利用した」という旨答弁しております。

それらに照らせば、今回の男子バレーボール部の関東大会出場に際して、登録選手以外の移動について、町マイクロバスを利用する体制をしっかりと取るべきでありました。

町長の意図どおりに実行できなかったことについて、バレー部の生徒、保護者はじめ、関係の全ての皆様に教育長として心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

改めて、町長の考えと町マイクロバスの利用規程に基づき、登録外選手や部員のマイクロバス利用について条件等を整理、確認し、明確にしていきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 先ほど町長の意図どおりには利用がかなわなかったということなのですが、

その町有マイクロバスの利用方法が学校であったり、部活動の顧問の先生、監督、部長、保護者、関係するような方々に利用ができるということが伝えられているのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほど教育長が答弁したとおり、学校側に町の意図が的確に伝わっていませんでした。誠に申し訳ございません。

先ほど教育長が答弁したとおり、改めて町長の考えと町マイクロバスの利用規程に基づき、登録外選手や部員のマイクロバス利用について条件等を整理、確認し、明確にし、学校サイドに伝えたいと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 先ほどいただいている答弁ですと、利用ができる制度が学校には伝わっていなかったという認識でよろしいでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 結果的にそのとおりであります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） せっかく頑張っている子供たちが活躍できるように、ぜひ学校のほうに周知をしていただければと思います。

とりわけ、団体競技においては、選手以外の部員の支えもあつての大会の結果と私は思っています。また、選手たちがベストなパフォーマンスをするためにも仲間や保護者、関係者の応援や過去の町長の答弁でもありましたが、「大会出場で体験させてあげる教育的な配慮」という思いやふだんから子供たちを支えている保護者への経済的な負担軽減のためにも町としての支援が必要と考えますが、町長の所感をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 登録選手以外の部員生徒の町マイクロバスの利用とともに、保護者の経費的負担軽減のための町としての支援について、今後検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 今回の提起させていただいたことは今年の夏のことになりますが、吉中の

部活動の過去の戦績を見ても大活躍されています。それが今まで条件を検討する規程がと
いうようなことというのは、町として未来ある子供たちの応援が足りないのではないかな
と思います。

過去になかったことはどうすることもできないですが、今後吉岡町を代表して頑張っ
ている子供たちにぜひとも大きな支援ができるよう、早急な検討、策定を求めますが、子供
たちへの思いをお伺いします。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町として町の未来を担う全ての子供たちにできる限りの応援を
したいという気持ちを強く持っております。

部活動で努力している子供たちの応援もしかりです。選手以外の部員の移動や保護者の
応援についての支援につきまして、しっかり検討、策定の上、学校をはじめ生徒、保護者、
関係者に明示していきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 令和6年度の予算として、中学校費に使用料及び賃借料133万9,000
円、駅伝等のバス代を、負担金、補助及び交付金、部活動大会出場補助金500万円、
登録選手の宿泊、食事等が計上されています。部活動大会の出場補助金の規程を緩和し、
登録外選手と保護者の送迎のためにも補助の範囲を広げる等、または運転手付きの町有バ
スの使用を認める等の緩和も検討するのはいかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほど答弁いたしました、登録外選手と保護者の送迎の補助、
町マイクロバスの使用の条件につきまして、支援を広げる方向で検討しております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 早急に検討をお願いしたいところではありますが、吉中の部活動、部員数
が多い部活も多々あります。町有のマイクロバスで選手の移動と保護者の移動等を賄えな
い部活もあるのではないかなというふうに考えると、その検討の中で
町有マイクロバスの使用だけではなく、外部のマイクロバスのレンタル等も認める検討の
余地があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） その辺も含め、できるかどうかは別としても、その辺は検討の
俎上の中には入れていきたいというふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） きっと今までも同様の要望が寄せられていたのではないかと思うところ
あるんですが、吹奏楽部については、4年連続で西関東吹奏楽部コンクールに出場されて
います。本当に素晴らしい結果であると思いますし、県下に吉岡中学校の名前をとどろか
せてくれている素晴らしい結果だと思っています。

先ほどの答弁の中で、今後の見通しであったり、町での今後の検討事項、町長の思いも
伺いましたが、未来ある子供たちのために町としても最大限の支援体制を構築いただくこ
とを強く求めます。

次の質問に移ります。

部活動の地域移行について伺います。

令和7年までに部活動地域移行、土日に限るということですが、目標を立てて推進して
いるところとは思いますが、現状の移行状況をお伺いします。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） 現在の移行状況ですが、運動部11競技15部活動のうち、恒常的に移行
している部活が4つ、27%、月に一、二回程度移行している部活が5つ、33%、現在
外部指導者がいて今後月に一、二回程度移行する予定の部活が4部活、27%、スポーツ
少年団と協議中の部活が2つの部活、13%となり、移行はおおむね60%ほどが進んで
いる状況です。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほどおおむね60%くらいの進捗と伺いましたが、残り令和7年までが
1年半ぐらいになるかと思うんですが、完全移行が可能な見通しなのかどうかお伺いしま
す。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画では、令和7年
度末までにほとんどの部活動において恒常的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行する
を目標に進めています。

課題は、指導者の確保です。

現在、指導者をスポーツ少年団やスポーツ協会専門部などから紹介していただき、ここまで地域移行を進めることができました。今後も部活動の現状や競技特性を考慮して、部活動ごとに無理のない日程を進めていきます。この点を踏まえ、完全移行に向け進めていく考えです。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） もう1点気になっていることがあります。多くの競技で公式大会は中体連、公益財団法人日本中学校体育連盟が主催となって開催されていると思います。また、町の大会の出場の支援も先ほど答弁でありましたように、中体連主催の大会がベースになっていると思います。部活動の中体連の位置づけであったり、学習指導要領の位置づけでも学校教育の一環として行われるものと大まかに定義されている部活動ですが、仮に今後令和7年度以降に土日のみならず平日も含めた全てが地域移行となった場合、部活動の運営主体は、例えば地域のスポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチームなどがその地域の実情によって主体が変わってくると思います。学校から外部組織へ運営主体が変わるとい形になると思います。

その場合、中体連の大会に学校の活動として参加が可能なのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 中体連の大会には吉岡中学校の部活動として参加することを基本として考えています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 完全な地域移行となった場合でも、中学校の活動として大会には、参加が可能ということですね。仮にその全ての活動が地域移行となった場合、学校内で生徒が活動中にけがをした場合、災害共済給付金の対象になりますでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 平日の部活動のけがについては、日本スポーツ振興センターの対象となります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 町の部活動移行に係る交付金の今年度予算が126万円計上されています。こちらは、先ほど答弁いただいたその日本スポーツ振興センターのスポーツ安全保険とか、

そういうようなものが含まれているのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） そちらの予算には、その今日本スポーツ振興センターの分は含まれておりません。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 今部活をやっている子供たちは、その日本スポーツ振興センターの保険のほうに加入されているというような認識かと思うんですが、そちらのスポーツ安全保険の加入率等々、ご説明いただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 地域移行の進んでいる運動部活動の生徒はスポーツ安全保険の加入をしております。

3年生は176人中128名、加入率として73%、1・2年生については306人中306人、加入率100%となっております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 現状この学校の中での部活動ということでスポーツ安全保険に加入いただいているかと思うんですが、こちら部活動が地域移行となった場合に関してもこのスポーツ安全保険のようなものが適用されるのか、加入できるのかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ちょっと誤解を解くために、誤解がある可能性があるので、ちょっと補足させていただきます。

まず、吉岡町の吉中の地域移行につきましては、休日部活動の地域移行を考えておりますので、平日の部活動についての地域移行はそれが済んでから。また、するかどうかも含めて検討することになりますので、そのことをまず初めにお伝えしたいと思います。

そして、保険に関して、万が一の子供たちのけが等につきましてはの対応でございますが、平日は地域移行でなく、学校の部活動としてこれからも活動していく予定ですので、それはスポーツ振興センター、授業においても登下校上においても給付されるもので、対応可能です。

休日部活動の地域移行後は、学校で活動するか、また学校外で活動するかは別として、

地域の指導者による指導になりますので、その点につきましては、スポーツ振興センターではなく、別の保険、安全保険に加入することになります。

その安全保険に加入することについては、加入することは可能です。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） ちょっと混同していた部分があるかと思いますが、その区分けがしっかりされているということで、改めてその安全体制というのはしっかりしているということで、周知も併せてお願いできればと思います。

地域活動に部活動がなったとして、学校の教育の一環としての立場がある中で、地域移行に向けた課題も多くあるのではないかと思います。例えば、活動場所も1つの問題だと思います。

小中学校の体育館や社体であれば予約で使えると思いますが、活動が校舎内で行えない部活もあると思います。それらの部活の場合、地域移行が難しいのではないかと思います。運動部以外の文化部などの地域移行について、教育長の見解をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 吉岡中学校の文化部で休日に恒常的に活動している部は、吹奏楽部です。

吹奏楽部の活動場所が校外になった場合、自宅から遠い、帰りが遅くなる、大型楽器の運搬等の事情で保護者による送迎が必要となる可能性もあることから、顧問がいなくても校舎内で地域クラブとして活動できるように、今年度、警備、セキュリティーですね、の改修を実施予定となっています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 先ほどの答弁からすると、セキュリティーの改修をしていただければ週末、土日等も含めて恒常的な活動ができるということですね。それをすれば恒常的に土日等も行っている文化部の吹奏楽部についても地域移行というか、というめどが立つというような認識でよろしいでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在、吹奏楽部には部活動指導員として外部指導者が2名います。吹奏楽部の地域移行の課題は、指導者の確保と適切な指導ができる質の保障です。今後、警備の改修を実施し、適切な指導者を見つけ、地域移行を進めていく予定となっています。

ます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 部活動の指導員を設ければ、その警備のセキュリティーの改修も終われば、休みの日も活動ができるというようなところで、なかなかその指導員が難しいというような課題も伺いました。

前回、議会広報の特集記事の関係で、吉中吹奏楽部の部員たちや顧問の先生、外部講師の方、卒業生、保護者の方、多くの方の話を伺う機会がありました。印象的であったのは、吹奏楽部は地域移行ができないので、休みの日に有志で集まって練習をしている。場所は、個人宅やコミュニティーセンターを利用しているとおっしゃっていました。

楽器が持ち運びできるパートの子であれば練習も可能ですが、持ち運びのできない子は練習ができないというような状況があります。物理的な問題なので、致し方がないところかもしれませんが、公平に練習環境を提供できないというのはどうなのかなと思います。

今年は、役場庁舎、コミュニティーセンター含め、空調設備のメンテナンスでコミュニティーセンターが利用できない期間がありました。練習場所を求めて文化センターを予約したが、有志での練習、また予約したのが個人名であったため、有料利用になったと聞いています。

部活の補完として行われている活動なので、支援的な側面からも無料で開放するなどの措置が取れなかったのか、説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 中学校での部活動は、スポーツや文化、芸術活動など興味、関心を持つ生徒が放課後などを活用し行うもので、顧問教師による管理指導の下行われる課外活動として位置づけられています。

ご質問の吹奏楽部有志による練習については、保護者の方から文化センター使用料を免除できないかとの事前相談がありましたが、公の施設ですので、使用料の減免措置は、吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例で、中学校等が行う正規の活動に使用する場合と規定をされており、この規定は具体的には顧問による管理指導の下の使用申請であれば減免対象としているところです。

相談の趣旨は、部活の補完活動であるものと理解はしているところですが、部員有志による使用申請は減免の対象にならない等の説明を行い、顧問と相談される旨の回答をしたものです。

部活の補完として行う個別活動に対する施設無料開放ですが、中学校における部活動の

意義や留意点などを整理した上で、減免措置の有無についてを検討し、必要に応じ側面支援をしていければと考えるところです。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 条例上の決まりということで今答弁いただきました。

今回有志で集まっていたいただいた方々の負担金というの、伺ったところはずごく微々たるものかもしれません。ですが、金額云々の話ではなく、頑張っている人たちの支援、応援する気持ちがあるかという町の姿勢だと思うところで、今後いろいろ検討いただければと思います。

それと含めて、その部活動、地域移行に向けての環境整備として、町の具体的な取組を伺いたいところですが、例えば、先ほど質問させていただきました文化センターなどの町有施設の無料使用や、例えば、困窮する家庭への部活動に係る費用の支援策の検討であったり、企業からの寄附等による支援基金の創設など、今何か町として検討していることがあるのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町としては、条例規則に基づき予算執行しなければならないとすることがあります。

ただ、町としても町の各種施設の設置の目的、意義、使用料の妥当性、受益者負担等の課題を考えながら、今いただいた議員の意見を参考にしながら、どのような支援ができるかということを検討していきたいと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 町有施設の利用に関してはご検討いただけるということですが、そのほか、困窮する家庭への費用の支援策であったり、何かそういうような支援するための基金を創設する等の検討というのは、今のところ考えていないのか。今後、検討したいのか、そのあたりいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 生活困窮世帯に関しましては、いろいろな制度、今現状もあります。そういったことを踏まえた中で、教育委員会部局でできること、福祉部局でできること、いろいろあると思いますので、その辺含めて町としてどんなことができるかということを考えていきたいというふうに考えます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） いろいろな対応ができるかもしれないということですので、柔軟な対応を検討いただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

また吹奏楽部の質問になりますが、吹奏楽部は大会に出場するのに楽器の数が足りずに、他校から貸与を受けて大会に臨んでいる、そんな状況のようです。

学校の予算も限りがありますし、楽器自体が高価になることも分かりますが、以前ほかの議員が質問していたように、吹奏楽部の楽器の購入、修理に対する町の新たな施策があるかどうか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吹奏楽部の楽器の購入、また修理については、中学校から要望を予算要求され、予算可決後、予算の範囲で楽器を購入しているところであります。

購入、修理の費用は、毎年予算計上しており、毎年100万円から150万円程度になっております。

町の新たな施策として、令和6年度は、クラウドファンディングを利用して寄附を募り、楽器購入に充てたいと考えているところであります。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） クラウドファンディングが立ち上がるということで、支援として一歩進んだ、喜ばしいことかなと思います。

クラウドファンディングを立ち上げるということで、具体的な運用の開始の時期であったり、クラウドファンディングですので、目標の金額であったり、それを周知する方法、どのような手段を想定しているのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） クラウドファンディングについてですが、現在、予定しているのは、ふるさと納税サイト、これを利用して2社のふるさと納税サイトを利用します。目標金額については、それぞれ100万円ということで、合計で200万円ということになります。

受付期間ですが、ちょっと流動的になるかもしれませんが、現時点では今年の10月9日から令和7年1月6日までを予定しています。

プロジェクトとしては、「部活動に専念できる環境づくりのために新しい楽器の整備を」というプロジェクトで実施します。

次に、周知方法についてですが、現時点の予定ということでご理解いただければと思うんですが、まずは広報紙、広報よしおか、あと町と教育委員会のホームページ、町LINE、群馬テレビのお知らせ欄、あとはそのふるさと納税サイトのプレスリリース、3校町立学校の保護者宛てのメール、ポスターの掲示、ふるさと祭りでのPR、あとはこの活動に賛同いただける施設でのチラシの設置、よしおかほっとメール、あとは有料になります。インターネットでの広告などを考えています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 同様のクラウドファンディングを利用されている学校というのも見受けられますので、それらの自治体や学校の動向というの今回お調べいただいた上で、今回このクラウドファンディングの計画が立ち上がっているということかと思うんですが、毎年吉中の吹奏楽部に入部する部員というのが大体1学年20人から30人ぐらいいますので、1人の部員に関わる関係人口と言えればいいんですかね、保護者だったりおじいちゃん、おばあちゃんだったりという人というのは相当数町内にもいらっしゃると思いますし、町外でもいらっしゃると思うんですね。

周知次第では、大きな支援をいただけるようになるかと思うんですが、先ほどの周知方法をお伺いした中で、町内の方等々には伝わるかなとか、目にする機会はあると思うんですが、町外に向けては、少し弱いのかなと思うんですが、町外向けに何かこんなことができるのではないかなというような検討事項がありましたらお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今のところ、具体的にこれをやるとかというのは決まっていないんですが、せっかくやることですので、いろいろ何か手を尽くしてやりたいというふうな……。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 本当に周知方法次第で大きな支援をいただけるようになるのではないかと思いますので、あの手この手で成功できるように進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。

先ほどのこととちょっと重複するんですが、広報紙の特集記事のインタビューをしている中で、吉中から育った子が高校などに進学して、同じ部活動で頑張る子であったり、そ

のほか頑張っている子、いろいろいらっしゃる中で、高校でも吹奏楽部に入ったが、中学のときと熱量が違ってやめてしまったと。でも、機会があれば音楽は続けたいというような生徒がいらっしゃいました。話を伺ったその卒業生もいろいろな葛藤の中での判断だと思いますが、継続してそのような活動、音楽をしたいという気持ちがある。ただ、そのような機会がないというようなことを言っていましたし、多くの方、そういうような方がいらっしゃるのではないかなと思います。

そこで伺いますが、町にはいろいろな町民活動がありますが、音楽に特化した活動があるのかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町には、吉岡町文化協会があり、令和6年4月現在で71団体、925名の方が芸術文化の高揚を図ることによって生活に活気と潤いをもたらすことを目的に活動をされております。

その中で音楽に特化した活動は、合唱3団体、邦楽2団体、器楽8団体、歌謡1団体、計14団体がございます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 先ほどの答弁で、意外と合唱であったり、いろいろな音楽の団体があるというのを初めて私も知ったところではあるんですが、そういうような、いろいろな活動を頑張りたいというような方に行政として参加する機会や情報の提供というのは、今までどのような形で行われてきたのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 吉岡町には教育委員会が支援して、住民参加型事業として行っている自主企画運営生涯学習講座の「よしおか手作り講座」があり、他市町村に誇れる事業であります。

この講座については、毎年新たな講座の開設の案内を町民へ広くお知らせしています。

この講座に音楽経験者に応募してもらい、興味のある町民の方がその講座に集まることで同じ興味を持った方同士で活用を広げることができるのではないかと考えます。

それと、先ほど町長が答弁した文化協会の関係ですけれども、こちらにつきましては、文化祭等で発表等をして、その中で広く周知はしているところです。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 住民参加型の「よしおか手作り講座」というのが活用できそうだということで、有志の活動で手段があるということなんですね。先ほどの答弁でも毎年度募集されているということなので、仮にそういうのがしたい、そういう活動をされたいという方がいれば、早くても来年度からはそういうような活動ができるというようなことを理解しました。

仮に今後その活動が広がれば、吉岡町は音楽活動ができる町として認知されて、今まで外に出ていった子供たちや音楽活動がしたい町外の人が仮にそういうような活動を気に入ってくれて転入してくれるというようなことがあれば、総合的に考えて町にプラスになるというふうに考えます。

町としてそういうような活動があった場合、住民に広報したり、募集したり、そのような活動を検討いただきたいと思うんですが、所感をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在「よしおか手作り講座」講師募集については、自治会の回覧、広報よしおか、ホームページで周知を行っております。

また、「よしおか手作り講座」の受講生のほうの募集については、これも自治会の回覧、ホームページ、あとは町公式LINE、町内各施設に受講生募集チラシを配布し、周知しております。

今後とも持続可能な社会を目指し、引き続き住民参加型講座の周知拡充を行っていきたいと考えます。

この講座がきっかけとなり、音楽を愛好する同士が集い、大きく成長していき、ひいては、吉岡町は音楽活動ができる町として認知されることを願っています。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 住民参加型の活動が町への郷土愛や町へ人を呼び込む施策の一助になるのではと、個人的には考えます。

吉岡町は人口減少社会の中でも人口増が続いている稀有な自治体です。小さな活動かもしれないませんが、町としても町民活動を広く住民の方へ周知し、また、その活動を支援いただきたいと考えます。

以上で1番山崎の質問を終わりにします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時18分休憩

午前10時50分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 10番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔10番 富岡大志君登壇〕

10番（富岡大志君） それでは、議長への通告に基づき一般質問を行います。

地域活性化の取組に関してというところでお尋ねしていきます。

民間の有識者で組織される人口戦略会議が発表した地方自治体持続可能分析レポートにおいて、吉岡町は自立持続可能性自治体として分類されております。しかし、前橋市、高崎市などのベッドタウンとして、現時点では本町は若い子育て世代を中心に人口は増え続けてはいますが、いずれ新規転入者は減少していくことと予想でき、そして、今の子供たちが大きくなり、多くが町から出ていくことになり、このままいけばそう遠くない将来に生産年齢人口とか若い女性層を中心に人口減少が進んでいくのではないかと考えられるわけです。

その中で、将来においても持続可能なまちづくりを続けていくために、現在の人口増が続いている間に対応策を講じなければならないと考えているわけです。

ここは、町長も「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」とおっしゃっている部分もありますし、私も子供たちが大きくなって大きくなった子供たちがこの町に戻ってきたいとか、住み続けたいとか、帰ってこれなくてもこの町と関わり続けてほしいと、そういう町になってほしいという思いがあります。

そこでお尋ねしていくものですが、今お話ししました、この持続可能なまちづくりを続けていくために、人口増が続いている間に対応策を講じなければならないという、この課題に対して、現在町長はどのような見解をお持ちなのか。お答えを求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員より持続可能なまちづくりに関してご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、人口増が続いているところでありますけれども、推計等によれば人口増のピークは前倒しになっていることも明らかとなっております。あくまで推計とはなりますが、これは厳粛に受け止めなければいけないことであると同時に、検討を含め対応を進めていかなければならないと考えております。

詳細については、副町長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 現在、議員ご指摘いただきましたとおり、現時点では人口増の傾向が続いておるところでございますが、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研ですね、の推計では2013年、平成25年の推計値では2050年をピークに減少するとされておりましたが、令和5年の推計数値では2035年、令和17年をピークに減少するとされ、ピークが前倒しになっております。

そうした中で、産業振興や雇用の創出などのほか、教育分野でも児童生徒たちがこの町で受けた様々な形の教育を思い出し、高校や大学進学で町外に出たとしても、自分の子供たちに自分たちと同じような教育を受けさせたい。吉岡町に帰ってきたいと思ってもらえるような政策運営、そういったことにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） そうですね。これ、先送りしていったらどんどんどんどんその結果が深刻になっていくことなので、ぜひしっかりとというか、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思うわけでありますけれども、目下の対策としては、例えば移住促進、産業振興、雇用の創出の有効策を立てていくことが必要ではないかと。

こちらに関しては、まずは工業系企業誘致というのが町の持つ切り札だと考えますが、これはもうこれが最後のチャンスなんじゃないかな。しかも、余裕があまりないのではないのかなという危機感を感じているところです。

地権者や地元住民の理解と協力が必要で、丁寧に進める必要があるのはもちろんなんです。産業団地の開発や企業へのアプローチには人口増が続いている今のうちに全速力で取り組んでいただきたいと、そう強く考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員ご指摘のとおり、町としても最後のチャンスという思いで産業団地造成事業と企業への誘致へのアプローチをスピード感を持って全力で進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 確かに計画が立つまでの間は慎重に進めていかなきゃいけないと思うんですけれども、スタート切った瞬間からは全速力でやっていただけたらなと思っている次第でございます。

次、関係人口に関してなんですけれども、例えば、これからの持続可能なまちづくりを

続けていくために、まずその人口、今言った移住促進とか産業振興とか雇用の創出という部分が必要だという。それともう一方の対策として、関係人口の創出なり、タウンブランディングとかタウンプロモーションへの取組というのが非常に重要になってくるのではないかなという考えの下質問するわけなんですけど、この関係人口は何かというと、居住地は別の地域にあるものの、その地域や地域住民たちに魅力を感じ、多様な関わりを持つようになった人、例えば地域に何度も訪れたり、地域のイベントに参加したり、地域のプロジェクトを支援したり、また、ふるさと納税を通じて地域を応援する人も関係人口に該当すると考えられます。

この関係人口を増やすことで地域の活性化や地域の経済の発展が大きく期待できるわけで、本町においても積極的に取り組むべき課題ではないかと考えております。

こちらに関しては以前にも質問しており、その際に私がこうお尋ねしましたが、「これから町外に出ていく子供たちが町の関係人口として将来にわたって関わり続けてもらうことが非常に重要で、その関わりが町のいろいろな活動の維持、存続につながっていく。そういうような取組を今から考えていくべきではないか」との問いに当時の総務課長がこう答弁されています。今後取り組むべき視点の1つであると考えていると。具体的には地域のお祭り、イベント等に住所あるなしにかかわらず参画し続けられるような施策につなげられるよう、地域づくりの視点へ様々な立場の人が参画できる仕組みづくりを検討していきたいと、こう答弁されているわけなんですけれども、そこでお尋ねしますが、その前回の答弁からここまで、現時点までその答弁にあった仕組みづくりについてはどのように検討されたのか、具体的な説明を求めたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 関係人口の創出につながるような様々な方が参画できる仕組みづくりの検討につきましては、町のイベントの魅力アップという観点から、近年新たなイベントの開催やその支援を行っております。

具体的には、令和5年度に榛東村との共同で開催した「しんきちマルシェ」やよしおか温泉リゾートピア吉岡で開催された「よしおか温泉マルシェ」などでは、町のショップが出店したり、物産等の販売も行われ、町内町外を問わず楽しめるイベントになっておりました。

なお、「しんとう・よしおかしんきちマルシェ」については、今月の21日に、そして「よしおか温泉マルシェ」はこの秋にそれぞれ開催される予定となっております。

今後も町では町の魅力を発信し、町内町外を問わず吉岡町に興味を持ってくれる人を増やしていけるような取組を検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） そうというようなことが、今答弁されたようなことがいわゆるタウンブランディングの取組なのではないかなと考えるんですね。このタウンブランディングの取組というのは、なかなか手をつけられないような、つけにくい話であります。今しんきちマルシェの話をしてはいますが、それ以上に、やっぱりタウンブランディングをしていくんだという考えの下で取り組んで、今からしっかり重要課題として取り組んでほしいなというふうに考えておるわけなんですけれども、こちらについてはどのようにお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 少し前にはなるんですが、平成30年度に第6次総合計画を策定するに当たりまして、住民アンケートを実施しました。町への愛着について、今後の定住意向についてとする項目では、総じて愛着は高く、定住意向は高いというふうな分析結果が出ております。

これらを踏まえて、吉岡町のあるべき姿を表現したのが「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」だと考えております。

同計画における3つのまちづくりのポリシーにおいて、まさに富岡議員がおっしゃる、その1つのブランド力と郷土愛の中で自らの町でありまして、またふるさとであるという郷土愛を育てていくとしておるところでございます。

今後将来像やポリシーを達成するために、まず愛着がある、住み続けたいと思っただけの方の割合をさらに増すために、重要課題との認識を持ち、また住民の皆さんの意見を聴きながら施策を推進していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 総合計画のポリシーですね、重要な柱のところでもうたわれているのは私も承知しているところで、ただ、総合計画に乗っけてもこれをどう実行していくのかというのが非常に重要だと思うんですね。

先ほども申し上げましたけれども、なかなか手をつけにくい。どうしていったらいいかというのは難しいところなんですけれども、しっかり考えてやっていただきたいなというふうに思っております。

次ですね。ガバメントクラウドファンディングに関してなんですけれども、先ほどの山崎議員の質問とまるっきり同じ部分ですね。昨年の12月議会で私の質問で提案した楽器

購入のクラウドファンディングが先ほどの答弁によると、実行されるとのことで、大きく期待しているところでありますが、目標金額をどのように進めるかというのは、先ほどの答弁にもありました、サイト2社で周知、広報もいろいろ考えられているということで、町外にどう伝えていくかという質問に対してもいろいろ手を尽くしたいというふうにありますので、それを基にちょっとお聞きしていきたいと思うんですけれども、この目標金額100万円、合計200万円ですけれども、ただこれを目標にして実施するだけでなく、多くの人に関心を持ってもらって、目標額を大きく超えるように、そういう大成功を収めてほしいと思うんですけれども、実際のそのプロモーションについてはどのように展開するのか。

例えば、吹奏楽部に協力を求める。プロモーションビデオをつくってみるとか。例えば、吉中だとBLENDがありますよね。BLENDで保護者にやりますよじゃなくて、ぜひ、例えば、子供1人にシックスポケットという言葉があるとおり、多分町外、町内もいるでしょうけれども、町外にその保護者のさらに知り合いとか家族がいるわけなので、そういう人たちに訴えてほしいと。訴えというか、案内してほしいとか、強く勧めていただきたいというふうに思うわけなんですよね。

そういうやり方について、どのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） プロモーション等につきましては、先ほど山崎議員の質問でも様々な媒体でPRしていきたいというふうに考えております。

また、その活用の1つとして、今議員ご指摘のBLENDですか。こういったものを使ってということも考えております。

先ほどのプロモーションビデオ等々の話なんですけれども、これについては、子供たちに新たな負担がないような形で実施していきたいというふうに町のほうでは考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） そうですね。でも、実施したいという言葉いただきましたので、ぜひそういうビデオを撮って、例えばSNSでの情報発信につなげて、単にやりますよじゃなくて、実際その演奏している様子とか撮っていただくのもいいかなというふうに思っています。

例えば、これはコメントにとどめますけれども、返礼品で例えば、大会に出たときの演奏の収録とかの内容も返礼品というかお礼としてDVDなりなんなり差し上げるというの

も1つの手なんじゃないかなと思っている次第です。

次、シティプロモーションに関してお尋ねしていきます。

このシティプロモーションとは、地方自治体が地域の魅力を内外に発信し、地域の知名度、イメージを向上させ、地域へ人、物、金を呼び込み地域経済を活性化させるための広報、営業のことを指します。これはタウンブランディングにおいても非常に重要な取組でありまして、地域資源のPRをはじめ、イベントの開催、SNSやウェブサイトを活用した情報発信がその具体的な取組になると考えられるわけです。

こちらに対してお尋ねしますけれども、企業誘致とか移住促進、ふるさと納税の増収、関係人口の創出や住民からの町、地域への愛着や信頼を獲得するためにシティプロモーションが非常に重要な取組であると考えます。例えば、これから企業誘致の形で進んでいくんですけども、単に立地がいいからだけでなく、魅力のある町だから、魅力のある取組をしている町だから、いろいろな地域資源がある町だからこの町に来たいと思ってもらったほうがこっちのほうがいいに決まっているわけじゃないですか。

そんな中で、ホームページやSNSを通じた展開というのをぜひ進めていただきたいと考えるわけなんですけれども、町としてはどのようなお考えにありますか。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） 議員よりご案内のシティプロモーションについては、様々な自治体が専門の部署においてホームページやソーシャルメディアを活用してふるさと納税をはじめとした移住定住促進に取り組んでいることは承知しております。

そうした中で、シティプロモーションの推進は、地域の魅力を内外に発信し、その地域へ人、物、金を呼び込む地域経済を活性化させる活動の1つとして、今後重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

また、そういった点を踏まえてコンテンツを磨き上げるということもまた1つの重要な視点ではないかというふうな認識を持っております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 危機感、喫緊の課題ということで、危機感持って取り組んでいただけないことだと思っております。

先ほどの山崎議員の質問と重なってしまうんですけども、吉岡中学校では全校生徒の1割以上が吹奏楽部員で、ということはこれからどんどん子どもたちの1割が楽器演奏を楽しめると。そういう町になってくるわけですよ。すごいことだと思いますよね。どんどん進んでいけば人口の10分の1は何かしらの楽器を、吹奏楽部だけに絞ってもそ

ういうことができる町になってくると。これって地域資源じゃないかなということで、そう捉えていただいて、山崎議員の質問であったいろいろな取組、吉岡町を音楽の町としてシティプロモーションしていったらどうかということをご提案したいと思うんですけども、いかがですかね。

例えば、音楽を地域資源としてタウンブランディング、地域ブランド化できれば、先ほどの質問で取り上げた、今の質問で言えばふるさと納税の増収、ふるさと納税とか関係人口の創出も期待が大きく持てるようになるほか、今、先ほど質問、答弁にもありました移住定住促進とか企業誘致にもつながってくるのではないかと。企業がこのような取組をしているんだっただけひこういう町に企業進出していきたいというふうに考えてもらえるような取組になるんじゃないかと考えるわけなんですけれども、こちらに対してはどのような見解にあるのか説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 音楽の町としてのシティプロモーションというお話をいただいたところでございます。現在吉岡町では、様々な部局においてシティプロモーションを行っているところでありますけれども、こういった視点というのは今現在ないというんですかね、そういったところに特化したところの情報発信シティプロモーションというのは行っているところではございません。

また、先ほどもありました音楽の町、中学生の日常的なその積み重ねが町の活性化につながっている発想、そういったご提案をいただくに至ったことにつきましては、教育の大きな成果として評価される場所であると捉えまして、また町としても大きな誇りに感じているところでございます。

中学生の音楽面、特に吹奏楽の活躍を起爆剤として、吉岡町を音楽の町として地域のブランド化をするためには、吹奏楽を中心とした、音楽を楽しみ、活動する人たちが集うための基盤づくりがまず必要になってくるのではないかと思います。

先ほどの教育委員会の答弁の中と少し重なってしまうんですけども、自主企画運営生涯学習講座のような、よしおか手作り講座のようなものを活用しているというところの説明もあったかと思うんですけども、そういったことを種まきのきっかけとして行くというところを発展させていくというところが先ほどの答弁でもあったと思うんですけども、そういったところが今のところ探っている段階でございます。

他方、地域のブランド化については、持続可能な取組でなければせっかくのものが本当に意味の薄いものになってしまいます。先ほども基盤づくりのキーワードということで使わせていただきましたけれども、活動を継続できる土台をしっかりとさせていくことが重要

であるとも考えておるところでございます。

今後のまちづくりにおける1つのご提案として受け止めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 手作り講座というのは、講師がいなければどうにもならないわけで、そういうところへの働きかけというのが必要ではないかと。ただ講座がありますのでというだけだったら他人任せであって、そういうところをどう仕組みをつくっていくかというのがこれからの課題ですよね。そういうところ、全庁挙げて取り組んでいただければなと思っている次第でございます。

次、シティプロモーションを進める上で、インターネットによる情報発信というのが非常に重要な取組であるというのは申し上げるまでもない話ですが、この現在のプッシュ型SNSへの情報発信というのは、受信者に必要のない情報が続くとブロック、もしくは解除されてしまうことも考慮すべきではないかと。

プッシュ型は、災害対応に特化すべきではないかと。もう強制的に届いてしまうんだけど、もう全然関係ないことがもうどんどん続いてくるわけなんですよね。嫌になっちゃうんですよ。私も今LINE登録していますが、ほとんど見ていないです。そうではなくて、やっぱりSNSによる情報発信としてはフェイスブックなりインスタグラムをはじめとするプル型のSNSの活用により力を入れるべきではないかというふうに考えるんですけども、こちらに関してはどのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 現在町が利用しているSNSはLINEとなります。LINEについては、先ほど富岡議員の話にもありましたけれども、情報発信、リンクのほかごみ出し、リサイクルのメニューからごみの出し方、仕分を問合せに応じて回答する機能を設けております。

このLINEは、いわゆるプッシュ型と呼ばれるサービスであり、登録された方全員に同じ情報を発信するものでございます。

他方、プル型と呼ばれるSNS、先ほどお話にありましたけれども、フェイスブックやインスタグラムなどとなりますが、ユーザーが必要に応じてアクセスし、情報を引き出すものとなります。

ご指摘いただいておりますプッシュ型のSNSについては、ブロックもしくは登録を解除されてしまうことも考慮すべきではというご意見は大変貴重であると考えております。

ただ、現在町が利用しておりますLINEについては、総務省が公表した令和5年度情報通信メディア利用時間と情報行動に関する調査報告書によりますと、全年代で94.9%が利用しているとの結果も出ております。

より多くの方により情報を提供するという観点では、LINEはそのニーズを満たすツールの1つではないかと考えております。

ただ、プル型SNSにおきましても、先ほど答弁させていただきましたシティプロモーションに適したツールであるということから、プッシュ型、プル型併用する形で、それぞれの利点を生かした情報発信を検討していく必要があるかと考えております。

今後も魅力発信、魅力向上のためのツールについては、様々な方法を模索しながら、また先進事例、優良事例を参考としながら取り組んでいきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） LINEの登録の人数が多いからイコールそのLINEを、LINEのユーザーの数じゃなくて、例えば、それを言うなら吉岡のLINEをどれだけ利用しているのかとか、多分そんなんでもないと思うんですよね。ここでは聞きませんが、質問事項にないので、そういうところもやっぱり考えていかなきゃいけないのかなど。

例えば、今から質問する内容なんですけれども、例えば、「今日のよしおか」という形で、今日吉岡であったいろいろな出来事とかイベントとか、そういうのを情報発信していく上でもプッシュ型だと毎日届いてしまうと。だけれども、フェイスブックとか調べたら、いろいろ見ていく中でその記事がぼんと出てきたら見やすいんじゃないかと、そういうふうに思っているわけなんです。

質問に戻りますけれども、町の情報発信としては、今言った「今日のよしおか」と題して、町であったイベントや町の風景をはじめ、その日にあったことをSNSでアップしていくことも、これも1つの戦略ではないかというふうに考えているわけなんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） その日にあったことをSNSにアップするという、そのご提案についてですが、様々な自治体で取り組んでいるのを確認させていただきました。

中にはほぼ毎日自治体内で行われているイベント、行事、または学校での出来事など、様々な情報を発信しているところもございまして、そういった取組は、町在住者はもちろんのこと、町外にお住まいの方にも町に興味を持っていただき、フォローしていただける方には情報発信するという意味では大変興味深い取組であるというふうに考えられます。

現在、先ほども申し上げましたけれども、町ではLINEを利用してありますが、実施された出来事と写真を含めた情報発信のツールとしては、フェイスブックやインスタグラムのほうがメリットが大きいのではないかとすることは、先ほどのお話の中でも十分認識をしているところでございますが、今のところ、町のほうの事務局はどう考えているかというと、まだ双方向のやり取りというよりも伝えるところのほうに一生懸命になっているのが職員の話の中では伝わってきております。

本日伺ったお話、要するにインタラクティブの取組、そういったところも今後庁舎の中で話し合っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） それでは、次の項目に移ります。

地域おこし協力隊と地域プロジェクトマネージャーに関してお尋ねしていきます。

地域おこし協力隊というのは、主に地域の生活支援や地域資源の活用などを地域の課題解決に向けた活動を行い、地域プロジェクトマネージャーは、特定のプロジェクトの現場責任者としてプロジェクトの計画から実施、評価までを担当するものです。

前回地域おこし協力隊に関して質問を行った際の答弁というのは、「町にとっても非常に有益であると考えているとともに、町の課題をどういうふうにそういった外部からの人を生かしていくかということも考え併せながら、可能性を探ってまいりたい」という答弁だったわけです。

そこでお尋ねしますが、1つ目として、まず前回の答弁からこれまで地域おこし協力隊配置の可能性を具体的にどういうふうにしたのか。

2つ目としては、もう一つ出てきた地域プロジェクトマネージャーの配置については、現時点でどのようにお考えなのか。

そして、これまで質問に取り上げた、ここまでの質問で取り上げてきました関係人口の創出とか、ふるさと納税、タウンブランディングやシティプロモーションのような地域活性化の取組にこういうような人材の活用が非常に期待できるのではないかとというふうに考えているんですけれども、町としてどのような見解にあるのか。以上ですね、併せてお答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 地域おこし協力隊配置の可能性につきましては、来年度以降の配置の可能性を探るため、現在、各課、局へ活用できそうな事案があるかどうか照会をかけているところでございます。

今後は、この照会の結果も踏まえつつ、他市町村での事例等を参考にしながら、引き続き地域おこし協力隊の配置の可能性を探ってまいりたいと考えております。

地域プロジェクトマネージャーの配置についてでございますが、この制度は地域おこし協力隊と同様に、基本的には住所異動等の地域要件がありまして、なおかつ、地域おこし協力隊よりも専門的な知識や経験を持ち、外部専門人材や地域、行政、民間など関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできるような人材を市町村で活用できる制度となっております。

この制度につきましては、現段階では検討段階にありませんが、通常の町の人脈では確保が困難な人材を確保できる有効な制度であると認識しておりますので、今後、町として特定のプロジェクトを実施する際などには地域プロジェクトマネージャーの配置の可能性についても探ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 同じように、また可能性を探ってまいりたいという答弁だと、ちょっといかなものかと思うんですね。

今話してきたタウンブランディングとかシティプロモーションとか関係人口とか、そういうのになかなか手をつけられていないというのが、つけられてこなかったというのがやっぱり現状。今からしっかり取り組んでいくというのは分かるんですけども、その上で、このような人材というのが交付税措置もあることですし、しっかりというか、積極的に活用していくことによって解決していくべきことなんじゃないかなというふうに考えているわけなんですけれども、同じ答弁になるかもしれませんが、もう一度確認のためにお答え求めたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 地方自治体として地域課題の解決等を目的として行う特定のプロジェクトに対しまして、この交付税措置が、特別交付税措置があるということは、町の財政的にもメリットのある取組であると考えております。

繰り返しとなりますが、今後、町として特定のプロジェクトを実施する際などには、この地域プロジェクトマネージャーの配置の可能性について探ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 地域プロジェクトマネージャーだけではなくて、地域おこし協力隊も交付

税措置になるものですから、両方もしっかり考えて進めていただければなと思っている次第です。

次です。

遠隔自治体連携に関してお尋ねしていきます。

地域の活性化とか、地域の課題へのアプローチにおきましては、自治体間連携というのは非常に重要な取組となります。自治体のICT環境がここ最近整備されてきていることにより、地理的な制約を超えて情報や知識、アイデアを共有することが可能となりまして、遠隔地の自治体との連携による効果には大きく期待できるわけです。

また、このたびの石川県能登地方を震源とする震災における市町村による支援の様子を見て、市町村間の支援ですね。見て、改めて災害時相互応援協定をはじめとする自治体間の交流連携が非常に重要であることを強く再認識しました。

一方で、本町における災害時相互応援協定の締結、また友好都市協定の締結先の拡大については、こちら側から見ると全然進んでいないように見えるわけなんですよ。

そこでお尋ねしますが、遠隔地自治体との交流、連携についての重要性について、改めて町長の見解を求めたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） 議員ご指摘のとおり、平時の友好都市協定はもちろんのこと、災害時相互応援協定等の連携及び推進は非常に大事なものであると認識しております。

これまでも小さなきっかけを含めて幾つかの市町村と意見交換を行ってきたところでございます。

今後もそういったきっかけ等を重視しながら、様々な観点により連携の模索を行ってきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かっている範囲では、相馬市といろいろ話をしているというのは承知しているところなんですけれども、それ以外に幾つの町村にお声かけをされているんですか。交流してみませんかとか、災害時のことで情報交換しませんかとか、いろいろあると思うんですけれども、どのぐらいの町村に声かけをしているのか説明いただきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） 企画室のほうで声かけをしている部分というものは、今のところ具体的に話が進んでいるものはございません。

また、意見交換等は複数の町村とさせていただいているところなんですけれども、まずは近郷近在の信頼関係というところを今見直しを進めさせていただいているところがございます。

まだ詳細について申し上げられる段階ではないんですけれども、近日中にはお話ができる機会が設けられればと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） いろいろなところで多分具体的な説明というのはできないのかなと思いつながら質問した次第でございますけれども、ただ、私が質問しているのは遠隔地自治体連携の話なので、その部分はやっぱりちょっとご理解いただきたいなど。

やっぱり、こちらから見ると、いろいろされていると思うんですけれども、全然進んでいないようにしか見えないわけなんですよね。相馬さんとの話どうなったんですかととか、それ以外に災害時相互応援協定どうなっているんですかと。

重要性はご理解されていると思うんですけれども、進んでいない理由というのは、これも前から質問していることなんですけれども、このここまでの間で進められないというのは、重要性を理解していながら進められていない理由というのは何だとお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） ご質問いただいているとおり、実績がないということは事実ですので、ここはもう申し開きしようがないんですけれども、町としてもお声かけさせていただくチャンス、機会等が今までもあったということは認識しております。

ただ、それぞれの町村をめぐる、うちの町の中にしても、提携を結ぶとなると、災害の場合には別ですけども、全体的な提携を行っていくにはやはり町の中の合意形成も必要。また、先方のほうの内部の事情もありますので、例えば、トップ同士がいいよって言ったからってすぐにそういうふうに動きが取れる、大々的に発表できると、そういった性質のものではございません。

だからやらないと言っているのでは当然ないんですけれども、やはり相手のあることで、丁寧に進めさせていただきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 先ほどの答弁の中にもあったと思うんですけれども、小さなきっかけ、縁を最大限に生かして交流につなげていただきたいと。

向こうから声かけられるのを待つんじゃなくて、こっちからちょっとでもきっかけがあ

ったらぐいぐい行ってほしいわけですよ。

例えば内灘町、この震災の際に支援されたと思うんですけども、それもご縁があって、吉岡町議会が視察に行っていた縁があったわけですし、例えば、同じ視察で言うと、私、総務産業常任委員長のときにおととしですか、松崎町に視察に行って、直後に豪雨被害で、床上浸水があって、いろいろな経緯があって私がお見舞いに行ったんですね。議会も町も対応がちょっといろいろ理由があってできなかったと思うんですけども、そこで交流もあったりしますし、また、例えば、この松崎町というのは大樹町とのご縁もあるようなんですけれども、例えば、開成町はこの間、議会広報常任委員会で視察に行きまして、それがきっかけでつながりもできているわけなんですよ。

例えばの話で、こういうようなきっかけを通じてぐいぐい行っていただきたいと。もっと積極的にこちらから声をかけていくことも必要なのではないかと。

合意形成も確かにそうなんですけれども、声かけて、少なくとも首長同士がいろいろな情報交換からまず始めていきますかっていうことはできると思うんです。そういう行動にぜひ小さなきっかけや縁を最大限に活かして進めていただきたいと考えるわけなんですけれども、改めていかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 議員おっしゃるとおり、小さなきっかけや縁を大切にというのは、終始一貫のお話をいただいているところでございます。

町のコロナの終息に伴いまして、様々なイベントや事業に参加して、県内はもちろんのこと、県内外の方にも接する機会がございます。また、町長においても関東の町村会の会合でありますとか、総会、その他の自治体の首長との交流の中で同様の課題を持つ自治体との接点を持たれる場合も非常に多くなってきております。

そういったことも含めまして、いろいろな機会を捉えて状況や課題の共有を図りながら連携を進めて、連携の検討を進めていければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 例えば、吉岡町も自立持続可能性自治体というところで、例えば同じような自立持続可能性自治体のところと話をしていくのも、情報交換しませんかと話していくのも、今回吉岡も県内唯一該当したことから、ある程度注目はあると思うので、そういうのを武器にして、情報交換しませんかと働きかけしていくのも1つの手ではないかと思っています。

それでは、次に移ります。

小中学校の課題に関してなんですけれども、理科教育に関してお尋ねしていきます。

理科の新学習指導要領では、実感を伴った理解というのが重要な目標の1つとなります。これは、児童生徒が自然の事物や現象を観察、実験することで具体的に体験し、その結果として得られる理解であります。具体的な体験を通じ自然に対する興味や関心を高め、科学的な見方や考え方を養うことができ、単なる知識の習得にとどまらず、実際の生活や自然との関係を理解し、主体的に問題解決に取り組む力を育てることを指しているようです。

このことから、小中理科教育において観察、実験等は非常に重要な位置づけとなっているのは申し上げるまでもないことであり、この観察、実験の実施に必要な機器の充実というのは必須であり、理科教育設備整備費、補助金ですね、旧いわゆる理振補助を有効に活用し、必要な設備の整備を行う必要があると考えているわけです。

そこでお尋ねしますが、この理振補助を利用した実験器具の整備はどのくらい進んでいるのか。補助金が始まってからどのようなものを購入してきたのか、改めてお答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 町は、令和2年度から理科教育設備整備費等補助金を利用してきました。毎年度、予算要求時に吉岡中学校からの希望を聞き取り、必要に応じ予算計上し、購入しております。

購入物品につきましては、生物顕微鏡、双眼実体顕微鏡、解剖顕微鏡、直流交流電源装置、気体採取器、電気分解装置、鉄製スタンドを購入してまいりました。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ちょっと聞きそびれたところもあったんだけど、教科書に掲載されている実験を行うためには、優先的に整備すべき最重点・重点設備機器の充実を図る必要があります。特に小学校の電子てんびんや直流電流計、中学校の実験用オシロスコープやデジタル気圧・高度計といった最重点設備機器は100%充実することが必須となっていますが、先ほどちょっともしかしたら、先ほどの教育長の答弁の中に入っていたかもしれません。ちょっと聞きそびれたんですけれども、本町の小中学校での整備状況はいかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） まず、電子てんびんですが、明治小学校に10台、駒寄小学校に10台、14台、失礼しました。駒寄小学校は14台です。直流電流計は明治小学校で13台、駒寄小学校で14台です。中学校の実験用オシロスコープですが、こちら1台で

す。次に、デジタル気圧・高度計についてはありません。ゼロです。

充足率が高いほうが望ましいとは考えますが、予算と学校の要望を踏まえ、今後、整備できるところから整備したいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） これ、でもこれ、最重点設備機器は、100%充足することになっていて、デジタル気圧・高度計がゼロということなので、こういうものの整備のために理振補助というのがあるわけなので、そこはやっぱりこの理振補助を使ってしっかり整備していただきたいと思うんですけども、この理振の利用について、例えばここで必要だと分かっているながら結局そろえられていないということは、理解が進んでいないんじゃないかというところでお尋ねするわけなんですけれども、やっぱり理解の推進ですね。小中それぞれどのような観察・実験機器が必要であるのか、どのようなものに補助が出るのか。どのようなものに補助が出るかですよ。このやっぱり、例えば100%充足することが必須になっているわけですから、多分出ると思うんですよ。そういうことへの理解とか、予算要求を学校側に積極的に促すことも重要なのではないかと。いずれ必要なものであるんですから、予算的なものもあるんでしょうけれども、必要なものであり、さらに補助金が受けられると半額ですよ。たしかね。受けられるということはしっかり認識していただいて、強い働きかけをしていただきたいなと考えるわけなんですけれども、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、理振法に該当する機器については、補助金が出ます。ここで、やはり実際に授業を行う理科の教員の授業の進め方、また、どの実験器具を使ってその単元を理解させ、学習させていくか。これについては、理科の教員に任されている部分がございます。それなので、そのときのその理科の教員が理振法にこういう機材があつて、そろえることが望まれるというような解釈のものがあるんですけども、それよりも優先して、やはりこちらの理振法に該当しないこっちの実験器具のほうが今は必要だという、そういう判断も現場にあるのは事実でございますので、今、議員がおっしゃるとおりのお考えはまさにそのとおりだと思うんですけども、現場の教員の考えもありますので、そこはできるだけ補助を使ってほしい。こういうものが補助の対象になっているという理解を深めながら、現場の教員の判断もある程度重視していきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番(富岡大志君) 確かに顕微鏡とかのほうを先にそろえたいなというのがあるかもしれないですね。

私も話聞いていると、高校生で顕微鏡の使い方が分からない生徒がすごくいっぱいいるそうです。やっぱり、そういうところで、中学校のうちからそういうところを重点として進めるというのがあれば、それでも仕方がないのかなと思っています。

繰り返し同じことを言うことにはなりますが、理科の新学習指導要領において、実感を伴った理解が目標の1つとなったのは、子供たちの自然体験が乏しくなっていることとか、科学的な見方、考え方を養うためには具体的な体験を通じてつくられる理解というのが非常に重要になるからだというふうに考えるわけなんです。

そこで、次の質問に移ります。

ここで子供たちの体験格差に関してお尋ねしていきます。

今、日本社会の新しい課題としてこれが注目されるようになりました。芸術鑑賞や夏休みの海水浴やキャンプなどの自然体験をはじめとするあらゆる体験の機会に格差が生じていることが指摘されています。

この格差は、経済的な理由や親自身の経験、認識、意識、さらには地域的な理由によって生じることが多いようです。地域的な理由というのは、例えば吉岡町というか、群馬県の事情を考慮していただけると何かよく想像できるかなと思うところです。

自分自身の子育て経験からも、海に行ったり、博物館や美術館に行ったりするのは一生懸命やっていますけれども、時間もお金も手間もすごくかかるわけなんですよね。ある程度生活に余裕があり、しかも、そこに意識が向かないとなかなか実現できないことは実感しているところであります。

例えば非認知能力、例えば自尊心、これどちらも子供の成長において重要な要素であり、これ言うまでもないことですが、体験の格差というのは、これらの能力に大きな影響を与えると考えられ、社会全体で、吉岡町で言うと、町全体で体験の機会を提供することが重要じゃないかと考えます。

そこでお尋ねするんですけども、まず、このような体験の格差については、実態調査をしっかりと行い、学校でできる範囲内での対策を講じるべきではないかと。

例えば、修学旅行での探究とか体験要素の充実をしていったり、ここで一番言いたいのはここなんですけれども、臨海学校の再実施、たしか施設が廃止になったんでしたっけ。で、できなくなったと。でも、吉岡町の子供たちにとっては、海は身近なものじゃないし、なかなか行けない。なので、この臨海学校の再実施とか、海の体験型教育旅行の実施、あとはラーケーション。ラーケーションというのは、ラーニングとバケーションを組み合わせた造語で、子供が保護者と一緒に学校外での体験活動を通じて学びを深める制度で、愛

知県でしたっけ、そこが進めて、そこで欠席した日数というのが、限りはあるんですけども欠席扱いにならないという制度があるんですけども、こういうのをぜひ吉岡町でも導入していただきたいと。

できることはいろいろあるので、具体的に考えて実施してほしいなと考える次第ですけども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 今議員がおっしゃる子供たちの体験、これについては、非常に重要なものであると考えております。

H i B A L I プランの4. 0の目標の中の1つに体験というのがやはりデジタル社会における学習の一方で、実際に挑戦体験、創造体験、協働体験、感動体験といった4つの柱をH i B A L I プランの4. 0の中でも掲げているところですので、その重要性については、認識しているところです。

子供の体験について、学校としての体験活動と地域社会における学校外での体験というふうなことの重視についてということで今ご質問いただきましたので、そのことを分けてちょっと話をさせていただければと思います。

子供の体験には、学校の教育課程で行う体験、そして学校外で行う体験がございます。学校の教育課程における体験は、戦後の学習指導要領の改訂のたびにその重要性が唱えられており、充実、拡大されてきました。もうご存じのように、言うまでもなく、体験活動は豊かな人間性、自ら学び自ら考える力などの生きる力の基盤、子供の成長の糧としての役割が期待されており、思考や実践の出発点あるいは基盤として、またあるいは思考や知識を働かせ実践して、よりよい生活をつくり出していくために体験が必要であると考えております。

この考えは、先ほど申し上げましたように、H i B A L I プランの目標である考えて行動できる人の育成にも通じるものです。

また、現行の指導要領においても議員ご指摘のとおり、体験を積むことの重要性が指摘されているところです。

町内の各学校は、行事間の関連、統合、それらを図ることなどして、この体験活動について精選して実施しております。

以前、渋川広域圏で利用した臨海学校が使えなくなったことから、今は海ではなく、国立赤城青少年交流の家にて小学校は宿泊体験を実施しているところです。

また、学校以外の時間に行う体験といたしましては、体験格差の実態調査最終報告書というのが公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン、2023年7月4日に公表されて

いるということがご質問をきっかけに分かりました。

この調査結果からは、子供がやってみたいと思う学校外の体験をさせてあげられなかった理由として、経済的な事情、時間的余裕、これらが多くを占めていると報告されております。体験を阻害する理由には複合的な背景があることを考慮し、資金的な援助をするだけでなく、子供や家庭への相談支援、送迎、地域資源の開拓、つなぎなどのコーディネーターもセットで制度化する必要があるということが指摘されているところです。困窮家庭の体験を支えていくためには福祉との連携も不可欠であると報告されております。

学校以外の時間で行う体験の格差につきましては、町では地域や保護者によるボランティア、学校外の放課後活動、自治体など様々な主体が地域の体験活動の担い手となっていることから、これらの多様な地域の体験、これを活動の担い手として連携していくことが必要であると考えておまして、その仕組みづくりは、教育の分野だけでなく、町全体で、また地域を巻き込んで考えていく必要があると思っております。

また、ラーケーションのお話が今ありましたけれども、ラーケーションについては、行っているところがあって、そこに保護者と出かけて、出席扱いというものがあるというのも認識しておりますが、まだ詳しい調査はしておりませんので、情報収集をしていきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ラーケーション、今頃情報収集しているようじゃ、既にもういろいろところで記事にもなっていますし、情報収集は進んでいてもいいんじゃないかなと。

いろいろお話を、何か地域のどうのこうのという話もありましたけれども、例えば、海の体験型教育旅行の実施はどうかという部分、こういうのを具体的に考えて実施してほしいという答弁には、ちょっと遠いのかなと思うんですけども。臨海学校の再実施、海の体験型教育旅行の実施というのは、やはり一番子供たちに、今吉岡の子供たちにやってあげたいと思うことだと私は認識しているんですけども、その部分について、改めて答弁求めます。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 先ほど臨海学校につきましては、今は赤城の青少年交流の家で実施しているところに変えているということで、同じ自然体験ですけども、海と山の方面ですか、その体験の実際の体験の違いというのは、十分認識しているところです。

海の体験につきましては、検討しなくてはならない材料としては、やはり大変命の危険もあるというのをまず考えて、その安全の確保というのは十分に考えていかななくてはなら

ないところだと思しますので、その必要性がある場合には、実際に下見をしたり、またその指導者をどうするか、万が一のことを考えて健康観察、事前の一人一人の子供の健康調査、いろいろ考えなくてはならないことが多岐にわたりますので、その重要性は認識しておるんですけども、まだそこに手をつけられない状況だということをご理解いただければというふうに思います。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 例えば、ある海沿いの町の観光協会に私問合せしてみました。実際行って。お祭りがあったので、お祭りに参加するとともに、私も話しかけやすい環境にあったので、観光協会へ行って、どうなんですかねと。例えば、海の体験型教育旅行、教育旅行にすごく力を入れている観光協会があったので、問い合わせしてみたんですけども、100人可能というんですよ。季節は、繁忙期はちょっと難しいかもしれないけれども、100人だったら、例えば、大樹町は今5年生だけで年間30人じゃないですか。子供がそういう貴重な体験できる機会というのが少ない。だけれども、もう100人行けるんだったら、1学年半分ずつ分けて5年生で行ってくることも可能だし、例えば、複数学年で、例えば3学年とかで募集してみるのも可能だと思いますし、そういう形で進めたらどうかと。

あと、安全面と言いましたけれども、例えば、地引網体験で溺れる可能性って非常に少ないと思うし、ライフジャケット着て釣りをする分にはとか、いろいろあると思うので、海の体験でも。そういうところも考えていただけたらなと思っている次第であります。

次、HiBALIプランのところなんですけれども、簡単に、授業時数特例校とか、教育課程特例校という、この特例校が最近話題になってとか、増えているところなんですけれども、今後のHiBALIプランにおける進化として、まず1つ目、総合的な学習の時間とか技術科における情報教育について、その教科のために時間数を増やす授業時数特例校とか、情報探究を新教科として教育課程特例校とする考えが、こういう取組がHiBALIプランのさらなる進化になるのではないかというふうに考えているわけなんですけれども、教育長いかがお考えですかね。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 大変貴重なご提案だというふうに考えております。

現段階の考えを申し上げますと、HiBALIプランの特に情報教育分野、今、議員がご指摘になった特例校は、特に情報教育分野に特化したものになると思うんですけども、その特例校についてなんですけれども、HiBALIプランの今、最上位目標は、考えて行動できる人の育成というものに置いておまして、授業改善ですね。まだまだ課題があ

るのは、私も認識しているところなんですけれども、その授業改善を通して、様々な教科の授業改善を通して、この考えて行動できる人の育成をしていくことが最も重要であるというふうに考えているところです。

したがいまして、今それでH i B A L Iプラン4. 0が学校が主体となって動き出して、前この場でお話ししたかどうかちょっと記憶が定かじゃないんですけども、今年文科省のリーディングDXに手を挙げさせていただいたのは教育委員会主導じゃなくて、学校現場からやりたいというふうな考えがあったからなんです。

そういう、その学校現場が今、H i B A L Iプラン4. 0を進めるに当たってちょっと自走、自分で走る、自走し出しているというところなので、その自走している体制を重視して授業改善に取り組んでいくことを最重視して、その後に今ご提案のあったような情報教育分野に特化したものにしていきたいというふうに今考えているところです。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 以上をもちまして、10番富岡、一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、10番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 3番藤多ゆかり議員を指名します。藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君登壇〕

3番（藤多ゆかり君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

質問は全部で3つあります。

まず、1つ目の質問です。保育園、幼稚園（認定こども園）、小学校との連携、接続と架け橋プログラムについてです。

本来認定こども園も含まれていますが、文部科学省では「幼保小の架け橋プログラム」と言っていますので、ここではそれに倣いたいと思います。

文部科学省では、令和4年から小学校入学前の5歳から小学1年生までの期間を「架け橋期」と捉え、幼少期からつながりのある教育の実現を目指し、「幼保小の架け橋プログラム」が策定されました。また、群馬県でも就学前「はぐくみプラン」が策定されているところであります。

幼児期は、遊びを通して小学校以降の学習の基礎となる芽生えを培う時期であり、小学校においては、その芽生えをさらに伸ばしていくために幼児教育と小学校教育を円滑に接続することの必要性が一層示されたこととなります。

そこで、吉岡町での幼保小の引継ぎなど、現状の取組についてお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 社会の変化に伴い、生活体験の不足など、子供たちの育ちに困難が出ている状況、保育の在り方の多様化、子育ての負担や不安が高まる中、子育ての支援をもっと充実させ、幼児期の保育や教育の質を高める必要性については、議員おっしゃるとおり、全ての保育、教育施設に共通するテーマとなっております。

また、幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においては、その芽生えをさらに伸ばしていくことが望まれます。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要であることは言うまでもありません。

吉岡町の各幼稚園、認定こども園、保育所では、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、そして保育所保育指針という、いわゆる国が定める3法令に基づきそれぞれの施設で日常の活動が実践されております。

学校教育では、小中学校各学年の発達の段階に応じて3つの資質能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」、これらの育成を目指して具体的な取組を行っておりますが、各幼児教育においても学校教育と同じ、この3つの資質能力の基礎を遊びを通して育成することを狙って日々の活動を展開しており、基本的には幼児教育と小学校低学年の教育は共通する理念、方針の下で行われていると認識しております。

吉岡町の具体的な連携といたしましては、町内の小学校と各幼児教育・保育施設、そして教育委員会事務局の学校教育室、町の健康福祉課の子育て支援室と健康づくり室が連携し、特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援に重点を置いた合同会議を毎年開催しております。

それとともに、園児による小学校の授業や施設の見学、また小学校職員が各園に出向いて保育活動や園児個々の状況把握と職員間の密な情報交換を行うことにより、小学校と幼保の円滑な接続、連携を進めているところです。

より具体的な「架け橋期のカリキュラム」については、県内では3自治体が策定しておりますが、吉岡町では未策定となっております。

今後、幼保小の職員間のさらなる連携を進めるとともに、このカリキュラムを策定し、実践している自治体の状況を把握し、参考にしながら、一層効果的な連携を進めていくた

いと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） コロナ禍で様々な交流活動が中断されてしまったことは否めませんが、町内2小学校と5つの保育園、1つの認定こども園をつなぐのは、行政の働きにかかっているのではないかと思います。もちろん町外施設からの入学もありますので、町外施設も含まれます。小学校に入学するに当たって、保育園などの生活とは違う様々なギャップがあります。そのギャップを埋めて、スムーズに小学校生活に慣れていけることが大事なことと思います。

また、吉岡町では、小学校への引継書類が多く、他市町村では、ヒアリングによる口頭での引継ぎで済んでいるものもあると確認しました。年長児の担任は、園児数が年々増え続ける中、書類作成が大きな負担になっていると耳にしました。

情報共有ももちろん大事ですが、必要なものを必要なだけなど、引継書類作成の負担軽減の見直しは検討されていますか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 各園からは、書類作成に関わる負担軽減について、教育委員会事務局に対してご意見をいただいております。教育委員会としては、今年度から就学時健診における各園からの情報提供はデータ化することで、事務処理の軽減を図っています。

また、就学時健診前に保護者に記入していただく書類なども従来は園を通して保護者に渡していましたが、今年度からは教育委員会から直接各家庭への郵送に変更し、保護者の方々にはオンラインで回答していただくよう、変更することで、各園への負担軽減につなげています。

また、入学前に学校が各園に依頼する調査内容については、6月の町校長会議にて、真に必要な事柄に絞って記入してもらうという趣旨に照らして、内容の検討、見直しをするよう依頼したところです。

議 長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） 学識経験者によると、各幼児教育施設、小学校において連携の必要性について意識の差がある。幼保小の接続について指導、助言できる人材が少ない。小学校の先生に対する研修も十分に行われていない等の課題が指摘されていますが、その点についてはどうでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 幼保小の円滑な接続といたしまして、今、現段階では小学校1、2年生では生活科という教科がその中核としての役割を担っております。特に、小学校入学時に幼児期との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科を中心にして学校で進められており、生活科は幼稚園、保育園からの学びの継続性を最も重視した教科です。遊び的な環境の中で体験的に学ぶことを大切に、国語や算数、図工など、ほかの教科とも関連した内容で学びを進めることも多くあります。

吉岡町でも入学後の児童が円滑に学校生活がスタートできるよう、生活科はもちろん、幼児期の終わりまでの育ちを踏まえた教育課程となるように努めているところです。

議員ご指摘の研修体制についてですが、幼保小の円滑な接続への指導、助言、教職員への研修、これについては、現状では、吉岡町のスタッフの数からして十分とは言えない面がございます。

この吉岡町の規模でいきますと、町独自の指導、助言スタッフというのでは限界があります。そこで、群馬県総合教育センターにある幼児教育センター主催の研修講座「幼児教育と小学校をつなぐ研修講座」等がございますので、県の力を借りて今後、小学校の先生方にも紹介し、必要性とともに参加を呼びかけていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 先日久しぶりに保育園の発表会を見させていただく機会がありましたが、子供たちのすばらしい発表に大変感動しました。

例えば、小学校の先生に頑張っている子供たちの姿を見ていただくのも交流の1つではないかと思います。保育の現場でどんな能力が育っているのか、共通理解を深めるため、知る機会を持っていただくことが大事ではないかと思います。

また、夏休みや冬休み中に保育園などの様子を見に行き、先生たちと情報交換するなど、保育園、認定こども園の先生たちは、小学校の変わり行く現場の情報を必要としていると耳にしました。

幼児期に培った資質や能力は生涯にわたり重要なものであり、「架け橋期」の教育の充実を図り、学びや生活の基盤をつくること、地域のネットワーク化を図ること、途切れることなくたすきを渡すようにつないでいけるよう、「架け橋プログラム」をぜひ充実させていただきたいと思います。

丁寧なご回答ありがとうございます。今後の行政の働きに期待いたします。これは、SDGsの4番「質の高い教育をみんなに」にもつながると思います。

次の質問に行きます。

2つ目の質問です。7月に開所されたひばりの家についてです。

ひばりの家については、町外の方からも吉岡町ひばりの家できたんですね、見学したいですなどとお声がけをいただき、注目されていることを実感しました。

そこで、利用状況と今後の課題についてお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ひばりの家について、質問いただき、ありがとうございます。7月1日の開所以来、夏季休業中も含めて延べ10名の児童生徒がひばりの家を利用しております。通所日数、活動内容も一人一人様々です。そのうち、今後、継続してひばりの家を利用していくための申請書を出したご家庭は生徒2名になっております。夏季休業中も二、三名の児童生徒が定期的な利用をしておりました。また、2学期始業式であった昨日は、6名の利用者がありました。

ひばりの家では、工作をしたりゲームをしたり、パソコンでイラストを描いたり、教科の学習を進めたりと、個々の児童生徒がその日どう過ごすかをできるだけ自分で決めて生活しております。中には、なかなか自分で計画が立てられない児童生徒もおりますが、指導者のほうではそれを心がけているところです。

活動の中では、児童生徒の子供同士の関わりが非常に多く、楽しく過ごしたり、指導員との関係も良好なので、一緒に活動したりしています。

それらを通して、学校では見られなかった個々の子供たちの成長もうかがうことができます。学校には、定期的に利用時の活動の様子や相談員が気づいたことなどを伝え、連携を深めているところです。

課題ということでご質問いただきましたが、その1つとしては、学校に気持ちの向きにくい児童生徒の全てがひばりの家を利用する気持ちになれているかといえば、現状ではまだ難しい状況にあるということが挙げられます。

新たな居場所としての選択肢は、町としては、増やしたものの、誰も取り残されない教育の保障という点から見ますと、これは課題というふうには言わざるを得ません。

始まったばかりのひばりの家の実践ですが、学校と連携し、子供たちの状況を見ながら課題解決に向け、ひばりの家の今後の具体的な在り方について検討していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 子供たちの居場所が1つ増えたことは、大変よかったと思います。不登校の子供たちは決して勉強がしたくないわけではないわけではないと思います。学校以外の支援の場所

で自分のペースで学習した成果を成績に反映できることを明確化するため、文部科学省も準備を進めていると新聞報道にありました。

1人1台与えられているパソコンを活用して、学校以外の場所でも勉強したい子には勉強に取り組める環境を整え、学びを止めないこと、そして、勉強の成果を成績に反映させることについて、町ではどういう形で進めていくのかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） ひばりの家で過ごしながら学校の教科に関わる学習、例えば、タブレットや紙のドリル、プリント等に取り組む児童生徒も見られます。その成果は、学校の成績に反映しますし、学校の定期テストをひばりの家で受けたという生徒は、それを行うことも可能です。

現実的には、テストではかれないことの評価は難しいですが、知識理解、技能面など、テストではかれる力については、ひばりの家での取組を学習の成果として成績に反映できるように学校と連携をしていく予定です。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） そして給食です。ひばりの家で給食があれば、子供たちの楽しみも増えます。また、親の負担の軽減にもつながります。ぜひ早い対応を進めていただきたいと思いますが、給食の配食準備の進捗はどうでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） ひばりの家での給食については、先般の議会でも議員からご指摘をいただいているところで、内部で調整をしたところ、給食を希望する児童生徒には保護者との連絡調整の方法、衛生管理、運搬などの諸条件をクリアし、安全で安心な給食提供が10月から開始できるよう、準備を進めているところです。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 以前、栃木県高根沢町のひよこの家を見学させていただいたことがあります。ひよこの家では、給食も食べられ、ひよこの家の子供たちで東京へ旅行に行ったり、クリスマスパーティーなども企画されていました。学校にはなじめなくても、ここに居場所を見つけれられた子供にとって、楽しみのある居場所になることを期待します。

また、これもSDGsの4番「質の高い教育をみんなに」にもつながると思います。

最後の質問です。プラスチックごみの収集についてです。

プラスチックごみの分別が順調にスタートしても、回収日が少ないことによって、今までどおり、また燃えるごみに出してしまう人も出てきていると考えられます。

前回は一般質問させていただきましたが、前回、質問以降も収集回数の増加を要望する声が私のところにも届いています。プラスチックの分別は、渋川広域圏での取組と思いますが、早めの対応を進めていただきたいと思います。収集回数の増加の検討について、進捗状況をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） プラスチックごみの収集回数については、渋川市環境美化推進協議会による組成分析調査の結果を踏まえ排出量を推計した中で、風による飛散防止の観点等も踏まえて月2回としているところでありますが、町民からの問合せや6月議会での一般質問等を踏まえて、収集回数の検討を行っているところであります。

なお、詳細については住民課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） プラごみの収集量については、6月議会の一般質問で4月が7,750キロ、5月が1万4,160キロと答弁したところでありますけれども、その後の収集量は、6月が1万6,380キロ、7月が1万3,030キロ、8月が1万4,910キロとなっております。

収集回数を増やしてほしいという問合せについては、4月、5月の収集開始時には多く寄せられたところですが、収集回数のバランス、集積所の容量、今後の収集状況、ごみ全体の減量化、経費など、様々な点を総合的に考慮した上で検討していきたいということで、6月議会で答弁させていただいたところであります。

収集回数を増やすに当たっては、経費面や清掃センターの搬入時間内に収集が終わるようになる必要性等を考慮しますと、純粹に回数を増やすのではなく、燃やさないごみ、または、分別ごみの回数を減らすなど、現在の収集スケジュールを大幅に見直す必要があるものと想定しております。

その場合、債務負担行為による3年間の契約により委託している関係上、契約変更をする必要が生じるほか、ごみの出し方、分け方のリーフレットや集積所の看板、指定ごみ袋のデザイン変更なども必要となってまいります。

また、これらを行った上で町民へ周知する期間も考慮しますと、今年度中に回数を増やすことは難しく、回収を増やせる時期は、最短でも来年度からと考えております。

最初に申し上げましたとおり、現状として、プラごみの収集量は横ばいとなっております

すので、リサイクルの促進にはさらなる広報、周知が必要と考えているところではありませんが、今後の収集量の推移を踏まえまして、来年度当初予算編成までに収集回数を増やすか、結論を出していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ごみ問題は、SDGsの11番「住み続けられるまちづくりを」、12番「つくる責任つかう責任」、14番「海の豊さを守ろう」にも該当します。

役場駐車場に吉岡町資源ごみストックハウスも運営開始されました。先日ちょっと見学させていただきましたら、利用はまだまだこれからのようでした。

リサイクル率群馬県ワースト2からの脱却を目指し、今後の行政の取組に期待します。

以上で一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、3番藤多ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時45分とします。

午後1時26分休憩

午後1時45分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 6番宮内正晴議員を指名します。宮内議員。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6番（宮内正晴君） 議長への通告に基づき一般質問を行いたいと思います。

まず、ゾーン30について。

歩行者を交通事故から守るためにゾーン30からゾーン30プラスに変更する地域の声が出ていますが、明治小学校周辺のゾーン30をゾーン30プラスにする予定はありますか。また、駒寄小学校周辺は、ゾーン30にする予定はありますか。

駒寄小学校の北側には、駒寄幼稚園があり、送り迎えの車の往来が交通事故のリスクになります。安心安全に向けて町の方針を町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、大型商業施設の出店や住宅の増加により道路交通環境が厳しくなっている中で、「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」をつくっていくためには、生活道路や通学路の交通安全対策を地域の方と十分な合意形成を図りながら取り組むことが重要であると考えております。

ご質問に関しては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ゾーン30プラスは、県公安委員会による最高速度30キロの速度規制をしているゾーン30の区域に道路管理者が連携をして地域の課題や意見を踏まえてハンブなど、物理的なデバイスを設けて車両の速度を抑制することで、生活道路における人優先の安心安全な通行空間の整備に取り組むものです。

なお、ハンブとは、道路上の路面を一部盛り上げ、自動車の速度を物理的に落とすものです。

また、整備計画の作成に当たっては、地元との十分な合意形成を図った上で作成し、群馬県警等に整備計画書を提出することが必要になります。

明治小学校周辺のゾーン30プラスの指定については、通学路の合同点検の意見を踏まえて検討する必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 駒寄小学校周辺地域をゾーン30にする予定はというご質問ですが、ゾーン30の指定は、群馬県公安委員会の所管となりますので、そのような声が地元自治会等から上がってきた場合については、町としてもその旨を渋川警察署へ上申していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） いろいろな条件はあると思いますが、渋川市ではゾーン30は2エリア、高崎市では9エリア、前橋市では13エリアあります。また、前橋市では、今年度2エリアをゾーン30プラスにすることになっております。今、着手していることになっております。

そのようなことを考えると、前橋、高崎のホームタウンといいたいでしょうか、吉岡町から通っている方がたくさんおられると思います。そういうことから考えても、前橋、高崎に劣ることのないように、公安委員会のほうに働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町内住宅街の生活道路についてですが、町内の住宅街は、センターラインや安全ポール等がない道路がほとんどです。買物のために町外から来られた方々に生活道路への進入防止について町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 生活道路への通過交通の進入を防ぐため、幹線道路の渋滞の緩和を道路管理者である県に要請するとともに、周辺的生活道路に通過車両の進入を防止するための注意喚起の看板を4か所設置したところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 大手不動産関係の会社が、アンケートを取り、ランキングしたものがあります。県内住み心地ランキングでは高崎が1位、吉岡2位、前橋3位となっており、高崎、前橋と肩を並べる吉岡をもっと住んでよかった、住んでみたい安心安全の魅力ある町へと思うのが普通ではないのでしょうか。

行政の方々が頑張っているのは分かります。この結果が県内2位ということになっているとは思いますが、もっと住みやすい町にするために何かもうちょっと考え方があると思うので、生活道路のやっぱり標示をする。入り口に看板を立てるだけじゃなくて、住宅街は吉岡町に何か所もあります。入り口にやっぱり30の標示が必要だと思うんですが、どうでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町内の幹線道路が整備され、交通の利便性が格段に向上しておりますが、さらなる魅力あるまちづくりのためにも生活道路の整備にも取り組んでいきたいと考えております。

また、ご指摘いただきました路面標示も今後検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 検討のほうよろしく願いいたします。

次に、通学路の安全についてですが、大久保の通学路は、一部は速度抑制がされて、安全ポールや狭窄、バンプ、速度制限の標示、標識があるが、大部分はグリーンベルトや入り口に通学路の立て看板、速度標識がある程度です。児童を守るためにより安全な通学路の改良をと思うが、町長の考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 通学路に関わる安全対策については、通学路安全プログラムに基づき、学校関係者からの意見や要望を踏まえて、渋川警察署など、関係機関と合同点検を行い対策を協議した上で、道路交通環境を整備してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 連絡協議会のほうで強くお願いしたいと思います。

次に、空き家、空き地荒廃対策についてです。

町の空き家、空き地は、年々増加傾向です。不法投棄や盗難になる可能性が高まっています。荒廃が進むと雑草が茂り、犯罪の巣窟となってしまいます。

町として対策を行っていると思うが、現状を町長に伺います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 空き家等については、令和6年3月に吉岡町空家等対策計画を改定し、空き家等の対策として、空き家等の所有者等の管理責任を前提としつつ、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、町として基本的な方針を定めたところであります。

対策状況については、担当課長から答弁をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 空き家とその敷地については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し情報の提供、助言を行い、改善を図っていただくよう、町から通知を発送しております。

議 長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 空き地に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に土地の占有者等に清潔の保持に努めるよう定められているほか、吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例にも空き地等の所有者に対する適正管理義務が定められております。

これらの規程に基づき、通報等あった場合は現地を確認し、周辺の生活環境が損なわれている場合は、その所有者に対し必要な措置を取るよう指導しております。

議 長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 空き地と空き家についてちょっとお伺いしました。

またこの話で申し訳ありませんが、所有者が、相続土地国庫帰属制度や相続放棄を利用されている方はいらっしゃいますか。

議 長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 所有者が相続土地国庫帰属制度や相続放棄を利用されている方は、何

人かというご質問でございますが、この制度が始まった令和5年4月27日から令和6年7月まで相続土地国庫帰属制度によって所有権移転されたものは、吉岡町においてはございません。

なお、法務省のホームページによると、帰属件数は全国では、677件と掲載されております。

また、相続放棄につきましては、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申述しますが、その結果が吉岡町に来ることはございませんので、相続放棄を利用されている方の人数を把握することはできません。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 所有者不明に関連して伺います。

庚申塔（庚申塚）がある土地は、所有者が多数で、相続問題や固定資産等で共同所有者が困っていると聞きます。所有者が不明だったり、相続されていない、相続者が遠方だったり、このため共同所有者同士が話し合うことも難しい。これからこのような状況が多くなると思われるが、町は対応策を考えていますか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今年4月から相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内の相続登記の申請が義務化され、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合でも3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となりました。

町では、この法改正が行われたことにより、未登記の問題が解決できることを期待しております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 庚申塔（庚申塚）、これは地域の文化の1つだと思うんですね。なくなるというのは、ちょっと寂しいところがあります。なので、町として何とかできるような形にしていきたいなと思います。

あと、次の質問ですが、有効活用の計画はありますかということです。

他の自治体では、空き家をリニューアルして賃貸住宅として移住者に安価で貸し出すことで、若い世代の移住者を増やすことに成功している。起業を考えている方へ空き地利用促進を考えていますか。吉岡町は、空き家、空き地の軽減計画はありますか。お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡町の空き家数は、平成29年度調査で220戸、令和4年度では301戸、約80戸増加しております。

また、令和5年度群馬県全体の空き家率は16.7%、全国平均では13.8%、平成30年度の吉岡町空き家率は4.7%で、平均を大幅に下回っております。

町では、令和6年3月に吉岡町空家等対策計画を改定し、空き家の流通を促進させるため、空き家バンクの活用や民間事業者等の連携を図り、空き家の解消及び移住定住の促進や地域活性化となる取組を実施する計画を策定いたしました。

空き家等の積極的な有効活用として、群馬県宅地建物取引業協会渋川支部などと協力し、空き家バンク事業を実施し、空き家を売りたい、貸したい人と空き家を買いたい、借りたい人をマッチングさせるため、情報を発信する取組を実施しております。

空き家バンクの利用実績がいまだに1件と低調なことから、当面は、起業立地を考えている方も含めて、空き家バンクの活用を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 1件とはちょっと寂しいですね。これがやっぱりちょっとPRが足りないということもあるような気がいたします。300軒を超えるような空き家があるということなので、もっとPRをしていただきたいなと思います。

続きまして、南新井前橋線の滞留についてですが、駒寄スマートインター南交差点について、6月議会で答弁が交差点の右折信号については、渋川土木事務所、渋川警察署と改善策を検討していくとありましたが、関係機関と検討は行いましたか。町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジ南交差点の右折信号機の設置につきましては、渋川土木事務所とともに渋川警察署に要望を行いました。

併せて、地元、大林県議会議員からも右折信号機の設置を強く要請していただいたこともあり、今年度末をめどに右折矢印の信号機が設置されることとなりました。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） これは、地域の住民の方が大変喜ぶことだと思います。

それにしても、ほかにも伊香保線のところでも結構右折信号がないところがたくさんあります。住民の方々は、大変苦労しているという話をお伺いしますので、これからも町の

課題として進めていただきたいと思います。

次に、水難事故防止について伺います。

海や川で事故防止についてですが、この夏に海や川で水難事故が多発しております。教育委員会として水難事故防止について児童にどのような指導や教育が行われていますか。教育長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 夏になると、子供、大人にかかわらず全国各地の海や川で命を落とす事故の報道が増え、私自身も心が痛みます。

水難事故防止に関わる教育についてですが、まず、命を守ることにつながる学校の安全教育で目指す力は、吉岡町で目指す考えて行動できる人の育成に通じるものであると考えています。言われたことだけをただ素直に実行したり指示を素直に守ったりする力だけでなく、状況に応じて自分で判断し考えて行動できる力を育むことが安全教育を充実させる上で最も基本にあるというふうに考えております。

この点からも、学校教育や社会教育を通じて、考えて行動できる人の育成に今後も力を注ぐ意義を見いだすことができると思います。

その上で、水難事故の防止に特化した具体的な理解も含めた指導も必要になるわけですが、学校では、川や海で遊ぶ場合は、大人と一緒に遊ぶ、出かける。子供だけでは川や海など危険な場所に近づかないことを繰り返し指導をしております。

また、夏季休業前には群馬県教育委員会が発行する夏季休業中における児童生徒の指導についてという指導資料を基に、危険な遊び等による事故の防止の項目の中の水難事故の防止に触れ、子供だけで河川に近づかない。また、貯水池には絶対に立ち入らないこと、海水浴における留意事項などについて指導を行っております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 令和5年、全国で夏季の水難事故は453件、今年も同じように500件近い水難事故が起こっております。

前橋市消防局が水難事故対策をネットで公開しております。また、伊勢崎市三郷小学校では実技指導を行っている。旅先、帰省先で事故、災害に遭遇する場合もあると思います。これらについてどのような形で安心安全を児童に伝えていくか。教育長に伺います。

また、吉岡町で先ほど言いました三郷小学校のような形の教育は行う予定はありますか。お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、三郷小学校で行われているものを今、初めて議員からお伺いしまして、ちょっと内容が分からないので何とも申し上げられませんが、なかなか今プールで以前やっていたことができなくなっているのが着衣水泳で、万が一着衣のまま水の中に入ったときにどういう感覚を味わえるか、味わうかということを経験していたんですけれども、ちょっとプールの指導の成り行きが熱中症対策で今、変化の状況にあって、中断されておりましたので、その辺の復活についてどういうふうにするかは今後の課題だというふうに考えております。

また、県外等へ出かける児童生徒にとってのご質問でございますが、ふだん生活していない地理や自然環境も不案内な旅行先、帰省先では、水難事故だけでなく盗難や不審者からの被害、登山や海水浴での事故、交通事故、また地震や風水害などの災害、また、いっつのような形で自分自身の安全が脅かされるか分からない危険が高まります。

旅行や帰省により県外等へ出かける子もいる一方、町内にとどまっている子も現実にはおります。学校の授業等で時間をかけて具体的な旅行先や帰省先で生じる可能性のある事例を挙げて指導するのには限界がございます。

当然ながら、出かけた先では、付き添う保護者が我が子の安全について十分な配慮をすりますが、子供たちにはいつどこで巻き込まれるか分からない事故や災害から自分自身を守る力も必要となります。

そのために、学校が意図的、計画的に行っている避難訓練、不審者対応訓練において、児童生徒自らが自分ごとと捉えられるような工夫をすともに、先ほど申し上げましたように、日常の全教育活動を通じて自分で考えて行動できる力を育むことにより、様々な場面において自分の安全を自分で守り、危険を予測したり回避したりできるような資質、能力の基礎を養うことが学校教育では大切であると考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 私の調べたところでは、水難事故が最近吉岡では起きていないという形になっておりますので、教育が行き届いているかなと思います。

これからも強力な指導を行いながら、児童の皆さんが災害、水害、こういうのに遭わなうな形で指導をよろしくお願したいと思いた-->います。

以上で一般質問を終わりにします。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、6番宮内正晴議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時30分とします。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 8番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔8番 富岡栄一君登壇〕

8番（富岡栄一君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、都市計画マスタープランについてお伺いします。

駒寄スマートインター西側工業誘致エリアについて、駒寄スマートインターチェンジ西側周辺の産業団地に関する関係者説明会が6月21日と23日の2日間行われました。関係者は何人なのか、また、何人の人が参加したのか。ほかに駒寄スマートインターチェンジ西側周辺の産業団地に関する周辺住民説明会が7月4日に午後と夕方で2回行われました。説明会に参加した人は人数はどのようになっているかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員より関係者説明会及び周辺住民説明会に係る質問をいただきました。

関係者説明会は、産業団地を計画する予定範囲の111名を対象に、参加者は81名。周辺住民説明会の参加者につきましては、11名でありました。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） その説明会のときにアンケート用紙が配られました。また、関係者説明会に来られなかった人や周辺住民に対してもアンケートが配られ、また、町のホームページからアンケート調査票に回答できるようになっていました。

アンケートには、関係者には、3つの質問があり、インターネットなど、周辺住民の質問は2問あり、7月31日を提出期限としていました。

そのアンケート調査について、説明会の資料では、調査について、町では関係者の皆様にアンケートを実施します。アンケートでは、産業団地事業に対する皆様のご意向、期待すること、気になること、不安に思うことなどをお聞きいたします。そして、そのアンケートの結果を踏まえ、町や関係者の皆様と一緒に産業団地事業を進めていきたいと考えておりますとあります。アンケートの趣旨があります。駒寄スマートインターチェンジ、産業団地計画の検討に先立ち、地域の皆様に本アンケートや説明会を通じご意見を伺い、今後の計画検討に反映したいと考えています。アンケートへの協力をいただいた後、地域

の皆様と説明会などを通じ対話を重ねながら、産業団地計画を吉岡町が決定していきます。

関係者説明会のアンケート用紙になります。質問が3つあります。最初の質問が産業団地について、該当する番号に丸をつけてください。1賛成、2反対、ご意見やご希望があればお聞かせください。質問の2、産業団地について期待すること、気になること、不安に思うことはどんなことですか。質問3、産業団地について期待すること、気になること、不安に思うことについて、具体的な場所があればご記入をお願いします。また、その場所の番号を裏面の位置図にご記入ください。記名式になっております。

もう一つが周辺住民とインターネットのほうのアンケート用紙になっております。これも同じく記名式になっております。

質問の1、産業団地について期待すること、気になること、不安に思うことはどんなことですか。質問の2、産業団地について期待すること、気になること、不安に思うことについて、具体的な場所があればご記入をお願いします。また、その場所の番号を別添の位置図に記入してください。その他何でも結構です。思うことや考えることがありましたら、ご自由にお書きくださいというアンケートが配られました。

関係者の中で郵送などをしたが、調査票を受け取れなかった人はいなかったのか。

ちなみに、令和4年度のエリア内の土地所有者、さっきは111名と聞きましたけれども、このときは108名に対してのアンケート調査で、宛先不明で2名の方の調査票返却があり、81名の回答がありました。また、アンケート調査票未回収が27名もいました。

今回は、関係者に対しては、全員の回答が必要だと思いますが、回収状況はどのようになっているかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 関係者に係るアンケート調査に関するご質問にお答えいたします。

関係者説明会を欠席された方には、アンケート調査票を後日郵送をさせていただきますが、当該調査票が受け取れていない方はおりません。

また、回収状況とご質問をいただきましたが、回答内容を含め集計を進めており、全ての回答が得られるよう、現在対応に当たっているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） それでは、全員が、関係者に対しては全員が受け取って、今集計をしているところだと。取りあえず賛成か反対かは、回答が得られるということで、分かりました。次です。

今後のスケジュールについて、第2回、第3回と説明会が行われる予定ですが、進捗状

況を関係者や周辺住民はもとより、町民に対して町のホームページなどで開示していくと思いますが、どのように行っているのかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 進捗状況の開示とのご質問にお答えいたします。

現在、町のホームページには本事業の概要とアンケート調査に係る内容等に関して掲載がなされているところでございます。

今後におきましても、事業実施に係る取組が行われている中、適宜こちらの情報を更新してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 私もそのアンケートを見るので、吉岡町のホームページを見ました。注目情報、トップページに載っております。スマートインターチェンジ西側周辺の産業団地について、今アンケートですけれども、これから更新をされていくということによろしいでしょうか。お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在、アンケートの内容は精査中でございますが、ある程度の内容がまとまりまして、住民説明会等を通じて皆様にお知らせする準備ができましたら、こちらのほうは、随時ホームページ等を含めて公開してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） それでは、もう一つ、国道17号西側の工業誘致エリアがあります。国道17号西側工業誘致エリアのほうの計画は考えていないのかお伺いをいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 漆原地区の工業団地は、国道17号前橋渋川バイパス西側を工業誘致エリアとして都市計画マスタープランに位置づけております。

現在、具体的な基本計画は策定しておりませんので、事業規模及び工事時期などをお示しするものはございません。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 取りあえずは、今現在はこちらのほうはまだ考えていないと。駒寄スマー

トインター西側をまず先にやっていくということによろしいでしょうか。

次の質問に入ります。

次期最終処分場計画で令和6年度の測量・地質調査の進捗状況についてお伺いします。

測量調査と地質調査の進捗状況はということで、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の渋川地区広域圏循環型社会形成推進地域計画において計画概要を見ますと、令和6年度で測量・地質調査で5,000万円の予算が組まれております。同じく基本計画では1,500万円が計画支援概要ということで組まれております。

令和6年の測量・地質調査の進捗状況はどのようになっているかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年の測量・地質調査の進捗状況につきましては、広域組合に確認しているところでは、数値で言うことは難しいところがございますが、おおむね20から30%程度終了しているところとなっております。

なお、詳細については、住民課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 現在、渋川広域組合では、町が報告した候補地の範囲を中心とした測量を実施しているところであり、おおむね20から30%程度が終了している状況となっております。

地質調査につきましては、施設配置場所の地盤強度などを調査する予定となっておりますけれども、当該施設配置場所は、本年度、渋川広域組合が並行して進めている最終処分場施設整備基本計画の中で確定する予定となっており、現段階では場所が確定していないため、地質調査は実施しておりません。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 今、聞いたんですけれども、取りあえずまだ場所が確定していないから地質調査は行われていないと。測量までは行っていると。

この地域なんですけれども、地目は、山林なのか、畑なのか。あと、この地域に原野というところがあると思うんですけれども、私も昔行って、原野ってどこだろうって。多分、その辺が含まれているんですけれども、もし分かれば回答いただけますか。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） すみません。そのように、山林とか原野とか畑とか、そういったものは混

在していると思うんですが、ちょっと手元にそういった面積とかの資料持っていませんので、詳細にはお答えすることができません。申し訳ありません。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 取りあえず、今、測量が始まって、まだどこにという場所が確定していないと。また、後で何うかと思えます。

それでは、今、まだ測量中だとは思いますが、測量等に対して地権者など、トラブルや技術的な問題は、取りあえずまだ二、三十%だということなんですけれども、トラブルは起きていないかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 町で渋川広域組合に確認しているところでは、現段階では、測量調査を進めている段階であり、地権者の方々への説明や地権者立会いによる敷地境界確認等をお願いする前の段階でありますので、地権者とのトラブルや技術的な問題等は発生しておりません。

今後は、直接地権者の方々への説明や境界確認等を行っていくこととなり、渋川広域組合から説明会場の手配、地権者の方々が境界確認に現地へ行く際のバスの手配など、協力を求められておりますので、町としても渋川広域組合と地権者の方々との間の調整等、円滑な事業の実施に努めてまいります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） まだそんなに進捗はしていないそうですけれども、進捗状況の情報開示についてお伺いします。

進捗状況を町のホームページや広報等に情報開示をどのようにしているのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 現在は、測量調査に着手したところであり、今後、境界確認等を行った上で境界画定を行っていく状況となっているため、具体的にホームページや広報等で情報を公表できる段階ではないことから、情報の公表は行っておりません。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8 番（富岡栄一君） 取りあえず、私のほうで調べた、ちょっと前なんですけれども、広報では、

去年ですかね、2023年6月、387号で、渋川広域市町村圏振興整備組合次期一般廃棄処分場処分候補地を決定しました。1ページにでかく、そして町民も読んだかと思いません。

今、これやっている最中ですけども、取りあえずホームページで見たらって、取りあえず次の質問に行きます。

町のホームページに情報開示をということで、町のホームページトップに最終処分場計画の進捗状況を新設して、情報開示の質問で、町のホームページのトップページの注目情報に駒寄スマートインター西側周辺の団地について、さっきの団地と同じように、最終処分場整備計画の進捗状況を今、調べると、暮らしの情報ですかね。暮らしの情報か、私は産業ビジネスを開いてから探してみました。これを情報を開示したらと思います。

昨年、令和5年第3回、昨年の9月の定例会において、ホームページの注目情報等、そういう目立った場所への記載等を考えたいと思っています。1年前の回答は「思っています」。1年たっています。私のほうが見る限りは、今は産業団地しか注目情報がトップページにないと。と回答ありましたが、いまだになっていないと思います。お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 注目情報のほうは、時間がたつ、経過すると違う注目情報で下に下がってくるという状況はございますが、ホームページのトップページに情報とかを開示したりということなんでですけども、測量調査のほか、これと並行して進めている最終処分場施設整備基本計画案について、渋川広域組合では、本年度中に地元説明会を予定しているところですよ。

測量調査や基本計画案の策定について、ある程度の成果が出て、公表できる段階になりましたら、議員のご指摘のとおり、公表してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 取りあえず産業団地ではないんですけども、まずトップページでお知らせして、整備振興組合、そちらのほうに飛んでいくんだと思うんですけども、今まで住民説明会とかあったのが分かるように注目情報の中に入れて、昨年、1年前に言っていますので、ぜひともお願いいたします。

町民がすぐ調べていただけるというか、トップページ、暮らしの情報じゃなくてトップページになれば、今あるエコ小野上処分場なんですけれども、県道36号線渋川下新田から今まで議員になるまで高台にある建物、何度も通っていますけれども、あれは何とずっと知らないでいました。議員になって視察をして初めて分かったと。その視察に行ったと

きになぜ看板を立てないのかと言ったら、皆さんが利用するところじゃない。最終処分場なので、看板を立てる必要がないと。産廃を持ってくるだけだから。だけれども、大きい建物が県道を走るたびに上りも下りも見えています。吉岡町も今後、どのくらいのが建つか分かりませんが、建っていても、多分、最終処分場だから、吉岡町の最終処分場ですよなんて看板は立てないと思います。それにはまず、吉岡の町民が何か上野原で造っているけれどもあれは何と聞かれて、せめて町民が分かるように、最終処分場をこの辺で造っています。人から聞かれても、あれ最終処分場だよというのが分かるように、トップページでお願いいたします。

次の質問に入ります。

関連質問で、プラスチック類のごみの分別収集についてお伺いします。

本年4月よりプラスチック類のごみの分別収集が始まり、燃えるごみの量が減少したと思います。今後の最終処分場計画である、今あるエコ小野上処分場、面積は2万2,080平米で、埋立容量が7万立方メートルと。次期最終処分場、吉岡の処分場は面積が1万9,000平米で、埋立容量は6万立方メートル、少し小さくなっています。今後の渋川地区広域市町村圏の人口の減少とさらなるごみの分別収集、リサイクルを行うことで焼却類のごみの量を減らせると思います。

前回の令和6年第2回定例会で質問した回答の中で、4月、5月のプラスチック類のごみの収集量は、当初想定したより収集量が相当少ない状況と聞きました。

先ほどの藤多議員のときでも何かプラスチック類のごみの量が言われましたけれども、今現在、焼却類のごみの量とプラスチック類のごみの量の関係はどのようになっているかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 4月から8月までに排出された可燃ごみは190万7,010キロ、プラスチックごみは6万6,230キロとなっており、これまで可燃ごみとして排出されていたごみのうちの約3.4%を分別していただいている状況となっております。

月別のプラスチックごみの排出量については、4月が7,750キロ、5月が1万4,160キロ、6月が1万6,380キロ、7月が1万3,030キロ、8月が1万4,910キロと、横ばいになっており、リサイクルの促進にはさらなる広報、周知が必要と考えているところであります。

また、可燃ごみを減らすためには、生ごみの量を減らすことが必要不可欠でありますので、今回、電動式生ごみ処理機の購入補助について、補助率及び上限額を大幅に引き上げるための補正予算を計上させていただいております。

プラスチックの分別推進等のリサイクルのほか、ごみの減量化についてもさらなる周知啓発に努めてまいります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） それで、当初想定した収集量より相当少ないと。当初想定していた量ほどのくらいになっているのでしょうか。お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 渋川広域のほうでその量を想定しておりますけれども、ちょっと今、ここにその想定量というものが数値をちょっと持ち合わせていないので、回答できませんが、今現在、当初想定していた量のおよそ55%程度の搬入量ぐらいたというふうに認識しております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） ということは、想定していた約半分しかプラスチック類のごみが出なかった。下手するとみんな燃えるごみで、中には面倒くさいじゃないですけども、分別しないで燃えるごみに回った可能性もあるかということでしょうか。

もう1問ありますけれども、時間の都合で終わらせていただきます。以上で8番富岡、一般質問を終わりにいたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、8番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時15分とします。

午後2時59分休憩

午後3時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

富岡栄一議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） それでは、先ほど私のした一般質問の中で、ちょっと誤りがあったので訂正をお願いいたしたいと思います。

私の発言の中に最終処分場なので、看板を立てる必要がないと。産廃を持ってきてだけと言ってしまいました。「産廃」ではありません。「焼却残渣」の誤りでございます。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） それでは、5番秋山光浩議員を指名します。秋山議員。

〔5番 秋山光浩君登壇〕

5番（秋山光浩君） 議長への通告に基づき一般質問をいたします。

3月議会で農地の除外申請の状況や水稻作付面積などについて質問させていただきました。もう少しだけ質問をさせていただきます。

令和2年から令和4年の除外申請面積などで、回答で3ヘクタールから5ヘクタールという回答を得ました。私が思っていた以上のヘクタールだったかなというふうに、そのときは感じました。作付面積も同じ年度でお答えいただいたんですが、これは大きな増減はなくて、少し安心したような気もしました。少し前まで、除外申請に歯止めがかからないという状況が続いていたと感じていますが、現況はどんな感じでしょうか。

僅か半年しかたっておりませんので、今までとさほど変わらない件数で、除外申請あるいは転用許可面積、作付面積、そんなあまり変化がなく推移しているといいのですが、お聞かせ願いたいと思います。

また、この除外申請などの状況を見ていると、やはり町内では、農業を続けるよりまだまだ住宅が増えているという状況から、できれば持っている土地を売りたい、今のうちに処分したい、手放したいという人が増えていると私は思っているのですが、行政側から見ても同様に見えるのでしょうか。この件について、見解をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 秋山議員より、まず、農業関連について質問をいただきました。

近年、吉岡町では、大規模開発や人口増加に伴う宅地開発が進み、農地は減少傾向にある中で、町の農業を取り巻く状況は非常に厳しいものがあると感じております。

令和5年度の申出に対する除外面積は約7.4ヘクタールとなっており、令和6年3月議会定例会においてお答えした令和4年度の5.3ヘクタールと比べ、1.4倍ほど増加となっており、増加傾向は続いております。

また、農地を売りたい、手放したいと考える点につきましては、冒頭でも申し上げたとおり、農業を取り巻く状況が非常に厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業自体の収益性の低さや資材の高騰、耕作放棄地にしないための管理の負担などにより、農業経営を続けていくことが非常に難しい状況であり、賃貸や売却など、農地を転用し、土地の活用を図っていききたいとの考えを持つ方が増えてきたのではと考えているところであります。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） たしか4月にJAの幹部、認定農家さん、それと町役場などが一堂に会して座談会が行われたと聞いておりますが、今後の農業展開の改善策となるような意見などがありましたか。

まず2点。認定農家からどのような意見が出たのか。それに対して、JA側はどんな回答をしていたか。この2点についてお答えください。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 令和4年5月に改正された農業経営基盤強化促進法により、10年後の地域農業の在り方を示す地域計画が位置づけられ、その中で、いつ誰がどの農地を活用していくのかを明確にした目標地図の作成が義務づけられました。

目標地図作成に当たり、3月に関係者を集め、座談会という形で地域ごとの課題等の洗い出しを行っていただきました。

どの地区においても、高齢化により、新たな農地の受け手の確保の必要性については課題となっており、宅地開発が著しいため、子育て世代の農薬や堆肥等も含めた農業への理解が得にくくなっているとの意見が上がりました。

地域計画作成に当たり、初回の座談会開催であり、課題の洗い出しが主な議題となっておりましたので、現実的な解決案や提案、特産品に係る意見が出されるまでには至らなかったところでございます。

この座談会で協議された内容につきましては、町のホームページにおいても公表させていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） ちょっと残念な座談会で終わってしまったような気がします。

周囲の状況を見る限り、吉岡の農業に大きな将来性は感じられなく、衰退が進んでしまうのはやむを得ない。私もそんなふうに感じております。

ただ、これは行政側の正直なところを聞かせてもらいたいんですが、現在の状況を総合して、吉岡町の農業関係、営農展望に少しでも何か期待できそうな部分感じますか。お答えください。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員がおっしゃるとおり、吉岡町の農地を取り巻く状況は非常に厳しいものがあると思っております。

それでも、年に数件ではありますが、就農を考えているとの相談もあり、最近では吉岡

町以外からも吉岡町の農地を使い農業をするというような傾向も出てきております。

新たな担い手の確保や農地を有効に使うという意味では、町内に限らず、そういった町外の方たちを受け入れていくということも必要なのかなと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 今、課長からお答えいただきましたが、私も1点だけ期待している部分が実はあります。転居してきた人たちの中には、ちょっと大きめな家庭菜園をしたい。または小規模な農業をやってみたいと思っている方がいるかもしれないのではなく、これは実際に声を何回か聞いたことがあります。また、今、令和の米騒動と言われている真ただ中ですが、思い切った意見を言った若者がいまして、こんなことなら自分で米作ってみようかなと、こういうふうにした人にも出くわしました。

やはり大事なのは、町と農協が連携して、このような人たちへの農業案内、農地の提供、農機具の貸出し、農家からの技術指導協力などを進めることも重要であるというふうに私は考えます。

なかなか難しいかもしれませんが、ふるさと納税の返礼品として人気の出そうな農作物の開発者に条件つきで構いませんので、報奨金あるいは補助金などを与えるなどの政策を進め、こんなことに今、困っている、こんなことをきっかけに吉岡町農業の第2章に期待してみたいなと考えています。

先ほど控室のほうで世間話的にした話で、知っている人は知っているんですが、私は今、実は、群馬大学の大学生と大学院生とちょっとつるんでいるといいですか、農業を教えたり、一緒に田んぼに行ったり一緒に畑に行ったりしています。ホームページなどもうまく立ち上げてやってくれています。

今のこの米騒動、令和の米騒動でそのホームページを見た人が、こんないい米作っているなら吉岡の米欲しいという法人さん、またはホテル、旅館、そういうところから年契約をしたいという話も来て、どうしましょうかというふうに相談されたんですが、どうしましょうかと言っても、今、言われてもどうにもならない。とにかく中1年様子を見ながら、来年どのぐらい自分たちが作るか、また、作ってくれる人を見つけるか、そういうことにつなげようよということで、この間、話をさせてもらいましたので、こういう、ピンチがチャンスとよく言いますが、もしかすると、ちょっとしたビジネスチャンスがあるのかなというふうにも思っていますので、私もその部分一生懸命活動してみたいなというふうに考えております。

次に、保護司の身の安全対策についてということで質問させていただきます。

今年の5月の末に滋賀県で60歳の男性保護司が保護観察対象者の35歳の男性に面談

中に殺害されるという、あってはならない事件が発生しました。1964年、これは60年前になりますが、同様の事件があり、2件目だということです。

保護司が非常勤の国家公務員であることは承知しています。それがゆえ、町が積極的に関われる部分ではないことも理解しているつもりです。ただ、保護司の活動実態というものがなかなか知られていないんじゃないかなという部分でもあり、今回、一般質問として幾つか伺いたいと考えました。

私もいろいろ見ているうちにびっくりしたんですが、日本全国で保護司の定数というのは5万2,500人とされているようです。それが現在は、約4万7,000人の保護司の方が活動されているということで、数は大きく不足しています。

保護司の方も成り手不足に不安を抱えていると聞きますが、吉岡町の保護司の定数とされている数、そして、現況で欠員があるのかの部分をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年5月に、先ほど秋山議員からもお話しありましたが、滋賀県大津市において、保護司の方が殺害される、大変痛ましい事案がありました。更生保護の最前線で活躍されていた方がこのような痛ましい事件で命を奪われたことは誠に痛恨の極みであり、哀惜の念に堪えません。

まさに保護司制度の根幹を揺るがす衝撃的な事件であり、保護司の成り手不足に拍車がかかってしまうことも懸念されます。

保護司とは、保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員です。保護司の役割は、主に保護観察、環境調整、犯罪の予防活動があります。保護観察は、刑務所から仮釈放された人や保護観察付き執行猶予判決を受けた人の社会復帰を支援する活動で、協力雇用主やハローワーク、更生保護施設などと連携しております。環境調整では、対象者が刑務所や少年院にいる間に面談や手紙を通じて更生の意欲や今後の意向を酌み取り、可能な限り釈放後の環境調整を行います。犯罪の予防活動は、毎年7月の社会を明るくする運動強調月間などで犯罪や非行を未然に防ぐための活動や、犯罪や非行をした人の更生について地域社会の理解を深めるための活動を行います。

このように、保護司の活動は、地域での更生を支援する上で絶対に欠かすことのできないものであります。

吉岡町の保護司の定数と欠員についてご質問をいただきましたが、前橋保護観察所に確認したところ、定数は居住地を管轄する保護観察所の保護区ごとに決まられており、吉岡町が属する渋川北群馬保護区の定数は55人です。

令和6年8月1日現在、渋川北群馬保護区の保護司の人数は50人で、5名の欠員が出

ている状況でありました。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 保護司の任期は、1期2年、最初に委嘱されるのが66歳以下であること、78歳になる前日まで任期があるなど、独特の条件があるようです。

任期満了を迎え、その役割を終了するという人がいる一方で、当然、次の保護司を選出するという作業が発生するわけです。その選出するという作業の部分に町はどの程度関わっているのかをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 現在、本町では保護司の選出において、町内を6つのエリアに分けて、各エリア内での持ち回りにより、自治会から保護司の適任と思われる方を推薦していただいております。

基本的には、保護司の退任があった場合に、同じエリアの中の自治会に対して候補者の推薦依頼を行っておるところでございます。

候補者が決まりましたら、履歴書など、審査に必要な書類を前橋保護観察所に送付いたします。町が関わるのはここまででございます。

その後は、保護観察所における審査が行われます。審査の結果、適任と認められた場合は、保護観察所長が法務大臣に対して推薦を行うという形になっております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 退任された方がその自治会にお願いして、次の方を見つけるということでしたよね。今。ということは、その推薦人の部分、例えば町長の名前が出てくるとか、推薦人の部分に自治会長というのかな、そういう人の名前が出てくるということはないんでしょうか。お答えください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほど申し上げた6つのエリアなんですが、それぞれ2つ、3つの自治会で構成されています。その中で、持ち回りで選出をしていただくということで、退任した方、保護司の退任する予定のある方のその出身の地区、エリアの中の自治会が持ち回りで推薦をしていただくという、町のほうからそう依頼をさせていただいているということございまして、基本的には自治会あるいは町長名で保護観察所のほうに推薦を出すということではなく、あくまでも渋川北群馬保護区の中の保護司について、吉岡町から選

出した方という形で推薦を送るということでございます。

実際に審査をするのは、保護観察所になりますので、特に町長の意見ですとか、自治会からの推薦状みたいなものはつけておりません。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5番（秋山光浩君） 少年院の仮退院者、先ほど町長も言っておりましたが、あと仮出所者、保護観察付き執行猶予者などを受け持ち、社会復帰するための更生を図ることを請け負ってくださるのが保護司です。だからこそ、身の安全対策には万全を期さなくてはならないというふうに考えていますが、5月下旬に発生してしまった保護司殺害事件を受けて、国や県から町に対して指導や協力要請とかというのは、ないわけですかね。お答えください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 今回の事案を受けまして、各市区町村長宛てに令和6年7月12日付で保護司の面接場所の確保に対する一層のご理解、ご協力の依頼という文書が総務省及び法務省連名で発出されました。

その通知の中では、保護司の安全確保、またご家族の負担軽減を図るという観点から、地方公共団体に対し、自宅以外で身近に面接を行うことができる場所の確保の支援を自治体に対して求めるものでございました。

本町では、既に吉岡町隣保館を面接場所として開放しております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5番（秋山光浩君） 定員が5万2,500人、現在、委嘱されている方が4万7,000人。私が見たネットの関係ですと、今年の7月27日の時点で案件を受け持っている保護司さんは全体の3分の1ぐらい。4万7,000人のうち1万6,184の方が案件を受け持っているということでした。

ただし、やっぱりその方々にアンケート調査などをしたところ、約1割の1万6,184人のうち1割弱の1,480の方が今後の活動に不安があると回答したそうです。

さらに、今回の殺害事件に関連して退任を申し出た保護司さんが10人、委嘱手続中に辞退した人が16人いたという事実もありますし、ますます成り手不足が危惧されています。

成り手不足を解消するためには、第一に身の安全を確実なものにしなければならないことは必須です。

先ほど永井課長が言われた町の対策としては、それでは隣保館をその面接会場、面談会場にするということをしたということが現在の町の対策としてというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 現状では、保護司の安全確保のための対策として、そのように行っております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） これ、たまたまなんですが、私この件に関してNHKの特番を偶然見る機会がありました。対象者の家庭を訪問し、面談することを往訪と言うそうです。保護司の自宅等に呼び寄せて面談することを来訪と称しており、月に二、三回これを行っているとのことでした。専門家の意見で、来訪は1対1になることから、危険な場面が発生する可能性があり、さらに、保護司の家族の安全面を考えると、逆恨みとかありますから、早急に対策が必要であるというふうに発言しておりました。

課長の答弁ですと、この来訪の代わりになる方法が隣保館の使用ということになりますが、この面談方法というのは、相変わらず1対1が続くわけでしょうか。答弁ください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほどの私の答弁で、吉岡町の隣保館を面談場所として開放するというのは、あくまで保護司の安全確保のための方策であって、面談の代わりになるものではないということをご理解いただきたいと思います。

その面接の代わりになるものについてご質問いただきましたが、こちらも前橋保護観察所のほうに確認しますと、月数回、保護観察対象者の方と面談を行っているとのことなんですが、この面接に代えられる方法というのは特にないということです。

ただ、法務省が現在、設置しております持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会、こちらの中で、保護司の安全確保に向けた対策として、先ほど申し上げた、自宅以外での面談の場の確保、または担当保護司の複数指名の積極的運用、こういったものが示されております。

今後新たな対策について、この検討会で検討されていくということを伺っております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） そのNHKの番組の中で専門家が言っていたのは、県庁所在地に更生保護

サポートセンターというをつくるので、ちょっと離れているところの保護司さんもそこを使って面談とかを行ってもよい、あるいは、地元自治体の協力を得て、その地元自治体の庁舎内に更生保護サポートセンターの分室みたいなものをつくると、より安全性が増すのではないかというふうにおっしゃっていましたが、これはやはり、庁舎の中につくるとなると、時間的なことや曜日的なことなどを考えると、やっぱり庁舎内にその分室みたいなものをつくるのはやはり難しいですかね。お答えください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほどご質問のあった更生保護サポートセンターなんですが、こちらについては、分所という形になるかもしれませんが、渋川市のほっとプラザの中に、そちらの施設の中に設置されております。

ただし、私も何度かお伺いしてお話伺ったことがあるんですが、常に経験のあるベテランの保護司の方がそこに常駐しているということではなくて、やはり時間帯あるいは相談内容によっては、対応できるというような状況でございまして、いつでも保護司の方がこのサポートセンターに行って、何かしら相談をしたり、あるいは面談の場所として活用するという事は、なかなかちょっと難しい状況であるということは理解しております。

ただ、吉岡町でそれをつくるということになると、なかなかそれは、やはりいろいろな条件、ハードルが厳しいというふうに、現状では理解しております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） いろいろな対策を考えなければ、保護司さんやってくれている方々から直接そういう、渋川のところに意見などが言えるのが一番いいかなとも思うんですけども、やはり今まで要領とされてきたことだとか、慣例化されてきたことなどを変えるというのはなかなか難しい気はしますが、やはり今はネット時代ですので、例えばスマホを使えばビデオ電話というんですかね、そういうリモート電話のようなこともできますし、あるいは、私は月に3回程度行われてきた往訪、来訪という、その面談の仕方も保護観察の対象者にとっては、若干多過ぎる回数だったのかもしれないような気もします。

ただ、一度失敗をしてしまった人たちを以前の気持ちに戻してあげ、さらに社会復帰させることは、もちろん容易なことではありません。また、更生しようとしている人を無事に社会復帰させるためには、やはり地元の自治体、地元の企業、そのことに協力してくれる町民、これがやっぱり連携してはじめて成し遂げられると思いますので、なかなか一旦失敗しちゃって世間になじめなくなって迷っている方がいたら、ぜひ農作物作りなどを勧めていただくのも1つの手かなというふうに私は考えます。

保護司の方とは少々異なりますが、更生保護女性会という、各自治体から選ばれて様々な活動をしてきております。町や教育委員会、警察、学校、保護司会など多くの関係機関と連携し、社会を明るくする運動を展開してくれており、時には小学校や中学校に赴き、犯罪防止、非行防止に役立つ交流をしていただいております。小学生や中学生に作文を書いていただき刊行するという、大変な作業もあります。

この活動を少しでも円滑に進めるために、更生保護女性会は、1軒200円年間の募金を集めていますが、これに一切協力を示さない自治会があることを知り、私は愕然としました。

地域教育の観点からも、町が一丸となって進めるべき運動だと考えますが、この募金について、自治会によって大きな差があるという部分、これ執行側はどのように感じますか。見解をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 社会を明るくする運動の募金、略して社明募金についてご質問をいただきました。

こちらの募金の内容につきましては、犯罪や非行の防止活動を行う更生保護女性会の活動費だけではなく、渋川北群馬保護司会を通じて、犯罪や非行のない明るい社会をつくるための広報活動などにも活用されているということを伺っております。

以前は、封筒募金という形で、各地区を役員さんが更生保護女性会の会員さんたちが回って訪問をして募金活動を行っていたという経緯があったようでございますが、現在は、自治会に依頼をして集めていただいている地区がほとんどというふうに事務局のほうからも伺っております。

ただ、そういった中で、やはり、まだ自治会ではなく更生保護女性会の会員の方が戸別に訪問して集めているというような地区もあるというふうにも伺っておりますので、町としても役員及び会員の方々の負担軽減並びにこの更生保護女性会の活動内容、また募金額の向上のために、自治会に対して募金の趣旨をよく周知をして協力を呼びかけるということは非常に大事なことだというふうに認識しておりますので、また引き続き団体のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 十分な活動費がない中で、犯罪の防止活動や非行防止活動を行って来ております。中学生や小学生に作文書いてもらい、もちろんそのお礼はしなければなりませんし、広報紙も出してくれています。保護司活動費にも充てられていると聞いています。

そのことにその募金が使われていると考えれば、町民の一人として社会を明るくする運動に参加することになりますし、理解を示し協力すべきだというふうには考えておりません。

また、この運動は、渋川北群馬が連携して協力し合っている活動ですから、やはり渋川市、榛東村との足並みをそろえることが大変大切なことだと考えます。自治会幹部などが集まる会議などでぜひ説明していただき、吉岡町の全自治会が同様の考え方を持てるように、伝達をぜひ行ってください。よろしくお願いします。

次に、駒寄スマートインターの名称変更してはどうですかという提案になります。

1985年、39年前、関越道が全通し、駒寄パーキングの営業が開始しました。2006年、これは18年前です。駒寄スマートインターが供用開始され、2021年、3年前、その駒寄スマートインターが大型車対応化されました。

この39年間、町名、当時は始まった当時は、吉岡村でしたが、町名、村名ではない駒寄という名称が使い続けられています。この名称変更について、今まで議論等がされたことがあるのかをまずお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジは、先ほど秋山議員からもお示されたように、18年前の2006年に本格供用され、3年前の2021年に大型車対応になったところでございます。

駒寄パーキングエリアの名称は、関越自動車道の開業当時に地元の要望により名称が決定されました。

パーキングエリア接続型のスマートインターチェンジの場合は、原則としてパーキングエリアの名称を用いることとされております。

駒寄スマートインターチェンジの名称変更議論については、建設課長から答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） これまで駒寄スマートインターチェンジの名称変更について、吉岡町において正式に議論されたことはございません。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 県内のインターチェンジをそれぞれ見ても、例えば上信越道ですと藤岡、吉井、富岡、下仁田、松井田と、全て市町村名。関越道に入っては、玉村、高崎、前橋、

渋川、赤城、昭和、沼田、月夜野、水上、これも市町村名ですね。北関東道に入ると太田桐生、太田薮塚、伊勢崎、駒形など、市町村名かあるいは市町村名に準ずる名称を使用しています。

市町村名あるいは市町村名に準じている名称を使っていないのは、本当に駒寄だけなんですけれども、私は非常にもったいないなというふうを感じているんですが、この部分どんな見解をお持ちでしょうか。お願いします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 駒寄パーキングエリアの名称は、町長の答弁のとおり、関越自動車道の開業当時、地元要望により名称が決定された経緯があり、地名ではなく、旧町村名の駒寄を採用しております。

また、パーキングエリア接続型のスマートインターチェンジの場合、利用者の混乱を避けるため、原則としてパーキングエリアの名称を用いることとされております。

このため、現在のパーキングエリアと同じ「駒寄」となっております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） インターチェンジの名称変更はかなり珍しいことではありますが、なかったわけではありません。今までの話の流れですと、駒寄スマートインターだけの名称変更じゃなくて、やるんだったら駒寄パーキングも一緒にやらなくちゃいけないというようなことなんですけれども、ちょっと以前の事例だけお話ししますので、ちょっと聞いてください。

2011年、長野自動車道でそれまで使用していた「豊科インター」というインターが「安曇野インター」と名称変更されました。その理由は、5つの町村が合併してできた安曇野市に合わせたことであり、町の意見は市の名前と同じインター名にすることで、利用する皆さんが分かりやすくなるだけでなく、産業、観光振興に様々な効果が期待できるとされています。また、このときの経済効果は10億4,000万円と推計されたそうです。

もう1件は、この秋、関越道の「小出インター」が「魚沼インター」に変更されます。これも旧北魚沼郡の6町村が魚沼市になったことに合わせたもので、さらに、若干低迷している魚沼産コシヒカリの巻き返しに結びつけようと考えられます。魚沼インターの名称変更、これの経済効果は16億6,000万円と見込まれているそうです。

我々は、もう地元で39年間もこの駒寄パーキング、その後、駒寄スマートインターチェンジという名称を使い続けていますから、なかなか実感していないかもしれませんが、県外の方や遠方の方にとっては、吉岡町と駒寄は一致していないかもしれません。

名称変更には先行投資で大きな財源が必要となりますが、交付金制度などもあるようで

すので、その後の経済効果を鑑みますと、やってみる価値はあるのではないかと私は感じております。

これについての見解をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） スマートインターチェンジの名称を「吉岡」に変更した場合の経済波及効果は、試算をしていないため不明でございますが、駒寄スマートインターチェンジの場合、パーキングエリア接続型であるため、パーキングエリアの名称変更も伴い、インターチェンジの単独変更と比べて名称変更に係る費用が莫大になることが想定されます。

また、39年もの間「駒寄」を使用しており、駒寄の名称で広く一般に認知されていることから、名称変更には慎重な対応が必要と考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 道路をはじめ、吉岡町は交通網が整備され、非常に恵まれた環境にあると感じています。商業施設も充実が図られ、住みたい町ランキングなどでも常に上位が当たり前になっています。ただし、鉄道駅はなく、町名を前面に出している玄関口はありません。

今まで多くの企業さんがこの吉岡町に進出してきてくれましたが、どの店舗も吉岡店、前橋吉岡店などとしており、駒寄を名称の中に入れた企業さんはありません。恐らく産業団地の誘致に応じて進出してきてくれる企業も必ず吉岡町店とか吉岡店とするはずです。

これから実施される産業団地開発、企業誘致をスムーズに進めていくために、また、今後の吉岡町の発展継続や町政運営を安定化するためにも一旦大きなお金はかかってしまうかもしれませんが、吉岡町あるいは吉岡という名称や文字を第一面に出し、企業誘致に応じてくれる企業さんにお出迎えするという姿勢を示すことが私は必要であり、賢明と考えます。

この部分についての町の見解をお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先ほどの答弁のとおり、スマートインターチェンジの名称の認知度を鑑みると、また、名称変更には前橋市との調整も必要となりますので、慎重な検討が必要と考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 来年は、町内を関越道が通るようになって丸40年目を迎えます。また、昭和30年、これは69年前に明治村と駒寄村が合併して吉岡という名前になり、この吉岡という名称が使用されるようになってから丸70年になります。

さらに、来年は昭和で数えるとちょうど昭和100年になります。節目の40年、節目の70年、節目の100年、来年は3つの節目が重なる珍しいアニバーサリーイヤーと言っても過言でないかもしれません。

全国的に見ても、スマートインターを名称変更したという事例はないので、県内や北関東エリアからの注目度だけでなく、全国的に吉岡町をもう1段階、2段階ネームバリューのアップを図れるチャンスでもあります。

建設課長、この話、来年は大きな節目が重なる3つの年ですよという話、記念すべき年になりますよという、この話を聞いて、何か心を揺さぶられる部分はありませんか。見解をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、そういった節目の年もあり、今後、産業団地もこれから動いていきますので、検討を進めていきたいと思っています。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 来年、名称変更しようという話ではありません。本当に来年がこの記念すべき3つが重なるので、私もこの理由づけ一生懸命考えて、今こうやって話しています。来年を何とか名称変更しますよという発表する年にしてもいいと思うんですよ。それから時間をかけて名称変更をお金をためながら進めていけばいいので、何とか来年中にこの記念すべき年に、今までお世話になった名称を捨て、吉岡町をここに入れますというのを発表すると、メディアなんかめっちゃくちゃ喜んでくれて、取材なんか来るかもしれません。

ぜひ発表をする年にすることをまじに検討してもらいたいですけれども、その部分、お約束とは言いませんが、真剣に検討していただけますか。再度、最後に確認します。よろしくお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 秋山議員の熱意しっかりと受け止めさせていただきます。

ただ、私自身においては、駒寄という名称、愛着を持っております。そういった形で、話題性もあるかと思いますが、いろいろと研究等はしていきたいと思っております。以上

です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 町の玄関口を整備して始まる産業団地に少しでもいい企業さんを誘致できることを真剣に私も考えたいというふうに思いますので、今回、この質問とさせていただきます。

申し訳ありません。10分早いですが、私の今回の一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていた一般質問は全て終了しました。

明日は、通告のあった11人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日は、これをもって散会とします。

午後4時08分散会

令和6年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和6年9月4日（水曜日）

議事日程 第3号

令和6年9月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.7～No.11）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
住民課長	一倉哲也君	健康福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	渡部英之君	建設課長	大澤正弘君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	岸一憲君
教育委員会事務局長	米沢弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 関浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、通告のあった11人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

12番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初でございますが、土地開発関連ということで、1番といたしまして官地の対応及び農地の転用についてでございます。吉岡町では、農地の区画整理に伴って官地が多く存在しているということでございます。まず、その実態の状況について、また近隣市町村の状況について、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。本日も一般質問よろしくお願いいたします。

吉岡町は、昭和40年代から県営群馬用土地改良事業をはじめ、42地区の土地改良事業・圃場整備を実施し、約900ヘクタールもの農地の基盤整備を行うとともに、道路の整備を進めてまいりました。宅地開発が進むことに伴う土地改良事業により整備した道路と敷地の間の官地の取扱いについては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町道と敷地の間の官地は、道路の敷地になりますので、道路法が適用されます。この官地は、町内には多くの箇所と面積及び様々な形態が存在しております。また、その官地は、道路の整備や維持管理に必要な土地であるかどうか総合的な判断が必要になります。

官地の取扱いについては、一律に取り扱うことが困難であることを踏まえ、引き続き、他の市町村の状況を参考にしながら検討を進めてまいります。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) 今の課長の答弁で、他の市町村を今後ちょっと調べるような答弁もありましたけれども、今のところまだ分からないということでございますか。

町長が昭和40年頃より、42地区、吉岡町900ヘクタールの整備を行ったということでございます。この官地というものが発生するというので、ちょっと資料の4番を見ていただくとあれなんですけれども、これはおとしですか、榛東の新井地区で地籍調査を行ったときに、こういうふうに真ん中に棒が立っていますけれども、これが要するに境と、地権者、隣の隣地との、また道路とのこれが境というか、それで右に白線がありますよね、道路が。要するに、このくいが建っているところと、道路の白線の間の部分が、こういう宅地造成とか区画整理したときに、官地になるということよろしいですか。

議長(廣嶋 隆君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長(大澤正弘君) 資料の4番にあるものと、あと資料の1番にも隙間がございますけれども、そういったところがいわゆる官地となります。

議長(廣嶋 隆君) 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) これからちょっとまたお話しするのですが、資料の1番、2番、3番についてちょっとお伺いします。

資料の1番と2番ですか、町道に面して家を新築したときに、町道と敷地の間に官地があって、その管理は誰がやってくれるんだろうかと、町民がそのような疑問を持たれているということでございまして、現状は、私も下野田地域の宅地造成の地域とかをちょっと車で見て回りましたところ、やはり道路等の敷地の境にバラスが敷いてあったり、そういうのが散見されておりました。この辺の舗装などは、町はどのように考えておるのでしょうか。

議長(廣嶋 隆君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長(大澤正弘君) 町道と民地間の官地については、その場所と面積が多量にあることから、優先順位をつけて除草等を行い、適切な管理に努めているところです。舗装に関しましては、通学路の指定状況や危険箇所、地元の要望など、舗装の必要性を総合的に判断してまいります。

議長(廣嶋 隆君) 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) それでは、この資料の1番にある草が生えているようなところの除草とい

うのは、今、課長言ったように町で行ってくださると。ただ、舗装とかはやらないということでもよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 原則的には、除草等の管理は、町が行います。舗装に関しましては、先ほど話したとおりに、必要性を総合的に判断しまして対応します。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 先ほど、私も町内をちょっと回って、敷地の間のところが舗装になったり、コンクリで打ったりしているところがございます。ということは、あれは個人でなされたということでもよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 住宅等を新築する際に、道路と民地の間の官地には道路法が適用されます。舗装とか、先ほどのコンクリートをする場合には、町に道路法第24条に基づく承認工事の申請をしていただきます。そうしますと、その部分が舗装なり、コンクリートがなされます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） その次の質問で、新しい住宅団地を造るときに、業者が舗装等を行うわけでございますけれども、それが資料の3番が、これが要するに区画整理をして、何か新しい団地を造るということで、その手前のところの官地が舗装されているという写真でございますけれども、こういった場合はどのような申請がなされるのですか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 資料3番につきましては、いわゆる1,000平米以上の開発をする事業になります。そこで、道路の部分の工事については、その後、町に寄附なり寄贈されます。そして、その資料3にありますグレーチングがございます。グレーチングのところは、先ほど話しました承認工事の申請が必要で、その手前の舗装、現道の舗装部分、そちらについても承認工事の申請が必要になります。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 業者の場合、そういうふうに申請して工事するというのは分かりました。
やはり先ほど課長が言ったように、本当に吉岡町、昨日もちよっと見させていただきま
したけれども、物すごい数があって、今までこれは問題等なかったんでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今までといたしますか、最近の豪雨によりまして、この碎石の部分が少し流
されてしまったということがございました。そういうときには、一応、町では道路作業員
をお願いして、碎石を補充する等の対応がございました。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 私は、どうにかこれ、町で舗装等できないのかということで相談を受けて
質問に立っているわけでございまして、こういう新築をするときに、道路と敷地の間が官
地ですよというような告知というのですか、要するに先ほどの1番、こういうふうに道路
があって、敷地の右側にコンクリの駐車場があるじゃないですか。家造るときは、要する
に自分ちの敷地のところで家を造るわけですよ、業者の方は。そのときに、この道路の
間の僅か草が生えているところの官地、これは官地ですよと、町は舗装とかしませんよと
か、そういうのを造るときに、造る地主というか、家主に説明して、それについて業者
に、町に申請して、コンクリを打つときに、一緒に業者に打ってもらうというような、そ
ういうふうに町が家を造るときに、これは官地ですよと説明しないとイケいのではないか
と思うのですけれども、課長いかがですか。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 資料1番にありますとおり、一般的な開発案件ではない一般住宅の場合に
は、町が道路のほうで関与する部分は、非常に少ないです。ただ、一般的にこういう個人
のお宅が建つ場合には、例えば道路との境界の立会いをいたします。そうすると、そこで
初めて官地がこれだけあるのかというのが分かります。そのときに、施主とやり取りして、
この部分を例えば舗装したいという要望があれば、個人の負担にはなりますけれども、承
認工事の申請していただければ舗装ができますと、そういう話等は現地で行われている場
合もございます。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 今、課長、場合もありますと言ったけど、要するに吉岡じゅうの道路のと
ころ、みんな官地なんですよ。先ほどの2番もね、アパートとかがあったりなんかして、

これは造るときに、家主に工事するとき申請があるじゃないですか。そのときに一言、言えば、町と話し合って、コンクリを打てるのではないんですか。それを官地だとか、そういうのを役場も何も言わないし、当然、家主は土地買って造るとして、いざ造ってみたら、あれ、隙間がある。これ、隙間どうせ町のものだろうと素人は考えますよ。官地というのは、財務省の所有物だと言われて、その辺を、造るときに言えば、駐車場のコンクリ打つときについでに打って、そのまま要するに、この官地というのは、この右の家の敷地に並んでいるんだから、ほかの人が使う土地じゃないですよ。ここ、一応官地だから、堂々とここに車止めていいやというところじゃないですよ。もうこの右のお宅の敷地の一部として、国だってそのぐらいは認めているわけですよ、この官地の使用をね。そういう例はいっぱいあるのですよ。要するに、官地というのがあって、境の塀とかがないんだけれども、でもこれは明らかにこちらの家が、要するに国の土地だけでも、固定資産の台帳に入らないだろうけど、使っていても差し支えないやというような感じで、官地はあると思うのですよ。

だから、これ、あちこち今まで問題なかったですか。あちこち家が建って、新築ができて、道路の脇にできて、道路との間がバラスになっていて、誰もこれ疑問に思った施主さんはいなかったですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今までは、それほど大きな問題にはなっておりません。先ほど説明したとおりに、豪雨で少し流されてしまったと、そういうことがございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） この官地というのは、本当に何か厄介な状況でありまして、吉岡町もうんとあって、以前、課長にお話ししたら、物すごく莫大な面積があるから、それを舗装するのは、金額的にも厳しいとお伺いしました。だから、その場合、これはもうこの隣地の人、町にここちょっと舗装したいんですよと申請すれば、コンクリなり舗装ができると、吉岡町はできるということによろしいですね。吉岡町の場合は、申請をして、許可を取って、要するに町の費用じゃなくて、自己負担で舗装するというのが、吉岡町のやり方ということによろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡町のやり方というよりは、道路法が適用されますので、承認工事の申請をしていただければ、その部分の舗装とかコンクリート舗装ができます。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 取りあえず、だから官地というのは、要するに町は、今バラスとか管理しているけれども、町のものではないという認識でよろしいですか。一応財務省の所有となっているのですけど。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） ご質問の部分については、いわゆる官地、国有地の場合と、町の敷地である場合と2通りが考えられます。あとは、昨日も出ていましたけど、未登記問題とか、いろいろな問題が複雑に絡んでおりますので、統一的なところは、先ほど課長の説明のとおりなんですけれども、いわゆるケース・バイ・ケースの場合がありますので、ある程度ご相談をいただく必要があると考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） では、そういった町の方針というのを、要するに相談してくれた人にお話しするしかないんですけれどもね。それで、官地の件については、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、町内では、毎年農地が転用されて、200軒近い住宅が新設されております。私のところの陣場自治会というところは、町内で一番面積が少ない自治会でございます。東と南は前橋市の池端町、西は榛東村、その北は南下自治会ということでございまして、宅地自体が少なく、利便性がよいにもかかわらず、住宅は増えない状況でございます。

そうした中、西原というところが陣場にはあるのです。旧高渋線の西側にあるのですけれども、そこは宅地転用ができない土地ということで、これは多分、青地ということでしょうかね。農業振興地域内、農用区域内農地ということで、農振農用地と言われておりますけれども、その青地ではないかと思うのですけれども、今、新聞等の報道によりますと、高崎イオンの東の旧前橋陸軍飛行場、堤ヶ岡飛行場というのですかね。その跡地に産業団地を造るなんて話がありまして、ついせんだっての8月23日に高崎市の基本構想ということで、計画地93ヘクタールの7割近くを占める農地の転用に必要な国の調査云々であるのですけど、93ヘクタールの広さを、真っ平らな、元飛行場の跡ですから、そこを産業団地にするということでございますけれども、そんな形でどんどん優良農地というのがなくなっているのが実態でございます。

そうした中で、やはり吉岡町の農地転用の基準など、時代の変遷とともに少しは変わってくるのではないかと思います。その辺の時代に合わせた見直しなどについて、必要では

ないでしょうかということで、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 農地転用の許可についてのご質問でございますけれども、まず、吉岡町は、都市計画の用途指定地域を除いた全域が農業振興地域に指定されており、優良な営農条件を備えた地域について、農用地区域を設定しております。

農用地区域内の農地を転用するには、農用地区域からの除外が必要になりますが、法令上の6つの要件を全て満たしていることや、他法令の許可見込みがあることなどが条件となっております。

ご質問の農地転用については、許可権者が群馬県知事となっており、農地転用の基準については、現在、県で定めている状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） こういう土地開発関係のあれを見ますと、農業振興地域というのは都道府県が指定して、その中の農用地区域、つまり青地というのは、市町村のところで計画と設定ができると説明があるのですけれども、それはできないんですか。あくまでも全て、だから全部農業振興地域ですよ。その中の青地の部分を、要するに白地にする。つまり農用地区域からの除外と、そういうのは市町村が行うのではないのですか、課長、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 転用の前に除外という手続があるわけですが、除外をするに当たっては、転用の見込みがあるかどうか。除外しておきながら、転用されないというのはちょっと問題でありますので、そこら辺を十分審議して、現在、除外が下りないということは、転用の見込みがない。そういう農地、例えば優良農地、第1種農地とかであるという理由で、うちのほうは判断しております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 必ずしも青地が除外にならないというわけじゃなくて、要するに条件があるのですよ。4つほど。まず、必要性・代替性の有無、地域計画や農地の集団性などへの影響、認定農業者などへの影響、土地改良施設への影響と土地改良事業からの経過期間、要するに土地改良から行って、これにはおおむね8年ぐらいで少し条件がそろわないのか、時代によってずっと青地のままということがあっていいものなのか。昨日も、

今の農業関係は厳しいという話がありました。昔、お金をかけて土地改良したわけですよ。何十万円もかけて群用引いて、みんな各農家はその負担金を何十年もかけて払ってきて、ほんでいざ、さあどうぞとなったら、後継者がいないというのが現状というか、吉岡町なんかも特にね。私なんかもその口なんですけれども、そういったことで、この働きかけ、青地から白地への変換というのは、町が時代の状況によって、特に陣場のところは本当にはないですよ、宅地が。だから、もうずっと増えないような状況でございまして、そういう時代の流れ、状況を鑑みて、その辺の除外のことを考えていただけないかなと思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 除外については、農業振興地域の整備に関する法律の第13条第2項の規定に基づいて、6つの要件について全てを満たす場合に限りと定められておりますので、正直、法律で決まっている以上、その他の意思の介在する余地がないということをやっとご承知願いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ちょっと課長にお伺いしますけれども、もう永久的に、永久的にですよ、白地にはならないということによろしいですか。それとも何かしら条件が、全てじゃないけれども、状況で整うと除外の可能性があるというふうに、ちょっと聞きたいんですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然のことながら、6つの条件をまず満たさない形で出てきた除外があつて、それが駄目だったと。次の年に、その6つの条件を全て整うような条件が出てきた場合、除外が許可になるという例はございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 取りあえず、現状では、かなり厳しいということは実際のところだと思います。それでは、次に移ります。

産業団地及び駒寄インター周辺の課題ということで、（1）南北をつなぐ道路の必要性について。前橋と吉岡の産業団地は真ん中に午王頭川が流れており、吉岡町の産業団地から駒寄インターへの乗り入れがインター北の関越のカルバートを通るしかない状態です。関越の下り方面へはツルヤの信号を右折しなければなりません。大変な渋滞が発生するこ

とが目に見えています。西には小さな橋が架かっていますが、大型車には不向きな橋です。

以前にも質問させていただきましたが、午王頭川に新たな橋を架けて、南北をつなぐ道路整備が必要ではないでしょうか。今年の12月には、大まかな計画ができるとお伺いしております。既に計画に入っているのでしょうか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員より、産業団地及び駒寄スマートインターチェンジ周辺の課題として、午王頭川に新たな橋を架け、南北道路の整備が必要ではないか、計画に入っているのかという質問をいただきました。

現在は、産業団地基本計画の策定を行っているところであり、町としては、産業団地と駒寄インタースマートICの上り線と下り線に直接アクセスする方法が必要であると考えております。

詳細については、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 町長の補足説明をさせていただきます。

産業団地基本計画策定のために、今回実施した関係者及び周辺住民を対象としたアンケート調査においても、産業団地整備後の交通渋滞を心配する意見も多く出ております。また、町長が答弁したように、産業団地からスマートIC上り線や下り線にダイレクトでアクセスできることで、産業団地の価値を高めるとともに、渋滞緩和にもつながると考えております。

議員おっしゃるように、午王頭川に橋を架けて、産業団地と県道南新井前橋線を結ぶルートを、新たな道路網の整備として考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。前橋のほうは前橋南新井線に面していますからどうにでもなるのですけれども、吉岡のほうの産業団地、資料の5番目のところなんですけれども、この右側のほうに午王頭川が流れていて、本当に真っ正面のところにカルバートがあって、それしか要するにインターに乗る道はない状況でございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、（2）番といたしまして雨水対策についてです。前橋市と吉岡町にまたがる産業団地は、田んぼが主でございます。雨が幾ら降っても、田んぼのときはためておくことができました。それが、産業団地になり、舗装コンクリートで覆い尽くされたとき、近

年多くなったゲリラ豪雨の雨水は、午王頭川と駒寄川に流れ込みます。その雨水の量は、想像できないのではないのでしょうか。また、午王頭川は前橋市と吉岡町の両方を流れているので、共同での雨水対策が必要と思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 産業団地の雨水対策についてのご質問に回答いたします。

産業団地では、議員おっしゃるとおり、保水能力の高い農地から、コンクリートと舗装に覆われた産業団地になることで、雨水が一気に午王頭川に流れます。そこで、午王頭川の洪水による氾濫を抑えるために、降雨時には一時的に貯留し、河川の水位が下がった段階で一定の流量を河川等へ放流する調整池を設けることになっております。調整池の大きさや放流施設の規格等については、開発規模に応じて技術基準で決まっており、吉岡町では、今後、放流先である一級河川午王頭川の管理者である群馬県と協議を行っていくこととなります。

既に午王頭川右岸側の前橋市の産業団地では、群馬県と協議が完了し、調整池の整備に取りかかっており、午王頭川左岸側の吉岡町でも基本計画策定後、その規模に応じて調整池の整備を行っていくこととなり、雨水対策については、おのこの自治体で取り組む形となっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） かなりしっかりした対策ができるということで、安心でございます。次に移ります。

3番、町をアピールする広告塔の設置をということで、他の市町村へ視察に行きますと、よく町の入り口に「ようこそ何々町へ」などの看板が設置されています。駒寄インターはどこにあるのか、もっとアピールすべきではないでしょうか。

昨日も駒寄インターチェンジの名称変更というような提案がございました。本当に吉岡町にあって、吉岡町の看板がない状況、そういったところでインターの出たところは、吉岡の部分と前橋の部分がございすけれども、ぜひようこそ吉岡町へという広告塔を建てて、本当に全国でもまれな人口増加の町でございす。一生懸命アピールしていただきまして、お願いしたいと思っておりますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） ようこそ吉岡町へというような広告塔を設置してはというご質問でございすけれども、駒寄マーティックは、上り線については、一般道と接続する出入口部、いわゆ

るランプが吉岡町でございますが、下り線においては、県道南新井前橋線との合流部分となっており、その地籍については前橋市となっております。このため、看板を設置する場合は、自治体間の協議も必要となりますので、その効果の検証等も含め、設置については、今後、研究してまいります。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

4番に移ります。ヤマダ電機西の道路の安全対策をとということで質問させていただきます。ヤマダ電機の西の道路ですが、北から南への道路が曲線になっておりまして、以前は住宅展示場はなく見通しがよかったわけでございますけれども、その住宅展示場の南の信号が、今は、住宅展示場ができて、急に現れるような状況になったということで、大変危険とのご意見を頂戴しております。ぜひ予告灯の設置が必要ではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ヤマダ電機西の道路につきましては、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化により、道路線形が東西方向にカーブしております。

議員ご指摘のとおり、ヤマダ電機の駐車場西側に住宅展示場ができたことにより、見通しが以前より悪化していることは、町としても認識しております。今後、地元自治会等を通じてそのような要望が上がってきた場合には、予告灯設置の件で警察への上申や、注意看板の設置等についても、必要に応じて検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。健康福祉関連ということで（1）コロナワクチンの助成に関してでございます。私3月議会でもしました。この秋、どのくらいのワクチンの助成ができるのかということで質問させていただきましたけれども、高齢者のワクチンの予防接種の助成及び費用というのはどのようになっているか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルス感染症については、令和6年4月1日に予防接種法政省令が改正され、B類疾病に位置づけられることとなりました。これにより、高齢者対象の季節性インフルエンザワクチンなどと同様に、接種対象者や接種時期、接種回数等に

ついて、国の規定に基づく定期接種が実施される運びとなります。

昨年度までは全額公費負担であったため、対象者は無料でワクチンを接種できましたが、本年度は季節性インフルエンザと同様に、原則、接種費用の一部自己負担が発生します。

本町では、接種対象となる高齢者の自己負担分を低く抑えるため、新型コロナワクチンの接種に係る費用の独自助成を実施いたします。さらに、子育て支援の一環として、中学校3年生と高校3年生の受験生に対するコロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種費用の独自助成も併せて実施することとしました。

その他、事業の詳細については、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） それでは、新型コロナワクチンの定期接種化に伴う町独自の接種費用の助成についてご説明いたします。

対象者は、接種日に満65歳以上の高齢者または基礎疾患のある60歳から64歳までの方を対象といたします。また、今年の受験を控えた中学校3年生と高校3年生も対象に加えます。

接種期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までを予定しており、接種に係る自己負担額は、高齢者も受験生も一律に3,000円で統一いたしました。

次に、受験生に対するインフルエンザワクチンの接種費用の助成についても併せて実施いたします。こちらは、接種費用にかかわらず、一律2,000円を町から助成する予定です。

以上になります。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 分かりました。中3生、高3生にも助成するというので、ちなみに昨日の上毛新聞で渋川市は1,500円だと出ておりましたけれども、やはり3,000円ぐらいがあれですかね、分かりました。取りあえずは助成ができて、よかったです。

次に移ります。（2）Uni-Voiceの導入をということでございます。

視覚障害者の方たちが情報を得やすくするために、Uni-Voiceの導入を始めた自治体が少しずつ増えているようでございます。このUni-Voiceというのは、JAVISという日本視覚障がい情報普及支援協会というところが開発いたしまして、2次元コードをスマホ等で読み取ると、無料アプリで読み込むと音声流れるというものでございます。今、何か静かにはやっているとお聞きしました。ぜひ町でも、障害者に限らず、小さい文字等が読みづらくなった方に対しても必要かと思っております。町の発行物への導入を

考えてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほど議員からUni-Voiceについてご説明いただきましたので、そちらについては省略させていただきます。

現在、町で発行する様々な文書及び文字情報を音声コード化するというものであれば、対象となる範囲、また利用の方法については、役場庁舎全体、多岐にわたると思われるため、導入のメリット、デメリットについては、全庁的に検討する必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ全庁的に検討して、必要な方が使えるように、最近本当にこういうデジタルの進歩で便利な機能は出ております。実際、私なんかも本当に字が小さくなると見づらくなるじゃないですか。これがあると、スマホで読み取れば、音声でこういうふうに流れるなんてすばらしい時代ですので、いいものはどんどん取り入れていただきたいと思っております。これ、印刷物に2次元コードを入れるというのは、費用はうんとかかるのでしょうか。その辺は、調べてありますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） こちらにつきましては、Uni-Voiceを取り扱っている業者が幾つかございまして、その1社に見積りに関して問合せ等をさせていただいております。ただ、やはりこのUni-Voiceについては、様々な仕様がございまして、吉岡町が具体的にどういった目的でどういった用途に使いたいのかということを確認にしないと、なかなか正確な見積りは出せないということでは言われているのですが、基本的には、システムの設定費用、基本的なベースで一応66万円がパソコンに導入するアプリというか、システムですね。そちらが、2次元コード化するためのシステムとしては、パソコンに入れるシステムとして、導入費用は、この金額がまず最低限必要になってくるということで、あとは視覚障害者の方に、ここに2次元コードがあるよというのが分かるために、印刷物に突起をつけなくてはいけない、そういった処理に係る費用も当然出てきますので、本当に吉岡町で全庁的にどのくらいの規模で使うのかによって、金額はかなり幅ができるなということで、まずはやはりそういったことを検討して進めていかないと、なかなかちょっと業者としても正確な見積りは出せないと言われてしまいました。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) これは視覚障害者に限らず、本当に便利なツールでございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に3番、有料老人ホームの施設設置指導要綱に関してでございます。定員の項目で、課長から頂いた資料でございます。吉岡町有料老人ホーム及びその他施設設置指導要綱という中に入所定員がございまして、それが介護付有料老人ホームの入所定員が25人以下、住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームはそれぞれ20人以下、その他施設の入所定員は20人以下とあります。

町の高齢者の状況等を考えて、施設の数など現状はどうなっておるのでしょうか。また、この定員の見直しというのは考えることができるのでしょうか。それと、近隣の定員状況について伺いいたします。

議長(廣嶋 隆君) 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長(永井勇一郎君) 有料老人ホームの入所定員に関するご質問をいただきました。

先ほど議員がおっしゃったとおり、吉岡町においては、吉岡町有料老人ホーム及びその他施設設置指導要綱の第6条に、有料老人ホーム及びその他施設の定員に関する規定がございます。近隣市町村にも確認してみましたところ、こういった要綱などで定数、定員の規模を規定している自治体は、特にありませんでした。

次に、町内の施設数及びその利用状況についてお答えしたいと思います。

現在、町内には介護付有料老人ホームが2か所、住宅型有料老人ホームが5か所ございます。入居率を確認しますと、介護付有料老人ホームが97.4%、住宅型有料老人ホームが83.0%でございました。定員の空き状況としましては、介護付有料老人ホームで1名、住宅型有料老人ホームですと17名の空きが現在あります。

付け加えて、有料老人ホームの入所定員に関しては、もう一つ重要な指標がございます。それは、町外から転入して利用している人の割合です。施設入居者のうち、転入者の割合につきまして調査を行いますと、介護付有料老人ホームについては、およそ84%、住宅型有料老人ホームはおよそ82%の方が町外から転入してきているという結果が出ました。

このように、吉岡町においては転入者の利用割合が非常に高いという現状がございます。住所地特例が適用されたとして、介護サービスの利用などをしたときに、保険者である吉岡町に財政負担が生じなかったとしても、町外から転入してきた方が、大多数を占めるそういった施設、吉岡町にとって有料老人ホームの大規模施設が必要かどうかということについては、十分検討する余地があると考えておりますので、現状では、定員に対する規定の見直しは考えておりません。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当に今、課長の答弁で、町外の利用者が多いということで。先ほど、よその近隣は定員のあれを決めてないなんていうふうだね。私もパソコンで調べると、全然こういう要綱なんか見つからなかったわけなんです。要するに決めてないということで、吉岡町は、どうして定員をこういうふうに要綱で決めたか、その辺いきさつなんか分かりますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 指導要綱の中の第3条第2項、第3項にも規定されているのですが、有料老人ホームと介護付有料老人ホーム及びその他施設の事業計画については、町が定める介護保険事業計画の計画目標値に基づき、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けなければならないという規定がございます。特定施設入居者生活介護は、総量規制の対象になっているものでございますので、当然、吉岡町においては、基本的には町民の方に利用していただく施設ということで指導要綱をつくっていますので、そういった中で介護保険財政における影響が大きいということで規定しているものと解釈しております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 要するに、何とか町内の人に利用していただきたいと思っておりますけれどもね。では、最後に高齢者の安心対策ということで、見守りライトの導入を望むということでございます。これは、私も2021年12月議会で質問しまして、その当時、東京都の、その前にこのあれがどういうものかということでございますけれども、5月28日の上毛新聞に、伊勢崎市が独り暮らしの高齢者や、高齢夫婦、離れて暮らす家族らの安心につながる見守りライトを無償貸与する事業を始めたとの記事が掲載されておりました。これは、毎日使用するトイレや洗面所、廊下などの電球1か所を専用ライトに交換しておくもので、点灯や消灯の動きが24時間ない場合に異常として検知し、あらかじめ設定した家族らに自動的にメールを送って知らせるものでございます。伊勢崎市の場合は、工事も不要で、月約1,078円の利用料を市が負担し、無料で利用できるものということでございまして、対象も65歳以上の独り暮らしの高齢者か、65歳以上のみの世帯ということでございます。私も2021年12月の議会で質問させていただきましたけれども、そのときは、東京都日野市の鹿島台という自治会が独自に、名称は、ハローライトというのですけれども、それを高齢者の安否確認のために、当時は災害対策ということで、安否確認のために利用しているということで質問させていただきました。そうしたところ、ついせんだって

の上毛新聞に、伊勢崎市がこういったのを始めた。物すごく簡単な安否確認のツールなのです。私がこの記事を目にしてしまったものですから、ぜひ町でも導入していただきたいと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、町の高齢者の見守りサービスに関しては、先ほど議員がおっしゃった緊急通報システムのほかにも、ごみ出し支援事業の利用者から、ごみが出ていないときの安否確認など、高齢者の生活支援に安否確認サービスを附帯した事業なども実施しているところであります。また、高齢者自らが持病やかかりつけ医、服薬内容などの健康情報や、離れて暮らす親族の緊急連絡先などを記して自宅に保管しておくことで、緊急時または災害時に関係機関へ必要な情報をつなぐ緊急医療情報キットの配付も始めました。

見守りを必要とする高齢者には、これらの支援を組み合わせ対応しているため、議員ご提案の見守りライトの導入は、現時点では考えておりませんが、見守り支援をさらに拡充する必要性は十分認識しております。町の財政事情等もあり、事業の対象にならない高齢者の見守りに関しては、民生委員や地域福祉ネットワークなどの地域資源に頼っているのが現状ですが、事業の拡充に向けた検討を引き続き行ってまいりたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔1 2 番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 今、町長が答弁したように、独り暮らしの老人の65歳以上で、体に健康不安がある方は緊急通報システムというのを対応しておりますよね。今年ですか、うちの隣組、隣保の1人の方は、やはり健康不安ということで、民生委員を通して緊急通報システムというのを設置させていただきました。これからますます高齢者が増えていくという状況でございます。いろいろ試行錯誤して、見守りライトですか、これは電球を変えるだけでできるものでございますので、ぜひ導入していただきたいと思います。

以上をもちまして、飯島の一般質問を終了させていただきます。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時24分休憩

午前10時50分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議 長（廣嶋 隆君） 4番大井俊一議員を指名します。大井議員。

〔4番 大井俊一君登壇〕

4 番（大井俊一君） 議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず最初に、吉岡町小中学生の文化活動、社会奉仕活動を通じた郷土愛の育み方についてご質問いたします。

1番として、吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動の現状についてはということで、吉岡町小中学生の様々な活動が新聞紙上等で紹介されることを度々目にすることがあります。目にするたびに心が温まり、ほほ笑みが浮かぶのは私だけではなく、多くの吉岡町民に共通する思いであると思います。吉岡町の小中学生の日々の活動の状況を広く社会に伝えるとともに、吉岡町が実施している子育ての質の高さを伝えることであり、吉岡町のすばらしさを伝えていることであり、吉岡町の教育行政の方向性に賛同し、これからも吉岡町の小中学生の活動状況を広く社会に伝えていくことを期待しております。

そこで、吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動の現状の概要について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動の現状の概要についてのご質問をいただきました。

スポーツ少年団と学校でのスポーツ活動、文化活動、学校外でのスポーツ活動、社会奉仕活動に分け、詳細につきまして、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 各種活動での町内のスポーツ少年団には、10団体に総勢206名の小学生が登録し、種目ごとに運動に励んでいます。

小学校における授業外のスポーツ活動としては、小学校体育研究会主催の陸上教室記録会に向けて、参加希望者を募り、放課後の練習に取り組んでいます。その他、ヤマダホールディングス陸上競技部の陸上教室を、駒寄小学校の校庭で行っており、両小学校から希望する児童が参加しています。文化活動は、金管部があり、希望する児童が放課後の練習に取り組んでいます。

中学校では、運動部や文化部に所属している生徒は、放課後や休日等に活動しています。部活動以外に学校外で、より専門的なサッカー、バスケット、バレーボールなどのスポーツクラブ、スイミングクラブ、ダンスクラブなどに参加している生徒もおります。

社会奉仕活動としては、ねこの手ボランティアに参加している小中学生がいるほか、吉

岡中学校では吉岡中ボランティアとして町内各地で活動しています。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 様々な活動を本当になさっていてありがたいと思います。

2番としまして、吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動を通した一般町民との交流する機会の状況はどうでしょうか。

人の成長については、小中学生時期の日々の小さな成功の積み重ねと、周囲の人たちの応援と賛辞と共感により、自分の心の中に大切なものを持ち、人間性が磨かれていきます。そういう機会や経験が多ければ多いほど、青年期になっての苦しさや試練に打ちかてる、楽しく大切に強い心の支えとなるものを持った人間に育っていきます。

吉岡町の小中学生が行っている活動を通して、指導者や父兄等の成人関係者だけでなく、それ以外の町民との交流の機会と、その内容と現状について説明を求めます。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 運動面での交流については、町スポーツ協会の各部が主催する行事、例えばですが、コロナ禍以前に行われていたナイター陸上やリバーサイド駅伝等が想定されますが、実施されれば、そこに参加する児童生徒が自主的に参加することで、町民との交流が図られると考えます。

吉中ボランティアは、自治会や町が主催する活動に参加する生徒は、おのずと地域の大人との交流の機会を持つことになります。

コロナが明けてからのふるさと祭りにおいては、吉中吹奏楽部が演奏を披露していることも交流の一つと捉えます。合唱部は、二十歳のつどいのほか、敬老福祉大会、人権教育意見発表会等で合唱を披露しております。

4 番（大井俊一君） ますますそういった活動を広げていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、吉岡町小中学生の……。

議 長（廣嶋 隆君） 議長への発言を求めます。

4 番（大井俊一君） すみません。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 次に、3番としまして、吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動を、広く町民に発表する機会の現状についてお聞きしたいと思います。

人の成長のもう一つの視点は、視野を広げることであります。毎日努力してきたものを

整理して、多くの人に対して発表し、その講評を受けることで視野が広がります。吉岡町小中学生の活動を広く町民に発表する機会の現状について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 先ほどの答弁にもありますが、先ほど申し上げた交流の機会、例えばであれば、ふるさと祭りであるとか、二十歳のつどい、敬老福祉大会などが、広く町民に発表する機会となっていると考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） そういった活動の中で、子供たちが視野を広げるために必要なものと考えられるのが、そういったときに関係した大人の方からの言葉、評価までいかななくても、そこで一緒にやってくださった大人と子供との会話や、そういったものを通して、さらに広く子供たちが視野を広げるきっかけになってくると思われまます。ぜひそういった意味で、一般の吉岡町民の大人の人の交流ができるような内容も含めて進めていただけると、幸いだと思っております。

引き続きまして、4つ目として、吉岡町小中学生のスポーツ活動及び文化活動、社会奉仕活動における功績について、町、地域社会が行っている事業は、どんなものがあるかということでお聞きしたいと思います。

若者が故郷に帰ってこないという理由の1つに、帰ってきててもやることがないと、自分のやりたい仕事がないということが言われ、挙げられています。幸いなことに吉岡町は、現在でも都内に通勤する勤労者がおります。立地的な条件の中では、そういったところは十分に満足されていると思えます。

若い人たちに、学業を終えても吉岡に住み続けたいと考えてもらえる大きな要因となるものとしましては、地域との結びつきも非常に大きな要因となります。

スポーツの面では、スポーツ表彰により、その功績を広く町民に知らせるとともに、町民全体でその功績をたたえています。文化活動、社会奉仕活動における功績を上げた小中学生についての町としての対応について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 小中学生の文化活動や社会奉仕活動における功績をたたえる町主催の事業は、現在、特に行ってはいません。活動や奉仕活動を終えた後の地域の大人、皆様から応援や感謝の一言をいただくことで、自尊感情や自己肯定感につながる、やってよかったと思えるような気持ちを育てていただいております。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） スポーツ協会におきましては、町の予算から頂いた予算の範囲で、毎年文化センター大ホールで表彰式、そして町内の文化活動をしている方が、そのときに活動の内容と一緒に披露していただいたりなんかしながら、その功績をたたえるような形を取っております。そのような形で、町の費用負担によって、文化活動を一生懸命やってきて、そして広く群馬県内、あるいは関東一円等々からたたえられるような功績をつくり出した子供たち、それから社会奉仕活動でも、何年にもわたって奉仕を続けてきた子供たちの功績、そういったものをやはり町の予算を使った中で、地域社会が子供たちのそういう努力、功績を認めてあげるようなことが、やはりできることによって、子供たちの心の中にふるさと吉岡、そして吉岡の人たちが自分たちを見守り続けてたたえてくれているんだという、そういう下で将来、学業を終えた後、吉岡に帰ってくるという心ができる元になると私は信じておりますので、できましたら、そういったところにも町の予算を振り分けていただいて、そういう機会を設けていただきたいと考えております。それについてご意見ちょっといただきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

- 教 育 長（山口和良君） スポーツ関係の活躍した児童生徒について、協会のほうで表彰式を行っていただいて、保護者の方も記念撮影をして、とても喜んでいる姿を私も目にしております。議員の皆様からも、今回、吹奏楽部や文芸部等の生徒の活躍について、度々ご質問にも取り上げられているところもありますので、スポーツだけでなく、文化面での活躍の功績をたたえる何かできないかどうか、事務局内でも話題にして考えたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） 心強いご回答いただきまして、ぜひ検討していただきたいと思います。
- それに合わせて、社会活動、地道で表に出てこないかもしれないですけども、そういった活動を地道に続けていく、そういう心を持った子供たちも、できたら、何か地域みんなで見ているんだよというような、そういうことが分かるようなことを考えていただけたら幸いです。
- 続きまして、大きな2番の部活動地域移行・自転車通学等に係る熱中症対策の現状につきましてお聞きをしたいと思います。
- 最初に、吉岡町小中学校の施設面及び自転車等による登下校、屋外活動における熱中症予防の現状と問題点についてお聞きしたいと思います。

今年の夏は、気象変動によりまして、時として生命の危険を感じるような高温の日々が続いていました。その中で、小中学生の現状の通学、授業中、部活動における熱中症発生の危険度と問題点について説明を求めます。併せて、児童生徒の熱中症予防対策についての研修等の受講状況等ありましたらご説明ください。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 熱中症予防の現状と問題点ということでご質問いただきました。

各学校では、文部科学省の熱中症予防に係るガイドラインを基に、熱中症計を用いるなどして、子供たちの熱中症予防に係る取組を数年前から実施してまいりました。町教育委員会では、令和6年5月、吉岡町小中学校熱中症予防ガイドラインを策定し、学校とさらなる共通理解を図りながら、熱中症の危険性と問題点をクリアすべく取り組んでいるところでございます。

取組の具体についてでございますが、まず、中学校体育連盟の総合体育大会の市郡の大会が、従来の7月実施を6月実施に変更された理由の1つに、熱中症の危険性に配慮したことがあると捉えております。また、吉中の体育大会も、従来9月であったものを6月へ、両小学校の運動会は9月から10月に変更するなどして、熱中症から子供たちを守る取組を行っております。

学校では、日常的に熱中症計の示す数値を基に、休み時間の外での活動や体育の授業、部活動の実施の方法に注意を払うとともに、万一体調不良を訴えた児童生徒が出た場合には、熱中症の疑いを排除せずに体調を把握するように努めております。

登下校途中での水分補給の仕方の指導はもちろん、体格の小さな小学校を中心に、熱中症予防グッズの着用など保護者との連携に努めているところです。

研修の状況についてでございますが、学校では毎年、年度初めの校内研修で養護教諭が講師となり、熱中症予防について全職員対象に研修を行っております。具体的な内容につきましては、熱中症の予防や暑さ指数に応じた活動内容を全職員が理解を深めるとともに、熱中症と疑われる症状が発生した場合の校内での緊急対応について確認をしております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 事故発生を未然に予防していただく、できる限りのことについてやっただけだっているようではすけれども、ぜひ今後も引き続きお願いしたいと思います。

本来、国がやはり、気象変動みたいな状況になっていますので、日本全国必要なことだから、本当は国が率先してやらなければいけないのかなという気もしているのですけれども、目の前にいる吉岡町の子供たちを守っていただくのには必要なことだと思いますので、

国がやる前に、できることをぜひお願いしたいと考えております。

続きまして、2つ目のところで、吉岡町小中学校の施設面での熱中症対策の計画はありますでしょうか。吉岡町小中学校の施設面、体育館等での熱中症対策のための改修が必要と考えられる事案と、その対策について現在、町で予定している改修計画について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 小中学校3校の校舎に関しましては、空調設備が完備されており、気温に応じ、適宜使用しております。しかし、体育館、明治小学校は社会体育施設となりますが、体育館については、現在、常設の冷房機器はありません。具体的な年度は決まっておりませんが、近年の夏場の暑さを鑑み、空調設備設置について研究を進めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 夏場の異常な高温につきましては、地球全体での気象変動の結果で、ロシアとウクライナの戦争でそれに輪をかけて二酸化炭素が増えている現状ですので、今年これだけひどい暑さでしたけれども、来年以降はさらに上がってくる可能性が、毎年毎年上がってくる可能性が高いですので、ぜひとも改修計画のほう、子供たちに事故が起きる前に、ぜひとも体育館等を含めて、社会体育館なども含めて、対策を考えていただけたらと思っております。

続きまして、3番目として、自転車通学における熱中症予防対策につきまして、お聞きしたいと思います。

この夏休み期間、風の通らない白いヘルメットを着用して、真っ赤な顔をして、中学校や自宅に向かう吉中生を見かけた方は少なくないと思います。自転車通学をネット検索してみると、通気性のよいヘルメットなど通学用の熱中症予防用品、そういったものが開発されていることが分かります。

現在、群馬県東毛地域では、毎日のように最高気温が全国トップテンに入るような状況でもあります。それに比べれば、吉岡町の気温はやや低いですが、自転車通学の生徒につきましては、中学校までの標高差が、上も、下も、利根川近くのところも標高差があります。現状における吉中生の自転車通学における現在の熱中症予防対策について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 自転車運転時のヘルメットの着用は、通気性の面で、暑さの面で心配もあります。しかし、交通事故から命を守ることを最優先に着用を義務づけています。また、夏季休業中の運動部活動は、早朝から始め、終了を午前の早い時刻にするなどの工夫をしています。日常的に、運動後は休息を取ってから帰宅する、自転車はゆっくりこぐことを心がける、自転車を停めて小まめな水分補給を心がけるなど、気分が悪くなる前に適宜休憩を取るようなどと心がけ、熱中症から身を守るように指導をしています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 現状の白いヘルメットですと、やはりこの夏場は、本当に危険な場面も出てまいります。そういうことで、インターネットなんかを調べますと、結構暑さを防ぐような着衣だとか、それからヘルメットについても、通学用としても、やはり風が抜けるような、そういったものが既に民間では発売されて、そういった対応もされていますので、ぜひそういった面でも、すぐのすぐにはできないかもしれないですけども、これから毎年毎年、今年よりもさらに暑くなるような、そういった現状が考えられますので、ぜひそういったところについても、着衣やヘルメットの面でも検討していただけると幸いです。

続きまして、4つ目として、長距離の徒歩通学の児童生徒のうち、熱中症予防対策を含めた希望者の通学バスの利用というものにつきまして、ご質問したいと思っております。

現在、通学バスの利用には距離制限があります。距離制限に近い距離で、徒歩通学の児童生徒のうち、希望者については、熱中症予防の観点からも、通学バス利用の可能性について検討すべき状況にあると考えます。希望者の通学バス利用について、町の考え方を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町3校の子供たちの住まいから学校までの距離と、現在のバスの運行条件や配車状況等を踏まえると、バスや運転手の確保、距離制限をどう整えるかなど検討要素が多くあります。現段階では、教育委員会としては難しいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 現時点では、難しいと思いますけれども、いろいろ調査等、また検討していただきまして、来年、再来年の夏までに何とかそういったところ、事故が発生してからでは遅いので、そういったところの検討もぜひしていただけたらと考えております。

続きまして、5番として、部活動地域移行に関わる受皿としての団体の育成指導状況と、

町の考える熱中症対策につきましてお聞きしたいと思います。

日本でもトップを進む吉岡町の部活地域移行であります。トップということは、手探りで進める部分も多いかと思われませんが、安全・安心に部活動地域移行を進めるために、受皿になる団体との熱中症対策を含めた協議、調整、育成指導の現状の状況を伺います。

今後、年々暑さが増していく可能性が高いことが想定される現状の中で、町として考えている今後の熱中症対策について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 指導者は、教員と一緒に生徒を指導することを通して、中学生の発達段階に対応した技術力、生徒指導力、事故やけがの対応、部員の個人情報の管理などについて、現場の教員の経験や知識から学んでいます。また、教育委員会では、地域スポーツで活躍できる人材を育成することを目的に資格取得を推奨しています。資格取得に当たっては、スポーツをする上での生徒の安全や健康の確保に関わる研修が必要となっています。また、これとは別に指導者の指導力向上を目的に、昨年度より年3回、指導者研修会を実施しています。その研修会の中で、地域クラブの指導者に、吉岡町小中学校熱中症対応ガイドラインを参考に、熱中症の危険性や対応について理解してもらうとともに、受皿の団体の熱中症対応の体制づくりについて働きかけていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひとも部活の地域移行について、吉岡町が全国に先駆けて、先に進んでいる状況、そういったことが広く群馬県内におきましても、また国のスポーツ協会等々につきましても、先進的な事業として見ていただいて、海外からも見ていただいているような、そういった状況もありますので、ぜひとも熱中症についても、そういったところで足をすくわれないような形で検討し、さらに研修を進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、日中、徒歩で買物をする高齢者の熱中症対策として、民活を含めた通学バスの活用についてお聞きしたいと思います。

この夏、炎天下の中、ショッピングバッグを持ち、徒歩で家路を急ぐ高齢者を度々見かけました。町の高齢者の買物時の熱中症対策として、例えば部活の練習時間、調整などの上に、民活を含めた通学バスの活用など、そういった方策について、町の考え方を伺いたしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 通学バスの活用ということで、熱中症対策にかかわらず、町内での移動支援などについては、町全体の課題であると考えています。その上で、教育委員会としては、協力できるところは協力していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひそういったところの面でも検討を続けていただけると幸いです。

次に、7番として、夏休みなどにおける昼食の摂取に問題のある児童生徒の栄養面からの熱中症対策についてお聞きしたいと思います。

夏休みなどの長期の学校給食がない時期、昼食が食べられない子供の問題が全国的に問題になっています。吉岡町では、昼食摂取に問題のある児童生徒に、民間ボランティアグループが、町の担当部局と協力調整して対応していただいていますけれども、その現状と問題点について、栄養面から熱中症対策を含めて、説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほどのご質問については、子ども食堂での熱中症対策、また栄養面での対策と受け止めましたので、健康福祉課長の私から説明させていただきたいと思います。

子ども食堂につきましては、我々行政にとって、子供たちの貧困を救う場所、それから地域住民の交流の場、保護者同士の交流の場、また子供が現在、単身世帯ですとか、共働き世帯の増加により、1人で食事を取る、孤食を防ぐ場所、また子供たちが安心して過ごせる居場所づくり、そういった提供の場ということで、重要な連携先として位置づけてはおりますが、各子ども食堂ごとの個々の活動、そういった内容につきまして我々行政が直接関係するような、関与しているわけではございません。ただ、そういった栄養対策ですとか、熱中症対策、そういった部分について、町に相談があった場合は、子供たちの健康を維持するために必要な情報提供等はしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひ今後とも調整しながらやっていただきたいと思います。

熱中症の発症につきましては、やはり栄養の状態が悪いと、発症する確率が非常に上がります。そういった面からも、今後も町内のボランティアグループ、たくさんありますけれども、そういったところと連絡調整、またいろんな情報なども今後も流していただいて、

子供たちが安心して長い夏休みなど過ごせるように、ご指導していただけると幸いです。

大きな3番、町内の起業者への町の把握と支援状況についてお聞きします。

1番として、町内起業者の把握状況についてお聞きしていきます。アフターコロナにおける日本経済の上向き傾向の中、吉岡町も産業の振興が望まれています。整備の状況等もいろいろありますけれども、町内の若手起業者の現状について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内起業者の把握状況、現状についてのご質問にお答えいたします。

町では、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を、関係省庁より受け、創業の促進を図っているところであります。当該計画の実施状況として、創業支援実績を例年報告しておりますので、令和5年度分についてお答えいたします。

支援対象者数としては12名。男女別ではそれぞれ6名、年代別では29歳以下はゼロ、30歳以上54歳以下は9名、55歳以上は3名でありました。若手起業者とする定義によりますが、30代の方も4名おり、美容業といった生活関連サービス業を創業されることが多く、町の人口特性の現れの一つだと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひ、今後も若手の、若手でなくても起業される方の指導等を続けていただけると幸いです。

2番目として、町内起業者の支援状況についてお聞きしたいと思います。国内の一部地域においては、オーバーツーリズムというような状況で、住民の生活を守るための対策が必要なくらいの現状があります。若手起業者の支援の面からも、SNSによる吉岡町のよいところを積極的に発信していく必要があると考えますが、町の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

ふるさと納税の制度を活用した若手起業者の支援を含めて、現状と今後の方向について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） SNSの活用事例としましては、本答弁の担当部署では、雇用・労働関係の情報を随時、町公式LINEにて発信しておりますが、議員ご質問の町のよいところのSNS発信に関しては、観光ホームページでの発信にとどまり、町内観光地を訪れた方、いわゆる個々人のSNS発信によっているものが現状でございます。若手起業者の支

援の面からとのことですが、今後研究してまいります。

続きまして、議員おっしゃるふるさと納税の制度を活用した若手起業者の支援の現状と今後の方向性についてでございますが、こちらクラウドファンディング型のふるさと納税を活用した、地域における起業支援と捉えてお答えいたします。

こちら、寄附者による地方公共団体へのふるさと納税を財源にし、起業者に補助を行う制度と認識しておりますが、町での取組実施はございません。今後の起業支援につきましては、当該制度も視野に入れつつ、研究してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひとも研究を続けていただいて、町内から新しく起業する方が大きく羽ばたけるような支援をしていただけたら幸いだと思っております。

次に、3番として、町内で起業を考えている方への支援の現状についてお聞きしていきます。県や一部市町村においては、起業セミナーなどを開催して、新規起業者の支援を行っているところがあります。吉岡町で起業する人への支援についての説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 先ほどの町長の答弁にありますとおり、町では新たに事業を起こす方に対し、創業支援等事業計画により、相談支援や情報提供を行っております。当該計画では、創業相談窓口の設置、商工会にワンストップ窓口を設置するほか、県商工会連合会の開催による創業スクールを、町の特定創業支援事業として位置づけており、例年8月頃の全戸配布と広報掲載によりご案内をしているところでございます。また、金融機関開催の創業スクール等を当該計画に随時追加し、受講機会の充実を図っておる状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひそういう活動も広げていただいて、1人でも多くの方が失敗することなく、羽ばたいていただけるような、そういうご支援をお願いしたいと思います。

私も現役の時代には、神流町の創業セミナーの講師などもやったこともありますけれども、やはり知識の乏しい方が多いですので、そういった人に社会としての中で起業して伸びていくために、必要なこと全てを知っているわけではないのですね。そういったことを全体広く、そういった方がつまづかないように指導していただけると幸いだと思えます。

また、吉岡町におきましては、先達としては、ヤマダホールディングスも吉岡町で創業しています。ヤマダホールディングスが吉岡に女子の長距離の合宿所を造ってからは、地元の人、私も一緒に、含めて、応援して、そしてヤマダが本当に成長した今では、中学校

の陸上の講師を無料でやってくれたり、そんなふうにもまで伸びた企業が吉岡にはあります。成長していくのをみんなで支えて、協力、伸ばしてあげると、それは将来大きな力となって吉岡全体にも返ってくることでありますので、ぜひそういったところにも力をよろしくお願いしたいと思います。

4番目の大きなところで、アフターコロナにおける町内行事への安心安全な上で、町民参加の増加を図る施策としてお聞きしていきたいと思います。

1番目として、自治会及び住民への最新のコロナの変異株の情報提供の状況はということでお聞きします。

現在の日本は、民間の有識者グループ、人口戦略会議によると、全体の4割の自治体が最終的に消滅する可能性があるとされている現状です。吉岡町においては、社会増を中心に将来の人口の増加が見込まれております。一方で、首都圏、都市部においては、一部に自治会加入者が減少してしまっているような、壊滅状態にあるような自治体も存在します。

現在、町内行事の参加をちゅうちょしている方の中に、新型コロナ等の感染症の感染をいまだに心配する方が少なからずいるのも現実の問題です。このような現状から、最新のコロナ変異株の情報等、感染症情報の分かりやすい提供というのが非常に重要だと考えております。町の感染症情報の提供の現状と今後の方向について説明を求めます。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、これまでの全数把握による感染者数の発表が、全国の指定医療機関からの報告を基に公表する定点報告に変更となりました。

これにより、最新の感染状況については、1週間ごとの1医療機関における感染者数の平均値を、県や渋川保健福祉事務所のホームページで確認することができます。すぐに情報にたどり着けるように、関係機関のリンクを町のホームページにも貼っておりますが、自治会単位での周知や、町単独でのコロナ感染症情報の発信は現在行っておりません。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 現在、町民一人一人のレベルになると、まだまだコロナの現状の全体像がつかめなくて、不安でならなくて、自治会の行事なんかも出てこなかったりする方がやはり非常に多い、自治会役員の中でもやはり慎重になる方が非常に多いのも現実の問題だと思います。そういったところで、安心して町内の行事等に参加していただける、そういったところ、分かりやすい内容で町民にお知らせするような広報紙だとか、そういったものなんかについても、特にSNSだとか、そういったものをあまり見ない方であればあるほ

ど、やはりそういったことに慎重になる方が多いと思いますので、そういった面では広報紙など、非常にそういった方には、ダイレクトに伝わるかと思っておりますので、ぜひそういったこともお考えに入れていただくと幸いですと思っております。

次に、2番として、町民にふるさとである吉岡町に一体感を持ってもらうためにできることはないかということでお聞きしたいと思いますが、今後も継続して町が発展していくためには、吉岡町で育った子供たちが、中学生までの期間に心豊かな体験を積み重ねていくことが重要であると考えます。そうやって育った子供たちは、自分も吉岡町で心豊かに子供を育て、子育てをしたいと思う者が多く生まれてくるものと信じております。吉岡町として、心に吉岡をふるさととして大切に持つ者を増やしていくために、現在までに何ができ、今後は何をしていくべきか、町の考え方について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このご質問につきましては、小中学生の教育や社会教育を担当している教育長として、考えを述べたいと思います。

吉岡町で育つ子供たちの豊かな体験の積み重ねの現状と今後についての考えを説明申し上げます。まず一言で申し上げれば、生まれてからの家庭教育、幼稚園、保育所、学校、学童クラブ、地域の祭りや子ども会、ボランティア等の活動を通した全ての体験、学び、友達、先輩後輩、大人との出会いや交流が吉岡をふるさととしていく心の育成につながるものと考えます。それを少しずつでも強化していくためには、まず私は、一番大切なことは、子供に関わる全ての大人自身が、町を誇りに持ちながら子供たちに接することだと考えます。なぜ今吉岡町に大人として住んでいるのか、その理由を子供たちに伝えることでも誇りになるのではないのでしょうか。

教育委員会では、学校における地域のものの素材の教材化、多様な人との授業での交流を通した学び、運動部活動、文化部活動の地域移行に伴う地域指導者による指導、放課後子ども教室での高齢者との交流など、地域の大人、人、一人一人の力が子供の活動を豊かにしていくことを重視しているところです。中学生が、運動ではない町文化協会の各種団体の活動に、本人が希望すれば参加できる体制づくりに理解を示していただいたことも、一歩前進の現れです。

そうした活動の中で子供自身が目標を持ち、目標に向かって工夫や努力をし、それを達成する、または残念ながら失敗する過程で、その活動を見守った大人が子供たちに努力したことや成果のすばらしさなどをフィードバックする、このサイクルが子供たちの心に残る仕掛けになっていくと考えます。

ここで、具体的なことをちょっとお話しさせていただきます。地域学校協働センターと

いう組織が中心になり、今、自治会にお世話になって開催している放課後子ども教室のスタッフ、児童、保護者の声です。スタッフからは「支援しているつもりが、私が子供から元気をもらい、元気の源になる」「それまで顔も知らなかった保護者の方から感謝され、うれしいし、その人と顔見知りにもなる」。通って3年目になる6年生の児童からは、「私は、高校生になったら、この教室のスタッフとしてまた戻ってくるね、おばさん」。保護者からは、「この教室がきっかけになって地域の人にお世話になり、絆ができた」などの声が具体的に聞かれています。ほんの一つの僅かな具体的な声なんですけれども、これもふるさと吉岡の意識が高まってきている現れの一つではないでしょうか。

今後に向けて、何をすれば子供たちにふるさと吉岡を意識してもらえるかは、答えは一つに定まりませんが、吉岡町という地域の文化、人々、ものとの交流の機会を増やし、町の全ての大人が子供たちを見守っていくことを積み重ねていくことに尽きるのではないかと考えます。そのために、町民一丸となって、このことに意識を持って取り組んでいくことが大切だと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひそれを継続していただくよう、心からお願いいたします。

次に、3番として、町のマスコットキャラクターや町のマークの活用状況についてお聞きしていきます。

吉岡町において、町のマスコットキャラクターや町のマークを目にする機会は少ないのではないかと感じているのは私だけではないのではないのでしょうか。町民の脳裏にいつもそれが焼きついているような状況が、自分は、吉岡町民であると意識してもらおうための第一歩であると考えます。町のマスコットキャラクターや町のマークの活用状況について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 現在、町ではマスコットキャラクターはございません。多くの自治体が地域の特色を生かしながら、そういったものを活用しながら、地域の名産品や観光地をPRしていることは、当然、分かっております。

また、キャラクターに関連するグッズは、依然として人気なんですけれども、全国的に幾らか衰退傾向にあるということや、またキャラクター自体を維持していくランニングコストの問題等があり、町では、導入を見送ってきた経過がございます。そんな経過でございますので、現在のところは考えておりません。

また、町のマーク、町章ですね、こちらは昭和60年3月20日に制定の吉岡町章の制定について町章を規定しております。今後も引き続き、この町章を町のマークとして利用していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） マスコットキャラクターがないのは、承知しております。あと、給食関係のものでもあったり、それと、県でお試しのものをつくるというのを、吉岡も参加していません。そういったものなども含めて、またよく検討していただきたいと思ひますし、町長が何かで発表するときなど、どこぞの市や県なんか、後ろにずっとモザイクで吉岡町とか、そういうのが入ったような、そういったところで発表されるような、そういったものなんかも含めて、ぜひ検討していただければと思ひます。

最後に、3歳以上の園児やひばりの家利用者の給食費の補助についてお聞きしたいと思ひます。

3歳以上の園児やひばりの家利用者の給食費の補助については、一部の市町村では学校給食の完全無償化を試みても、給食の内容が低下したのではないかと住民の方の父兄の声が聞かれているところもあるし、それからまた給食無償化を継続するための予算不足で、今後の見通しが立っていないというような市町村もあること、そういった状況も踏まえてですが、県内の給食をめぐる状況については、市町村ごとで様々ですが、吉岡町の給食事業においては、3歳以上の園児の給食費補助やひばりの家利用者の今後の給食関係についての補助、そういったものが子供たちを心身ともに健全に成長させるために必要なことと考えますが、町の意見をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ひばりの家の給食提供は、希望者対象に10月から実施できるよう準備を進めておりますが、給食費補助の条件については、学校に通学している児童制度と同一とすることがよいと考えております。

3歳以上の園児の給食費補助については、現在、町内の保育園及び認定こども園では、主食費と副食費を保護者から徴収しております。町内には保育園に通っている児童も通っていない児童もおります。毎日、子供に食費がかかるのは、どこのご家庭も同じだと思います。保育園などに通う園児の食費を補助するということは、通っていない児童を持つ保護者との公平性が保てなくなりますので、補助を行うことは、現段階では考えておりません。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ありがとうございます。これで終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 11番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔11番 坂田一広君登壇〕

11番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1点目として、町の財政状況について伺うものであります。令和5年度決算結果に対する町長の見解と今後の課題等について伺うものであります。

まず、第1点目として、令和5年度決算結果に係る町長の所感についてを伺います。例年のこととなりますが、第3回9月定例会では、一般会計、特別会計、企業会計につき、決算認定が大きな議題となります。当然のことながら、決算結果を受け、客観的に数字として表れた町の財政状況をどのように町長が把握するかは、来年度予算の編成、さらには将来的な施策の展開についても大きな影響を及ぼすものであります。各指標等を踏まえた上で、特別会計を含む一般会計、企業会計、それぞれの財政状況に対する町長の所感及び将来に責任ある行政についての町長のお考えを伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年度末より、新型コロナウイルス感染症が世界へ拡大が始まり、日本国内でも蔓延しました。これにより数年間、新型コロナウイルス感染症対策が優先されましたが、感染症も5類感染症へ位置づけられ、社会は本格的なアフターコロナを迎えることとなりました。しかし、近年は物価高騰や賃金の値上げもあり、一概に傾向等を見通すことは難しいと考えております。

このことを踏まえ、令和5年度決算結果に係る所感のご質問について、財政健全化判断比率数値から見解を申し上げますと、各指標とも早期健全化基準には達していない状況であります。しかし、財政分析指標から見ますと、経常収支比率は年々上昇しており、財政構造の硬直化も高い水準で、財源的に余裕があるとは言えない状況であります。その要因の1つに、義務的経費が歳出に占める割合が多い状況であり、言い方を変えれば、施策と

して自由に利用できる財源が少ないということとなり、大変厳しい状況にあります。

また、水道事業会計の収益的収入については、比較的安定していると捉えておりますが、下水道事業会計の収益的収入は、その4割ほどは一般会計からの補助金となっております。その一方、費用面では、両事業とも保有する資産の減価償却費や企業債の支払利息も大きなウエートを占めております。

これらのことから、今後も事業実施については、事業規模、財政状況等を見据えた上で行っていきたいと思います。しかし同時に、町として将来に向けて必要な投資は積極的に行ってまいりたいと考えております。

詳細については、副町長から答弁をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） それでは、令和5年度における普通会計をベースといたしました決算結果を基に説明させていただきます。

普通会計の決算結果ですが、全体といたしましては、前年度を下回る決算額となっております。

まず、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含めた地方特例交付金は増額となったものの、交通安全対策特別交付金、国庫支出金等を含む地方債などの減額によりまして、5億3,164万円の減の81億5,830万4,000円となりました。

続きまして歳出ですが、総体的には人件費の上昇があり、財政調整基金積立金の減額をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策関連経費は減額となったものの、低所得世帯支援として、物価高騰対策重点支援給付金関連経費は増となっております。歳出全体で4億117万7,000円減の81億626万4,000円となりました。

このような結果から見た町の財政状況ですが、新型コロナウイルス感染症関連経費が減額となり、財政調整基金の繰入れも前年度と比較して減額し、さらに地方債の借入れも前年と比較すると減額という結果になりました。総額的には令和4年度から財政規模は縮小いたしました。地方税が増額となったこともあり、きめ細やかな事業を実施することができたと考えております。また、子育て世帯へは臨時特例交付金や物価高騰対策重点支援金の支援対策と並行して必要な建設事業を進めてまいりました。

その結果といたしまして、財政分析指標では、経常収支比率については、前年度比2.5%増の93%となり、財政の硬直化が昨年度に引き続き進むこととなりました。財政力指数は前年度比0.01%減の0.68%となり、指標的には僅かながら財源的に余裕が減少した状況となりました。

現在、本町におきましては、人口増加による扶助費等の義務的経費が増額となりつつも、施設の狭小化、老朽化への対応といった町の発展を見据えた事業は、当面必要不可欠でありまして、財源がないからといって事業を行わないということではできないため、起債と財政調整基金のバランスを考慮しつつ、財源確保に努めております。先ほど町長からも述べましたが、財政の硬直化の傾向にありまして、財政状況は厳しいものであると認識しております。

それでも、町にとって必要な事業を着実に実施していくためには、各種事業の精査による歳出削減、国庫補助金の財源確保を徹底するなど、可能な限り将来に責任を持つ財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、公営企業会計においては、収入増加も微増にとどまると考えられることから、老朽化した施設の更新事業を計画的に進めることと、どのように経費を削減し、利益を確保するかが課題になると考えております。この状況は、多くの自治体が抱える共通の課題となっております。施設の老朽化に対する更新工事などに伴い、やむを得ず料金改定を実施するなどの報道も見受けられます。上水道、下水道は町民の生活の基盤であることから、今後も事業継続と経営のバランスを考慮した運営に心がけたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 昨年も、1問目の最初の部分は、同じ質問をしました。扶助費が増加しているというのは、特に吉岡町の場合、子供の数が多いというようなことで、また独自の施策を実施している部分もあるというようなことで、扶助費がある程度の割合を占めるのは仕方ないことなのかなと私も思っております。

また、企業会計につきましても、老朽化に対する対応ということでもありますけれども、下水道につきましては、近いうちに経営戦略の見直しというのがあります。それを見てから、また質問したいと思います。

次の質問に移ります。税金についてを伺います。

駒寄スマートインターチェンジ大型車対応に伴い、その東側に大型商業施設の進出が相次ぎ、にぎわいのあるまちづくりという面からは、道路の混雑という新たな喫緊な問題ができたとはいえ、進出を希望する企業を側面からサポートする形で成功を収めたのではないかと思っております。

昨年の第4回定例会において、大規模商業施設進出の経済効果ということで、税金への影響について質問しました。私と飯島議員のほうで質問したわけでもありますけれども、質問当時、答弁ができる部分としては、土地に係る税金ということでありました。2,000万円ほどという答弁をいただきました。また、前回の定例会で小林議員からも一般質問

ございましたが、これは法人税に占める割合ということで答弁があつて、実際、令和5年度決算で固定資産税、法人税が具体的に幾らになったのかというような答弁といたしますか、という部分がまだ不明であります。そういったことで、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。出そろふのが、令和6年にならないと、完全に東側の大規模商業施設における税収増がどれくらいなのか分からないというお話がありましたけれども、令和5年度分で分かっている部分について、答弁をお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 令和5年度決算での固定資産税、法人町民税についてお答えいたします。固定資産税につきましては、家屋・償却資産が含まれまして、令和4年度決算より2,300万円ほど増収の4,300万円ほどの税収となりました。また、法人町民税につきましては1,600万円ほどの増収となっております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） ちょっと確認なんですけれども、固定資産税は4,300万円ですか。4,300万円のうち、償却資産の部分については、これは固定的ではなくて、年々償却が済めば減っていく類いのものと理解してよろしいんですよね、確認ですけど。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） はい、そのとおりでございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。健全化判断比率及び資金不足比率について伺うものであります。

先ほど、町長のお話の中でも少し述べられておりましたけれども、健全化判断比率については、赤字は存在せず、実質公債費比率も0.7%減、将来負担比率は皆減であり、また公営企業の資金不足もなく、問題のない結果であると私も考えます。このうち、将来負担比率については、令和4年度財政状況資料集、ちょっとこの財政状況資料集の特徴から、令和5年度分というのはもう少し後にならないと、半年ぐらい後ですかね、それくらいにならないと出ないので、令和4年度財政状況資料集の分析欄を見ますと、このようなコメントがありました。「令和4年度決算においては、地方債残高の減及び退職手当負担見込額の減を主な原因として、将来負担額が大きく減少し、将来負担比率の分子は2億5,800万円の減となった。今後数年は、大型建設事業は若干落ちつきを見せ、地方債残高も

減少していく見込みであるが、財政調整基金の減少に伴う充当可能財源等の減も見込まれるため、将来負担比率の分子はおおむね横ばいで推移していくものと見込まれる。令和8年度から令和9年度頃にかけては、給食センター建て替え事業の本格化が想定されるため、財源確保においては国・県補助金などの有効活用により、起債額を可能な限り抑制する必要がある」と、このようなコメントがありました。

そこで、将来予定されている大型建設事業として、給食センター建て替え事業について見てみますと、現在、分かっているところでは、建物の一部、例えば現在の床面積で建てたとしても、3割補助丸々は受けられないわけであります。その建物の一部につき、文科省の3割補助が受けられるにすぎません。物価高騰前に質問した際には、建物で13億円から18億円程度かかるとの答弁がありました。建物だけで、漆原総社線の事業費を参考にすれば、物価高騰前に示された事業費に対して、物価高騰後、詳細が決まって示された事業費というのは倍以上かかっております。実際問題として、この給食センター建て替え事業の大半を起債によって賄わなければならないということが予想されるわけであります。

また、第3回定例会の補正予算で、インター西側への工業団地誘致関連予算が計上され、西側の工業団地を造成するということが具体化します。企業誘致の方法の選択肢として、オーダーメイド式、レディーメイド式というのがあると説明を受けました。レディーメイド方式ですと、県が土地の買収から分譲販売までやっていただけると。これに対してオーダーメイドですと、造成した工業用地というのを町のほうで買い戻して、町が分譲販売する形を取るというようなことであります。町の土地開発公社が県から土地を買い戻し、その必要な資金として、土地開発公社が金融機関からお金を借り入れるわけでありまして、それを町としては、債務保証するという形が取られるようであります。

ちなみに、8月29日現在、企業局が分譲している工業団地の価格、8月29日です、私が県の企業局のホームページを確認しましたところ、幾らぐらいで売っているのかなど。一番高い玉村町の工業団地で平米当たり3万円から3万5,000円、一番安い長野原町で1万6,300円から1万6,700円、藤岡市で平米当たり2万3,000円、板倉町で2万1,000円から2万2,000円となっており、町が県の企業局から買い戻す場合についても、これぐらいの価格がするのではないかとということも予想されます。単純に2万円から3万円と考えたとしても、20ヘクタールの土地を買い戻すということになったら、40億円から60億円という莫大なお金がかかってくるというようなことも予想されます。現在、町の土地開発公社は1,800万円ほどしか現金保有してないわけでありますから、大半は借金ということになりますよね。

ここで、将来負担比率のお話に戻りますけれども、本議会でも最初に報告された財政健全化判断比率のうち、将来負担比率というのは、第三セクターや地方公社の借入れも含む

考え方であります。給食センター建て替え事業に伴う起債、オーダーメイド方式を選択した場合の借入れ等を考えた場合、将来負担比率に及ぼす影響というのが懸念されます。

と申しますのも、皆さんご存じだと思いますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下に、この健全化判断基準というのは毎年議会に報告しなければならないわけでありまして、早期健全化基準、あるいは財政再生基準等に達した場合に、町の施策の展開というのは相当程度制約を受けるということは、もう夕張市、財政再生団体ですよね。そういうことを考えますと、非常に懸念が起きるわけでありまして。

そういったことで、現状で一体どれぐらいの起債が、町はあとどれぐらいの起債が許されるのか、この点について何うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） ご質問の、起債が借りられる額は、一概に算出することは、ご承知のとおりとは思いますが、非常に困難でございます。起債ができる額は、健全化判断比率に関わるほか、起債として借りられる経費、事業か否か、さらには標準財政規模の推移にも関わってまいります。

起債が借りられる範囲の指標として、先ほど議員からもご案内ありましたが、平成20年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行、平成21年4月から本格施行されました。この法律によりまして、早期健全化と財政再生の2段階で地方公共団体の健全性をチェックする仕組みを定めておりまして、4つの指標を監査委員の審査に付し、議会に報告した上で公表することが義務づけられているところでございます。

1つ目が実質赤字比率で、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合ですが、早期健全化基準は15%。2つ目が連結実質赤字比率で、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合で、早期健全化基準は20%。3つ目が実質公債費比率で、全会計と一部事務組合も含めた公債費のうち、町が負担する部分が標準財政規模に占める割合が、早期健全化基準は25%。4つ目が将来負担比率で、全会計に一部事務組合、公社及び、関係団体を加えた町が将来負担すべき債務の総額が標準財政規模に占める割合です。これで早期健全化基準は350%です。

議員がおっしゃったとおりですが、吉岡町の現状は、実質公債費比率の6.5%以外は比率がない状態でございます。この4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体としての計画の策定が義務づけられ、改善努力を促されることとなります。将来負担比率を除く3つの指標がさらに悪化し、1つでも財政再生基準を超えると、財政再生団体、先ほどもご案内ありましたけれども、そういう状態になりますと、財政再生計画を作成するとともに、起債が制限されるなどの国の関与が強められることになりま

す。実質上は国の、今は届出ですけれども、許可に戻ってしまうような状況になると。

以上から、4つの指標が絡み合っていて、ご質問に対する明確な数値としてお示しすることが非常に困難であるということで答弁させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） なかなか算定は困難であるというようなことでありますけれども、実際の借金の額、オーダーメイドを選択した場になりますけれども、数十億円は借り入れなければならないと。すぐ売れてしまえば、何の問題もなくめでたし、めでたしで終わるのですけれども、聞いているところによれば、いろんな地域の話聞けば、利払いもなかなか難しいとか、町の財政、とにかく売れない段階で影響する部分というのは借り入れたお金の利息につきましては、町の要綱によって予算に盛り込んで、公社に肩代わりしてお支払いするというような形で、当面は利払いのみの負担になりますけれども、時間がたつにつれ、その利払いの部分も負担になりますし、さらに言えば、売れ残った部分の借入れをどうするんだというようなことにもなりかねません。たとえ早期健全化基準等々に達してなかったとしても、そこに借入れがある限り、町の施策の展開というのも限られてくるのかなという気もいたします。そういったことで、本当に企業誘致をするなど申し上げているのではないけれども、ただ無理をしてやった結果、最終的に町の負担が増えたよというようなことは、あつてはならないと考えます。

ちょっとこの財政関係については、都合で今日、欠席してらっしゃるので、これ以上はお聞きしませんけれども、そういったことでくれぐれも注意していただきたいと考えます。

次の質問に移ります。自主財源確保の必要性について伺うものであります。

総務省によると、地方交付税の性質について、本来地方の税収とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税であると。これは地方の固有財源であるとしております。この点につきましては、平成17年2月15日の衆議院本会議における小泉首相答弁でも、「地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税5税の一定割合が地方団体に法律上、当然、帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます」との答弁もありました。また、総務省によると、地方自治体の財源保障について、「地方公共団体が人口や産業の集積度合いによる地域間格差や、景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方財政計画を通じて地方の財源を保障

し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障している」としております。また、地方債についても、「地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業など将来の住民にも経費を負担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合など、地方債の経費を財源とすることができます。そこで、毎年度、地方債発行額の見込みである地方債計画を策定し、地方債資金を確保するとともに、起債の同意等の事務を通じて、適切な地方債資金の配分を行っています」とし、交付税については、「本来、地方公共団体の財源は、地方税など自主財源をもって賄うことが理想です。しかし、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも一般財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けたのが地方交付税制度であります。令和6年度の地方交付税の総額は1兆8千6百71億円となっています」としています。

ここで、地方税などの自主財源が増加すれば、地方交付税は減少するという関係になります。全く減るというわけではなくて、税収見込額の75%ですか、例えば1億円税収が増えて、1億円丸々町が使えるお金が増えたかということ、そうではなくて、その75%については地方交付税から引かれる。実際1億円の増収があったとしても、町が新たに使える財源というのは2,500万円にとどまってしまうというのが、この地方交付税のシステムであります。町では、インター西側に工業系の企業誘致の計画が具体化していますが、企業誘致の方法の選択の仕方によっては、大きな財政的な負担を伴うこともあります。

そこで、改めてこの自主財源確保の必要性について町はどのように考えているのか。と申しますのも、これだけ何十億円も町が負債を抱えることによってまで、自主財源確保をすべきなのかどうかというのは、甚だ疑問のあるところでもあります。もちろん税収が増えれば、その25%分は余分に使えるんだというのは分かるのですが、では、何十億円も、方法を選択した場合です、オーダーメイドを選択した場合には、40億円とか50億円とか、そういった借入れをしなきゃいけないわけですよね。そこまでして、自主財源を確保する必要があるのか。この辺をお伺いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 自主財源確保の必要についてでございますが、先ほど町長が答弁したとおり、吉岡町は財政構造の硬直化も高い水準で、財源的に余裕があるとは言えない状況であります。

このような財政状況の中でも、吉岡町に住みたい、永住したい、または住んでよかったと思っただけのように、各種事業を実施することはもちろんのことですが、現在の実態に合わない事業の見直しも考慮しなければなりません。各種事業を行うには多額の財源

が必要ですが、各種事業実施の結果として、吉岡町へ定住者が多くなれば、財源、税収も増えることとなります。しかし、先ほどもご指摘のとおり、財源となる税収が増えても、それに比例して義務的経費も増えることとなります。自由に利用できる財源が、先ほども例示していただきましたけれども、飛躍的に伸びるというわけではございません。

自主財源確保の必要性は十分承知していますが、議員のおっしゃるとおりの経費の分担、または世代間の公平性の確保、必要に応じて地方債を利用しながら財政運営を行いたいと考えております。

また、例として挙げられました駒寄スマートインターチェンジ西側の企業誘致についても、吉岡町の財源確保や発展につながるように進める、具体的には業種の選択から、その他の状況、あるいは日々刻々と情勢変化しております。そういったことを本当に注視しながら、慎重に進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 特に企業誘致による税収増の場合、分かりやすいのは、不交付団体を見てみるとよく分かるのですけれども、私が1期目なりたての頃、議員になりたての頃、上野村が不交付団体となりました。あそこに発電所ができて、その分の固定資産税等が入ってきたというようなことで、不交付団体になったというようなことを聞きましたし、また発電所も見に行きました。大変立派な施設だと、あの山の中にこんな施設があるのかとびっくりするような施設でありました。しかしながら、先ほど申し述べましたように、減価償却が済んでしまえば、その分の税収というのはどんどん減って行って、現に上野村は現在不交付団体ではありません。

また、本年度、群馬県で不交付団体になったのは、明和町でありますけれども、16年ぶりだそうであります。不交付団体になった理由として、半導体関連の企業の業績が好調であったというのが原因というようなことで新聞報道されておりました。そんなことで、もちろん短い期間であっても使えるお金が増えるというのは、ありがたいことであると思うけれども、なかなかこれを財源にして、どんどん福祉施策を展開できるかと言ったら、それはちょっと無理があるかなという気もいたします。

そんな中で、本当に数十億円、繰り返しになりますけれども、こういった数十億円の借入れを行ってまでの企業誘致というのは、果たして必要なのかなというのは、甚だ私も疑問に思っております。もちろんあその土地にぜひとも進出したいという企業の打診があって、それをお手伝いする形で、町が県から買って、それを渡しましょうというような限られた状況においては、いいと思うのです。もう販売先が決まっているわけですから。しかしながら、分譲販売の当てもなく、何十億円も借金してまで、この企業誘致を町がやっ

ていくんだというのは、私は大いに疑問があるところであります。くれぐれも注意していただきたいということを申し上げまして、財政状況についての質問は終わります。

続きまして、町の文化財について伺うものであります。

三津屋古墳、南下古墳群の国指定史跡に向けた今後の課題等についてを伺うものであります。

前回の続きになってしまうと申しますか、前回ちょっと質問し切れなかった分、時間が足りなくてし切れなかった部分と、それに少し加えて質問するものでありますけれども、まず1点目として、南下古墳群、三津屋古墳の国指定史跡に向けた取組についてを伺います。

前回の質問で、文化財保護に関する町の基本的な考え方を伺ったところ、「文化財の保存、活用を推進していくことは、町の価値を向上させ、郷土愛を育むことにつながると考えております。町としては、平成30年に文化財センターを設置し、展示や体験学習を通して、郷土の歴史と文化に対する町民の知識と理解を深めるとともに、文化の継承と町民の文化の向上に努めているところであります。今後も先人が残してくれた貴重な文化財の保護に努め、三津屋古墳・南下古墳群を核とした文化の薫り高い魅力あるまちづくりに邁進したいと考えております」との答弁がありました。この具体策の1つとして、本年度予算にもあるように、三津屋古墳・南下古墳群を国指定史跡にする活動というのがありました。これをどのように展開していくのか、お考えを伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 三津屋古墳・南下古墳群の国指定史跡にする活動の展開についてご質問いただきました。

国指定史跡に指定されるためには、国指定としてふさわしい、古墳が有する本質的価値を明示することが必要となっております。

三津屋古墳につきましては、平成5年に発掘調査を実施、平成7年に県指定史跡に指定され、平成8年に発掘調査報告書を刊行いたしました。また、国指定相当の埋蔵文化財リストに登載され、令和6年8月1日から文化庁のホームページで周知されております。今後は、調査報告書に基づき、史跡としての本質的価値について、有識者及び国・県の指導助言を受けながら調査研究を行うことで、国指定を目指していきたいと考えています。

南下古墳群につきましても、有識者から指導助言を受けながら調査研究をしていきたいと考えております。

来年度、有識者と住民からなる古墳の保存活用検討委員会設立に向け、今年度は要綱の整備や人選を進める予定でございます。また、今年度中には文化庁の調査官が来町する予

定で、現地指導により国指定に向け助言をいただくことになっております。引き続き、両古墳の保存活用の今後の進め方について、国、県と協議を進めてまいります。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、南下古墳群の発掘調査について伺うものであります。

南下古墳については、数十年前に群馬大学の先生によって調査されたことがあったと聞いております。恐らく尾崎先生ではないかと思いますが、ただ、その際も発掘を伴ったものではなくて、現地の調査のみにとどまったというようなお話を聞いております。古墳公園となった今現在でも、古墳それ自体については用地購入したときのままであります。ちなみに令和5年10月に国指定史跡となった総社古墳群は、平成29年度から令和3年度にかけて、範囲内容確認調査等、発掘調査を行っております。その報告書の冒頭で、「総社古墳群は東日本代表する古墳群の一つに数えられます。しかし、これまで部分的な調査にとどまっているため、古墳がどのような形をしているのか、どれくらいの大きさなのか、古墳としての範囲はどこまでなのかといった詳細な様子は分かっていませんでした。総社古墳群という貴重な歴史遺産を適切に保存して将来に引き継ぐことは、各古墳の保存・活用の方策を立てる必要があります」として、発掘調査を行ったようであります。その後、間もなく国指定史跡となったと。古墳群全体が、個別の古墳については国指定史跡になっているものもありましたけれども、あそこ一帯にある古墳が一帯のものとして国指定史跡になったということでもあります。史跡としての価値を高めるためにも、発掘調査は欠かせないと思いますけれども、町の考えを伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 南下古墳群については、議員ご指摘のとおり、発掘調査は行われたことがありません。南下古墳群の学術的な位置づけをさらに高めるとともに、史跡の範囲を確定し確実に保存していくために、発掘調査は必要であると認識しています。その方法や具体的な進め方については、現在、群馬県指定史跡に指定されており、また今後、国指定史跡を目指す上で、群馬県文化財保護課及び文化庁との協議が必要となります。

今後、有識者と住民からなる古墳の保存活用検討委員会を設立する予定ですので、有識者及び国・県からの指導助言を受けながら、適切な調査の在り方を検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 三津屋古墳については、古墳の形で八角形という、その古墳の形だけをも

ってしても希少性というのは分かるわけですが、なかなかこの南下古墳群についての学術的な価値、専門家の間では南下古墳群ってよく知られた古墳らしいのですけれども、私のような考古学に疎い者にとっては、普通の小ぢんまりとした古墳かなというイメージしかありません。もちろんその石積みの方法が、時代を経たその変遷の形を、あそこの古墳1つで見られるとか、あるいは朱線の価値、そしてこの前お話しした漆喰の価値、まさに中央とのつながりを示すようなもの、こういったことをきちんと発掘調査とともにアピールしていく必要もあるのかなと。また、その古墳の価値をよそにアピールするためにも、こういった発掘調査というのは必要なのかなと思います。いろいろ関係機関との調整が必要ということで、すぐここでは答えられないというのは分かりましたので、ぜひともそういった方向で学術的な価値を高めていただきたいと思います。

続きまして、南下古墳群の石室内の立入りについてを伺います。南下古墳群が古墳公園として供用開始された当初は、石室内に入ることのできる古墳というのが一つの売りでありました。ですので、一般的に来場された方が古墳の中に入って、実際に朱線を確認する、あるいは漆喰の跡を確認する。実際に目で見て、石積みの本当に原石を積み上げただけのものから、高度に加工された石室まで、それぞれその変遷を目の当たりにできるというのが、一つの売りでありました。しかしながら、最近は閉じられて、立ち入ることができないというようなことであります。その理由というのをお聞かせいただけたらと思います。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 南下古墳群のA号墳には漆喰と朱線、E号墳には朱線といった、本古墳群の本質的な価値を示す資料があります。しかしながら、人が入り込むことで温湿度の急激な変化を伴い、それらの保存に影響を及ぼす可能性が考えられます。また、築造から1300年以上たっており、その間にこれまで石室の耐震等について措置が講じられているわけではありませんので、必ずしも見学者の安全の確保がなされているとは言い難いため、現在は、石室への立入りを制限しています。

なお、今後、職員立会いの下、石室内に立ち入れる特別公開日を設ける予定となっています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 私もその特別公開日につきましては、文化財センターのホームページを見まして、11月ですか、本年度は。入れるんだということを知りまして、全く立入りができないという状況ではなくて、本当に関心のある方は見ることができることになったので、それはそれで一つの歩かなと思います。

ただ、やっぱり崩落の危険と申しましょうか、そういった危険、身の安全が第一ですので、そういったことにも注意していただきながら、特定の日に限ってですけれども、公開していただけたらということで、よろしくをお願いします。

崩落の危険がどれぐらいあるかというのは分かりませんが、例えば、先ほど申し述べました総社古墳群の二子山古墳ですか、あれなんですけれども、恐らく全部の石室というのは崩落してしまって、今、無残にもトタンがかけられた状況というようなことになっております。もし崩落の危険等があるのであれば、崩落してしまう前に何らかの措置も講じていただけたらいいかなと思います。

続きまして、映像資料についてを伺うものであります。町の文化財については、有形無形含め、映像資料が作成されているものがあります。時代の変遷を受けながら、現在、残された文化財を映像資料として残すことは大変意義深いものであると考えます。今まで作成された映像資料は幾つあって、かかった予算はどれくらいあるのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 映像資料についてですが現在までに7作品、かかった予算は353万6,000円となります。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これ、全部公開されていますか。インターネット上で公開されているものは幾つですか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） すみません、ちょっと資料がないので明確なお答えができません。すみません。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 何か今、文化財センターで公開している資料で、以前見られたものが非公開になっている部分もあるかと思って、その辺の理由等も聞きたかったのですが、今資料がないということで分かりました。大体354万円弱ということでありました。

一部の映像資料というのは、大手動画配信サイトに投稿され、一般公開されております。一番再生回数の多い三津屋古墳、牽牛子塚古墳の動画は、再生回数が8月末ぐらいの時点で7.7万回ありました。一番少ないのも三津屋古墳で1,600回弱ということで、おおむね2,000回前後の再生回数であると思います。

営利目的で再生回数を増やすということを意図したものではないということは当然承知しているし、今ある文化財を映像資料として後世に伝えるという意義も十二分に承知しているつもりではありますが、町の文化財を多くの人に知っていただくツールとして、さらに有効活用できないものか伺うものであります。予算も353万6,000円かかるということで、できればもっと有効利用の形はないかなと思うところであります。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 教育委員会では、これまで文化財センターのホームページに動画紹介のページを設けたり、現地の解説板やパンフレットにQRコードを掲示するなど、文化財映像の周知に努めております。また、今年度から全国遺跡報告総覧の文化財動画ライブラリーのページに新たにリンクを掲載するなど、全国に向けての配信も行っており、また、文化財センターやよしおかふるさと祭りでも上映するなど、活用に努めています。

現在に残されている文化財を映像に記録し配信することは、町の優れた文化財を広くPRすることにつながるため、周知の拡大を図っていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 私も改めて文化財センターのサイトをこの前開いたわけではありますが、感慨深かったのは、三津屋古墳、牽牛子塚古墳と題した動画が一番再生回数が多い。これは、お亡くなりになった金谷康弘さんが議員のときに一般質問されて、1年たたないうちにこの動画がアップされたと記憶しておりますけれども、金谷さんも草葉の陰で大変お喜びなのではないかと思えます。

また、やっぱり三津屋古墳、牽牛子塚古墳ということで、中央の古墳との関連性ということで、八角形墳に対する関心の度合いの強さというのも、この動画再生からも伺えるのかなということで、大変興味深く拝見させていただきました。

続きまして、発掘調査報告書のデジタル化について伺います。

文化財行政の一般論となりますけれども、文化財を総合的に研究する機関である奈良文化財研究所のホームページでは、全国遺跡報告総覧を掲載しております。これは、埋蔵文化財の発掘調査報告書を全文電子化して、インターネット上で検索閲覧できるようにした報告書のインデックスであり、貴重な学術資料でありながら、流通範囲が限られ、一般に利用しづらい報告書をインターネット上で公開することで、必要とする人が誰もが手軽に調査研究や教育に利用できる環境の構築を目指すものとしてしています。

吉岡町の調査報告書については、見たところ、三津屋古墳を含む3件の報告書がアップされて、ダウンロードができるようになっておるようであります。より多くの調査報告書

についてデジタル化し、奈良文化財研究所のホームページでダウンロードできるようにならないか伺うものであります。と申しますのも、私もたまたま二子山古墳群で発掘調査はどのようなものがあつたのかということで検索しましたところ、発掘調査報告書がダウンロードできました。前橋市に関しては、ほとんど全てが電子化されてダウンロードできるようであります。そんなことで、全国誰でも関心を持たれた方がダウンロードできて、閲覧できるということは必要かなとも思います。

また、この文化財報告書、我々議員は発掘があれば、報告書ができれば、頂くことができるわけでありませうけれども、本当に限られた人しか見られないというようなことで、そういったデジタル化はできないかを伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、発掘調査報告書の頒布範囲は限られており、一般の利用がしづらい状況になっておりますが、国民共有の財産である埋蔵文化財の記録を詳細にまとめた報告書は公共性が高く、教育委員会としましても広く共有されるべきと考えております。

先ほど議員の答弁にありましたとおり、今年度新たに3件の報告書をアップロードしましたが、より多くの報告書のデジタル化を進め、順次公開し、利用環境の向上に努めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） ぜひともよろしく願いいたします。

ちょっと時間残しましたけれども、私の一般質問を以上で終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、11番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後1時58分休憩

午後2時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、敬老年金の復活についてであります。高齢者から

批判があります。どのように受け止め、対処していきますかということでありませけれども、令和6年3月議会で吉岡町敬老年金条例の改正が行われました。1つ目が名称の変更です。敬老の文字を削除して長寿祝金に変えました。名は体を表すと言います。敬うという精神はどこへ行ったのか。年金という名称は適当ではないと思えますけれども、敬うという字を削除してしまうことは、高齢者を軽んじているのだと思えますけれども、どのように思いますか。

そして、2つ目が支給年金の引上げです。80歳と85歳をなくして、88歳、90歳、95歳、そして100歳以上で、100歳を5万円、そして100歳以上は2万円となっておりますけれども、平均寿命の延伸に伴いとありますけれども、健康寿命では男性が72.68歳、女性では75.38歳です。平均寿命では男性が81.41歳、女性が87.45歳です。寿命の延伸とはいえ、この数字をどのように見るのか。これについて、まず伺いするものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 敬老年金から名称を変えた長寿祝金の支給及び毎年、敬老の日に開催している敬老福祉大会の目的は、多年にわたり社会に尽力してきた高齢者の長寿を祝福し、広く町民の高齢者福祉に対する理解と敬老精神の高揚を促すためであり、高齢者を敬う町の姿勢に何ら変化はありません。

その一方で、我が国は、65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占める超高齢社会が到来し、2023年の世界の高齢化率ランキングでは、モナコの35.79%に次いで、日本は30.7%で世界2位という結果が発表されました。実際、本町においても高齢者の単身世帯や、認知症高齢者の増加によって、医療や福祉など何らかの支援を必要とする高齢者の数は、年々増え続けております。その一方で、健康な高齢者や、一応の資産を持つ高齢者も少なくはありません。つまり、これからの高齢者施策は、年齢という属性だけで高齢者を一くくりにした施策を実施するのではなく、高齢者の多様なライフスタイルにきめ細かく対応できるサービスや事業を展開することが求められていると感じております。具体的には、健康で元気な高齢者には、社会参加の推進による健康寿命の延伸を、何らかの支援が必要な高齢者には、自宅での生活を支援するための事業を提供します。このように、高齢者の多様性に配慮した施策の推進に対するご理解とご協力をいただきたいと考えております。

なお、支給年齢の引上げの問いには、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 長寿祝金の名称、長寿という言葉の意味につきまして、私ちょっと広辞苑で調べたのですが、寿命が長いことという書き方がされておりました。医療の発達並びに健康志向の高まりによって平均寿命が更新されていくように、この時代とともに長寿という言葉の意味、解釈も異なるものと理解しております。決して80歳、また85歳、今回支給対象年齢ではなくなったわけなんです、この年齢が長寿ではないという意味ではございません。長寿とは、健康寿命とも平均寿命とも異なり、高齢者ご本人が長生きできたなあとか、周りの家族があの人長生きだねと言ってくれるような、そういった主観的なものを指し示すと解釈しております。

今回、支給年齢を引き上げた理由につきましては、決して長寿の定義に即したのではなく、あくまで生産年齢人口の減少によって、将来的に税収等の悪化が見込まれます。そういった中で一律給付型の支援から、目的や効果が明確な支援へ事業を展開していくためのものご理解していただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、説明がありましたけれども、やはり長寿、今まで確かに年金制度という年金、場所には呼び名がというのが、敬老福祉年金という言い方をしていました。これは、この制度が始まったときに、まだ国民年金というものが充実していなかったという時代に、高齢者に対して年金という意味で、その制度をつくって、そして高齢を祝ったということで年金とついで経緯があるようであります。その後、公的年金がちゃんと成立して、それが十分に皆さんに行き渡るようになったので、町にあった敬老年金という、私も確かに年金という名前は、それは決して妥当なものだと思いませんけれども、でも私がこの町で議員になったときに、まず文教厚生常任委員というのは、高齢者の、要するに80歳、85歳、88歳、90歳の人のところへ議員が手分けをして、そして1人が当時の社協の人であったり、民生委員であったり、各自祝い金を持ってご挨拶に行ったというのを何回か繰り返したのを私は覚えているのです。そういうふうに町全体で、議員も含めて長寿を祝ってお金を渡してきたということがあって、そのときは本当に町をこれまでつづけてきた高齢者を敬っているんだなというものは感じていました。

確かにそういう中で、人数が増えてきたというのも分かるのですけれども、そのお金の使い方であったり、町が祝う心というのは、やはり高齢者を敬うと。そして、80歳というのが人生の1つの大きな区切りでありますから、その中に敬老の敬、敬うというものがあったと思います。しかし、今回の名称変更の中では敬老という字を削除して、そして長寿に変えた。その中に、先ほど課長が話していましたが、果たしてそれだけでいいのだろうか。何か私は、先ほど言いましたけれども、高齢者を敬うというその精神が

どこか行ったのではないかと。町の令和6年度敬老福祉事業の一部変更についてというので、ここでは敬老福祉、敬老と言うのですよね。でも、渡すお金の名称から、高齢者を敬う、尊敬の敬がなくなったと。やはり文字として私は残すべきじゃないかと。敬う心、またそれを受けた人も、ただ長寿を祝ってくれるのと、長寿を敬い、そして長寿を祝って敬う、そこにやっぱり敬うという精神が私は大事だと思うのです。先ほど言いました、名は体を表すという言葉があります。だから、やっぱり敬うということ消したことに、私はすごく抵抗があるのです。だから、私は高齢者に対して敬うという、この字を消すべきではなかったのではないかと。また、これから足すことも可能ですけれども、それについてはどうお考えですかということを確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお答えしましたけれども、高齢者を敬う町の姿勢には、何ら変わることはございません。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、変わらないんですから、ではなぜ、わざわざあった敬老という敬う、高齢者、お年寄りを敬うという字を取っちゃって、わざわざ何で長寿にしたのか。長寿祝金というのは、ただ、あんた長生きしたねというだけじゃないですか。でも、敬う、敬老祝金とすれば、やっぱり敬うという字が入りますから、そういう目で見られているんだと思うと思うのですよ。ただ、長生きしてよかったじゃなくて、町としても高齢者を尊敬していますよと、敬っていますよという、その精神が私は大事ではないかと。なければ、やっぱりただの長寿では、恐らくこれもだんだん、ここでは敬老福祉事業の一部変更と出ていますけれども、恐らくこれもその時々で違ってきますから、これ自体なくなると思うのです。でも、やっぱり私は、敬うという字がどうしても必要なのではないかと、入れるべきだという考えですけれども、町長が、尊敬の敬なんていうのは年寄りには値しないと、要らないんだという考えであれば、それはそれでいいんですけれども、再度お尋ねしますけれども、どうですか。

議 長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほどの敬老年金を長寿祝金に変えたという目的というか、理由につきましては、敬老年金というものが、毎年9月の敬老の日に合わせて行われる敬老福祉大会、町の敬老福祉大会と同時期に年金の支給を行っております。

時代が変わりまして、今現在はコロナ禍もあって、訪問による手渡し、また民生委員が、

やはり対象者が増えたことによって、公金を預かるということに対してちょっと抵抗があるということの中で、負担軽減も含めて、現在は振込にさせていただいているので、実質的にはちょっと時期的な期間というか、支給に関しては少しばらつきがあるのですが、基本的には敬老の日前後、敬老の祝賀行事に合わせて、敬老年金の支給というものを行ってまいりました。そういったこともありまして、長寿祝金と名前を変えたとしても、町の敬老福祉大会、町の敬老行事に合わせて、そういったものをお配りしているということで、町が高齢者に対して敬うという気持ちは、その都度、民生委員、あるいは町の大会の関係者を通じて、高齢者の方にお伝えする機会があるということで、長寿祝金につきましては、そういった理由で支給年齢を上げたということも含めて名称変更させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 私が敬老祝金という名称にしたらどうですかということに、どうもそこに皆さんが反発するのですよ。固執するの。私、入れたらどうですかと言っているのに、どうしても入れたくない、入れたくないと言うんだよね。今のこの名前がいいんだと、入れたくないのでしょう。嫌なんでしょう。だから、私はそれが嫌な理由が聞きたいのですよ。いや、長寿祝金にしたから、これでいいのではないかというけども、でも私はやっぱり高齢者はずっと敬老という名前が町の制度として残りますから、確かに敬老の日にやりますよ。しかし、敬老年金、敬老祝金とすれば、敬老長寿でもいいですよ。いわゆる高齢者を敬うというものを入れたらどうですかと言ったら、それに抵抗するのですよ。だから、私はそれに抵抗する理由があるのかということを知っているのですよ。そうだねと、確かに町の高齢者を敬うということは、そんなに嫌ですか。抵抗ありますか。名称の中に、敬うという字を入れたらどうですかと言っているのですよ。あつたものを取っちゃったんですから。それだから、私は抵抗する意味が分からないんですよ。高齢者を敬うことが嫌なんですか。これ入れたからいいじゃないかじゃなくて、敬うという字が、どうもあの字が嫌いなんだよというなら、それはそれでいいですよ。でも、私は入れるべきだと言っているのですよ。これ以上は言いませんけれども、どちらが答えるか知りませんが、その敬老の敬、敬うという字を入れることをなぜ嫌なのか、もう一度確認したいです。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の町民憲章の中に、老人を敬い、子供らの夢を育てるふれあいのまちをつくりましょうという項目がございます。町は、昭和60年にこの憲章の制定以来、お年寄りを敬うという精神につきましては、この項目、職員それぞれ自覚に基づいて、各種

まちづくり、各種事業を進めさせていただいていることを改めて申し添えさせていただきます。その文字を要らないとか、それが嫌いだとか、そういう思いは一切ございません。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私、全然分らないですよ。確かにそれは町民憲章にもあるでしょう。しかし、制度として、吉岡町、新しい敬老年金、吉岡町敬老年金条例を改正しましたと。その中に、今度は、長寿祝金にしましたというから、敬老という字を削除したんですよ。削除しなくてもいいじゃないですかと私は、敬老長寿祝金でいいじゃないですかと。高齢者を敬うという字があったほうがいいのではないですかと言っているのですけれども、どうしてもそれが、いや、ほかのところに入れているからいいじゃないかと、そういう言い方なんです。ぜひともこのことは、これ以上言いませんけれども、再考願いたいということをおきます。

それと、話もちよっと続きますけれども、80歳と85歳をさきの3月議会でなくしたわけですよ。88歳からです。私、先ほど言いましたけれども、健康寿命では男性が72.68歳、女性が75.38歳、そして平均寿命では男性が81.41歳、女性が87.45歳です。平均の方というのは、今、町長が言っていたこの年金、つまり長寿祝金が、平均の方はもらえないのです。平均より上回った人が対象になる。あまり私は、今までの制度の80歳でよかったと思いますよ。やっぱり自分が健康でいられる。健康でいられて、だから町から僅かな金もらったから、ではこれで、みんなで食事をしようとか、楽しみがあったと思うのです。この楽しみさえも奪ったということなんです。そして対象者が、平均の人はもう対象にならなくなったんですよ。先ほど言いました、税収の悪化が見込まれるのでこれを削ったのだということでした。平均の方が対象にならないんですよ。平均より上の方が対象になるのですよ。これについてどのように思いますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 平均寿命が延伸したことによって、長い高齢期を過ごされる高齢者の方にとって、どのような町の予算の使い方が最もよろしいのかということについていろいろ検討した中で、お祝い金を確かに喜ばれる方が多いということは重々承知しているのですが、やはりその効果というものは一過性で終わってしまうのではないかと。そういった中で、高齢者の暮らしが実際に予算を使った分よくなるような、そういった事業を今後増やしていきたいということで、高齢者の所得、収入が多い少ないにかかわらず、一律で給付する事業ではなく、何らかの支援を、生活上必要とする高齢者の方に特化した重点支援型の事業にシフトしていきたいと。そういった事業のための予算をこれから確保していくための

見直しであるをご理解いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） では、ここで浮いた、80歳と85歳をなくすとどれだけ経費の節減になりますかと聞いたら、300万円ぐらいと言っていましたね。では、そこで減らして、80歳、85歳に渡さなくなったこの金はどこに充てたのですか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 具体的にこの間の議会でも申し上げたと記憶しているのですが、浮いた予算、今回、縮減して確保した予算が全て新年度、同じ年度に高齢者の施策に使われているということではございません。町の大きな財政の中で、やはり若者と高齢者、それぞれの、もちろん障害者、様々な事業が行われているわけなんです、その中で高齢者が今後増えていくという中で、やはり若者、高齢者、そういった世代にかかわらず、同じような負担を強いていただくというような考えに基づいたものでございます。

それから、高齢者のサービスについてなんですが、基本的には今後の方針としまして、2005年に施行されました高齢社会対策基本法に基づく事業展開をしていきたいと。この基本法の中では、各分野にわたる中長期的な基本的施策の指針が示されておりまして、具体的には就業所得分野、それから健康福祉分野、また生活環境分野、それぞれ町では重点的な事業を定めて施策を実施していくということで、今後の事業展開につきましても、こういった事業の財源については、ある程度加味していただいて、施策を実施していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はね、300万円ぐらい、僅か300万円なんですけれども、それではその減らしたものはどこへ使うのですかと言ったら、何かあまりよく分からない。だけど、今年80歳になる、85歳になるというので、今までもらえたから今年ももらえるのではないかと、1年後に、今年でも、来年でも楽しみにしていた、その楽しみを奪ったのですよ。では、それがどこに行ったかと言ったら、代わりに何か自分が享受できるのかと思ったら、説明聞いていても何だかよく分からない。これってさ、これから長寿祝金をもらえる人から見ると、町に対して信頼なくしますよ。どういうことなんだと。俺たちのことを何も考えてはいないんだと。

1つ確認します。普通は、こういうものをなくすときというのは、高齢者であれば老人

会ですかね、老人福祉大会とか言いますから、そういう老人会とか、そういうところで、今度町は、この制度をなくしたいと思うのですけれども、そして80歳、85歳をやめようと思うのですけれども、皆さんいかがでしょうかねと、普通のことだったらその団体に相談しますよ。よろしいですかと。みんながしょうがねえやな、いいやなと言え、そうなるでしょう。そこの手続はどうしましたか。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 先ほど議員がおっしゃったように、老人クラブですとか、そういった実際に今後、対象となり得る方に対しての意見というものは聴取しておりません。ただ、昨年度は高齢者福祉計画の見直し、介護保険事業計画と同様に高齢者福祉計画の見直しがありました。その策定協議会の中で、新年度、また3か年事業計画をする中で、こういった事業見直しをして、先ほど申し上げた国の基本方針に沿った、在宅で高齢者の方が…、そういったことで見直しはしておりませんが、協議会の中で説明させてもらい、計画については、そういった事業の計画も盛り込んだ中で答申をいただいております。お答えをいただいております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 該当する、私はね、老人会の連合会長、元議長が、ここに座っていた方が連合会の会長やっているのですよ。聞いたんですよ。そんな話は一つもありはしないと。どう言うのだと、ふざけやがってと、みんな怒ってるぜというのが連合会長の話でしたよ。それはそうでしょう。普通のものといえば、対象になっていけば、その対象になっている人に対して、これからはこういうふうにしようと思うのですけれども、どうですかというのが、話をするのが今までは常識じゃないですか。何の制度もそうじゃないですか。今、該当している人に対して、その話をして、了解を得て進めるというのが。でも、そういう人たちを全く無視してやるということは、どういうことなんですか、それは。私は理解できない。だから、そういう人たちから、そういう批判が出るのですよ。連合会長、怒っていましたよ。

角度を変えますけれども、老人会に対して、今、1人幾らぐらい町は補助金を出していますか。分からなければ、私知っているから言いますよ。1人500円ないそうですよ。500円もないで、老人会をつくれ、連合会をつくれといって、何しろと言うんだと。金なんかありやしねえやと、そんなふうに言っていますよ。老人会の自主性も何もないでしょう。お金がなければ動きようがないでしょう。それが、だから今、吉岡町の今の高齢者に対する態度なんですよ。少なくとも、一定の額の補助金を出して、高齢者団体が年に1

回の、ちょっとした日帰りでも旅行できるぐらいのお金を出してあげるといふうになれば、老人会だって活発になりますよ。でも、1か月に500円にも満たないような金を、町から僅かな金をもらっただけで、何するかといたら、何もできないでしょう。それが今、町の実態なんです。もう少し高齢者のことを考えてやらなければならないでしょう。そういうふうには思いませんか、町長、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 老人会の助成関係につきましては、また改めて研究等をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの年金の関係につきまして、楽しみにしている方がいらっしゃるという話を伺いました。その方につきましては、大変申し訳ない気持ちではありますが、これからの高齢者の多様性に配慮した、そういう施策の推進に活用していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はね、町長、今の時代、気持ちじゃなくて、気持ちがあったって、それに伴って、ですから僅かだけどこれで何とかしてくださいと言われて、初めてその人たちは動けるのですよ。気持ちだけじゃ動けないのですよ。もらえば、それをもらって、ではこれでちょっと敬老会で旅行でも行こうかとなるのですよ。

先ほど言ったように、私は見直すべきだと思うのは、いずれも、健康寿命も、人間の平均寿命を超した、88歳になっていないですよ、男も女も。平均の人というのは、その対象から外れるんだと。寿命は平均よりも長生きできた人が対象になる。先ほど言った健康寿命というのは、自分で自分のことが全てできるという、これ健康寿命です。でも、健康寿命は男性が72歳、女性が75歳ですから、そうするともうこの人たちは、いわゆるデイサービスに行ったりしている人なのです。自分のことが自分でできなくなっている。でも、デイサービスとか、そういうところに何とか行けている、この人たちなんです。これが健康寿命ですよ。平均寿命というのは、年齢がここまでですよと、平均して。この人さえも、対象になれば、やっぱり元気なうちにもらって、頂いて、それで町からもらったから、これで、おじいさんもおばあさんも、僅かだけれども、これに自分の金を幾らか足して、それでみんなで年に1回のおじいさん、おばあさんが食事に誘ってくれたよと、してあげてという気持ち、恐らくそういう気持ちでみんないたと思うのですよ。そういう楽しみをなくすということですから、やっぱりこのことは再度、考えてほしい。

おまけに、先ほど言いました、連合会の老人会にも話もしないで、普通、町が何かやる

ときというのは、これから増やしますよ、減らしますよというときは、必ず相手があるときというのは、相手に相談すると思うのですよ。相手に相談しないで、いきなりぱっきりぶった切ったら、みんな怒りますよ。相談しますよ。でも、今回その相談全くしてないという事実は確かですよ。だから、こういうことって、やっぱりやっちゃいけないことなんですよ。対象者があるときは、対象者に相談して、対象者に納得してもらって、それだけの金が出せなかったら、じゃあ代わりにこういうふうにしますと。だけど、今言ったように、お金はもう出さなくなれば、老人会をつくってくれ、一旦、みんななくなりましたよね。私の住んでいるところも一旦、老人会がなくなりました。でも、町が老人会をつくってくれというので、また始めたんだよというので、私のところなんかは隣の方が老人会の会長になったりしました。なくなったところが、また町の指導で老人会をつくり直して、老人会ができています。でも、そこには金はいらない。何か県から幾らか補助金があるので、会費を1,000円ぐらい、500円とか1,000円集めるんだそうですけれども、一旦、向こうに半分出して、またその半分が何か返ってくるようなので、ただ金が行ったり来たりしているだけで、別にその金が増えるわけじゃないんだと。でも、その程度で町から出ている金は500円ぐらいだそうですから。果たして、これで高齢者を敬っている姿に、私は到底見えない。やはり高齢者を敬うのであれば、名実ともに、名前もそうですけれども、お金を持たせるというシステムにぜひとも改めていただきたい。私も、今日言ったから、今日変わるとは思いません。でも、こういうことというのは、相手が高齢者であればあるほど、やはりその該当者に対して話をして、団体であれば、団体の長と話をして、そういう人たちの了解を得て行うというのが、私は民主主義のルールだと思います。ぜひそのことは、再度皆さんで考え直していただきたいということを申し上げておきます。

2点目でありますけれども、よしおか温泉の値下げについてであります。近隣の公的温泉と比較し、非常に高くなり批判もあります。設置時の目的は、町民の福祉のためであり、住民が入浴しやすい料金体系が求められておりますけれども、対応はいかがですか。値上げをして、まだ僅かですが、入浴者の確保と売上げの状況はいかがですか。町民が利用しなくなることが懸念されます。暑い夏が過ぎまして、これから温泉で温まるのを楽しみにしている人もたくさんいますけれども、当初の目的のためにも、値下げの決断をすべきだと思いますけれども、その決意をお伺いするものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 9月1日より入館料について、大人500円を600円に、小人300円を400円へと値上げさせていただきました。

吉岡町振興公社は、住民の福祉向上や健康増進、地域の振興及び交流を図ることを基本

方針としており、地域社会の発展に寄与するとの理念にて経営を行っておりますが、経営努力による収益確保の必要性が重要視されます。

今後のリポートピア吉岡の温泉料金については、福祉の側面、収益確保、双方のバランスを取りつつ、昨今の人件費や諸経費などの上昇などによる経営への影響を注視しながら、検討を継続してまいりたいと考えております。

なお、売上げの状況と内容につきましては、産業観光課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 値上げ後の入浴者数の確保と売上げの状況ということでございますが、何分実施後4日目ということで、手元にお示しできる資料がございません。

議員おっしゃる値下げについては、今回の値上げと同時に新たな取組として、回数券において、通常1万8,000円分を1万7,000円と1,000円割引で販売しているところを、65歳以上の町内在住者を対象として、2,000円引きの1万6,000円にて販売してございます。何分この9月1日からの料金改定でございますので、当面は入場者数と売上げについては、注視していきたいと考えております。

以前より、議会からは温泉の町外利用者と町内利用者の差別化などのご質問をいただいております。このたびの値上げとともに、回数券での差別化を行わせていただきましたが、吉岡町振興公社と共に、今後の温泉料金の在り方について、継続してさらなる検討を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が心配するのは、当然、福祉目的でありますから、この600円の値段がどうかということなんです。ご存じのように、隣の榛東村の温泉は300円ですよ。この間の説明では、なぜか知りませんが、あそこは1,000円だとか、高いところとの比較ばかりしたかったんですよ。だけど、安いところの、榛東村の300円という説明はしませんでしたね。1日券でという話なんですよ。では、1日券をよしおか温泉で買う人は何人いますか。ほんの僅か数%ですよ、1日券を使う人は。圧倒的に2時間券でしょう。だけど、比較対象のときは2時間券の話をしないで、1日券の話をして、よそは1日券があれだけです、これだけですと言って。普通は圧倒的に多いものを対象とするんですよ。一、二%に満たないようなところを対象になんてしませんよ。だけど、比較はその一、二%のところを対象として議会に説明しているのです。こんなことってありますか。だって、榛東村は300円ですよ。吉岡町は600円。こういうふうになれば、人は今のこの時代、安いほうに行きますよ。

町は、勝手なそろばんはじいて、これだけ値上げをすれば、お客さんも幾らも減らないで来るから、これだけもうかるんだと、利益があるんだという計算をしたんでしょうけれども、間違いなく人は、入館者は減りますよ。絶対減ります。だって、安いほうがいいもん。だって、500円に値を上げたときに、吉岡のほうが高くなったから榛東村に行っているという人は何人もいますよ。元議員の方からも聞いていますよ。俺もずっと吉岡のリバートピア行ったけれども、今、榛東に行っているんだよと。高くてどういうんだい、こういう話でしたよ。こうなったら元も子もない話でしょう。ですから、私はもうこれは結果、火を見るより明らかですよ。福祉というものを考えるのであれば、なるべく安く抑えるということが本来の町の在り方だと思いますよ。ぜひそのことを指摘したいと思いますけれども、これも先ほどと同じように、町長、変える考えはありませんかね。様子を見てからですか。どう考えていますか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この料金につきましては、定例の取締役会、あるいは温泉関係者等で協議の結果、出した結論でございます。しばらくは現行の方針で進めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これはもう火を見るより明らかですよ。高いんだもの、だって。榛東温泉だって、65歳は、榛東ではなくて近くにある富士見温泉であろうが、前橋にあるあいのやま温泉でも、65歳以上は310円ですよ。みんな安いとこ行きますよ。榛東も300円。安いほう行きますよ。ですから、そういうのを私は捕らぬタヌキの皮算用だと思います。ほとんどこれはもう結果が見えていますから、ぜひとも早いうちに値下げをしていただきまして、福祉という名の冠がついている以上は、もうけばかりを追わないでいただきたいということを言っておきます。

時間も迫ってきましたので、3問目の学校給食の在り方について、質問いたします。

地産地消への取組ということで出しておきました。これまでも議論されてきたと思いますが、本腰を入れた取組をしていません。町の今後の農業の在り方を真剣に考え、農家を支え、子供たちに安全・安心な給食の充実を図っていく必要があると思いますが、どのように考えますか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 給食における地産地消の質問ですが、現在、教育委員会では、献立を検

討し、その献立により食材を発注しております。町内産の野菜につきましては、吉岡町振興公社を通じ、物産館かぎぐるまより納入しておりますが、今年度より新たにJA北群渋川の野菜センターからの納入を始めたほか、11月の地元産でつくるカレーの日の米についても、本年度より地元産の使用に向け、関係者等と調整しているところであります。

給食センターで使う食材については、品質の同じ物でまとまった量が必要になるため、難しいところもありますが、今後についても関係機関と調整の上、進めていきたいと考えております。

なお、農政の立場から、産業観光課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 吉岡町では、その立地を生かした米麦生産が展開されてきましたが、近年は野菜生産との複合経営が行われ、農産物直売所や大規模小売店を通して、消費者への地産地消が行われております。大規模小売店においては、生産者の氏名を掲示するなど、生産者を身近に感じるような方法が取られております。

給食における地産地消についても、生徒に農業体験や地元の食材や生產品について学ぶ機会の提供や、地産地消を推し進めるための農家への補助制度の整備や、給食による地産地消のメリットについて広く周知し、農業関係者や生徒、保護者の理解を求めるなどの方法について、研究をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 学校給食法の中でも、地産地消、またその生産者の育成とか、生産者の協調というのは位置づけられております。そうしますと、考え方として、学校に地元野菜をただ取り入れというだけじゃなくて、先進地事例というのは、それぞれ市町村が補助金を出して、それで農作物を作ってもらって、それで市場価格じゃなくて、値段を決めてもらって、市場価格よりも高くして、そのことによって農業者の育成と、そして学校給食の地元産の食材の提供という、これをセットにしてやっているところがたくさんあるのです。それは、学校給食応援隊とかいう名であったり、いろんな名称はあるのですけれども、そうして先進地事例を見ると、これも東京でもやっているのですよね。小金井市であろうが、これ世田谷区でもやっているのですよ。というのは、今の時代というのは、農業もその町のそれぞれの自治体の主産業であると。ほっとけば、それが駄目になると。これを守りながら、そして子供たちの食べるものも守っていくんだという、両方相まった形への給食の提供ということでできております。

吉岡町でも、日に今、2,000人からの給食、2,000食以上あるわけですから、

そして今買うと、物もあまりよくない物で、商品がね。だもんだから、本当に質素なものになったりしているんで、そこに町の財政的支援をしてでも農家を守る、農業を守る、そして子供たちに安全な食材を提供するというのが、これからの時代なんですよ。そのための、課長のところが窓口になると思うのですけれども、そこがしっかりしないとできないんですよ。そことも教育委員会は一緒になっていたのですけれども、それからそういう取組をしていくという決意はございますか。いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 渡部産業観光課長。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 一般的に地産地消という観点からいうと、やはり5つの柱がございまして、議員おっしゃるように、地産地消を推進するための農家への補助制度の整備等については、やはり行政の支援という項目で地産地消の計画を立てるなり、方針を進めるなり位置づけられておりますので、当然、その辺については、町としては考えていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、全国の例はたくさんありますから、学校給食の先進地事例、これを教育委員会で一緒になってぜひ学んでください。できるところに手を付けていって、町の農業を守るという意味からも、そして目に見える農業、子供たちが、じいちゃん、ばあちゃんが作っている物を今、私たちが食しているのだということになると、給食の残しもなくなるそうです。そして、なおかつもう、その先いっても、学校給食の物には、有機農法に特化して専門にやっているという自治体もたくさん出ています。ぜひそういう先進地事例を教育委員会と一緒に学んでいただきたいと思います。

それから、給食センターの建設にはまだ時間がありますけれども、この間にコロナも経験し、食中毒の問題もあります。子供たちが安心して、学校給食を食べられるようにしなければなりません。センター方式の方針が出ていますが、あらゆる角度から検討し、時代に合った施設としなければなりません。アレルギー対策も含め、今後の対応を問いますということを出しておきましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 給食センターにつきましては、センター方式ということで、現在、整備を進めているところです。今年度、新たなセンターを整備するに当たり、基本計画を策定します。その中で、食中毒、アレルギー対策については十分な検討をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私も町が議会に出してきた、令和4年7月15日に全協に提出した学校給食調理施設整備に関するこれまでの経緯及び検討状況というのを出示されました。これ、一通り、2回私読んでみました。やはり自校方式のメリット、センター方式のメリット、それぞれあります。しかし今、時代がどんどん変わってきてまして、コロナが発生したり、また大規模で食中毒が発生したり、町も委託していますけれども、ホーユーでしたか、委託業者がとんずらこいて、子供たちが給食を食べられなくなった、老人の人も食べられなくなったということがありました。

災害というのは、いつ起こるか分かりません。でも、これが自校方式になっていると、1つが駄目になっても、まだ2つが機能するとか、だから町も給食センターというのは、緊急時、災害があったときの対応というのも考えていますよね。そういうことも、私たちが想像しなかった時代に今、突入していますので、できることは基盤、その方向は決まったけれども、造るにはまだ何年かかりますから、そこまでどういう形がいいか、ぜひ考えていただきたいと。

もう1点ありますのが、私が心配しているのは、前は町直営でしたけれども、今は業者委託して、業者が作っていますけれども、緊急時の給食の対応というのはどうなっていますか。学校給食ですけれども、緊急時、災害があったとき、今その人たちが災害に応じて給食を出せるシステムになっているかどうかということを確認したいのですよ。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 一応、契約上、天変地異とかあれば、また話は別なんでしょうけれども、今、おっしゃられた地震がそこに当たるかもしれませんが、基本的に給食を提供してもらうという形になっています。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それ、どの程度までの文言が入っていますか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今、ちょっと手元に資料がないので、明確な回答というのができません。申し訳ございません。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） いずれにしても心配されるのは、町は外部委託しちゃいましたから、前は町が直接やっていたんですね。何で外部委託したのかといたら、メリット、デメリット聞かせてくれといたら、町はそっちのほうが安くできるという話だったんですよ。本当に安くなったのかどうかというのは、今になったら、もう分からない。そのときも、町の使っている人たちはみんな雇用してくれると、そのときは条件だったけれども、今はどうなっているかといたら、もうそのときの話はどこかに飛んじゃって、いることはいるけれども、前みたいに多くはいないというふうになっています。当然、民間委託にすれば、民間というのは利益が中心ですから、利益のためですから、ですから、ここに来ていろんな災害等が起きたときに、それが十分に活用できるシステムになってなきゃなりません。しかし、作っている人たちが、町が直接ね、委託じゃなくて町が運営しているということになれば、いつでもそれが可能なんですよね。ですから、そういうことも考えると、これからは全てが民間に委託して安くすればいいというものではないということは明らかになったと思うので、ぜひその辺の見直しもしていただきたい。

先ほど言いました自校方式のアレルギー対策は、そうなれば自校じゃなくてできるということでしたから、そこに置いておきます。

それと、無料化について質問するわけなんですけれども、出してあるわけですから、予算をどのように使うかというのは、予算編成権は町長の権限ですけれども、子供たちがどこもはばかることなく安心して学校給食が食べられ、子供の成長をみんなで喜び見守っていく町でありたいと思います。そのためにも、ぜひ学校給食を無料化制度にするべきだと思います。一昨日も大泉町で来年度から実施と報道されていました。県内でも現在は、無料としているところが圧倒的に増えてきました。現在、大泉町を入れると、22が無償化、そして13が吉岡町と同じ一部補助となっております。子供たちの取り巻く環境を考えれば、ぜひとも早く実施に踏み切るべきだと思いますけれども、ぜひ町長、時代も動いています。今日の上毛新聞にも学校給食は大きな記事として出ていました。ぜひとも見解をお聞かせください。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 給食費につきましては、現状、様々な、町が今できる施策を行っております。町としましても、給食費については、保護者の負担軽減について考慮しつつも、今後も一定の負担を求めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔1 3 番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 同じ話の繰り返しなんだよ。だから、群馬県中こうなっていて、今、3 5

ある市町村の中で、もう22が無料になってきた。残ったのは13。いつまでびり争いをしたいのかということを知っているのですよ。もうそんな時代じゃないですよ。子供を育てる吉岡と言っているのだから、合わないでしょう。これでは子供を追い出すなら吉岡になっちゃいますよ。ぜひとも考えていただきたい。ぜひともその方向で進めていきたい。これはもう大きな流れとしてなっていますので、どうかやってくれませんか。もしかしら国がやるかもしれませんけれども、それを待たずして進めていただきたいとお願いして、対応するよう求めておきます。

最後になりますけれども、どうぞ。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 給食費の無償化につきましては、本当に何度も質問いただいておりますが、こちらも同じ答弁という形を取らせていただいております。これまでも増加する児童生徒数の教育環境を優先させていただきたいと、そういう中で概要等についても先ほど教育委員会、局長からも説明のとおりでございます。今後も町の状況等をしっかり見据え、将来のまちづくりを考慮していく中でしっかり判断していきたいと思っております。

それと、先ほど小池議員から今日の上毛新聞の話が出ました。この中に給食費無償化への意見書という記事であります。前橋市、安中市など全国200の地方議会から、無償化への意見書を国へ送られております。ぜひ、国に対して財政支援を求める意見書が、全国各自治団体の議会から提出されております。また、和歌山県では、半額助成を決めるも、国が対応すべきとの意見が述べられております。

私も先日、機会がありまして、知事に直接助成の要望を述べさせていただいております。本町議会からもぜひ小池委員長の下、音頭を取っていただいて、県・国への働きかけをしていただければ幸いに存じますので、よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最後になりますけれども、循環型社会の構築についてであります。国においては、循環型社会形成推進基本法が平成12年に成立し、地方公共団体の責務も定められています。再生可能な社会の構築は、今、全世界の願いであり、有効資源の再利用と活用です。地球温暖化は、我々一人一人の意識の問題として捉えれば、温暖化も食い止められ、未来に安心した地球を残すことができます。行政としても何ができるか、専門部署を配置してでも取り組む必要があると思っておりますけれども、見解を問うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 循環型社会形成推進基本法は、平成13年に施行されており、リデュース、リユース、リサイクル、適正処分の基本原則のほか、基本的枠組みが定められているところがございますけれども、特に資源循環が必要な個別の物品に対する法制度として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など六つの法律が定められており、資源循環の分野は多岐にわたり、行政としても多様な分野における資源循環に取り組む必要があると認識しております。

容器包装リサイクルに関しては、本年度からプラスチックごみの回収を開始したところでありまして、学校給食における給食残渣のリサイクルなど、町の事務事業においても資源環境に取り組む分野は多岐にわたると考えております。そのため、町行政としても、いわゆる環境部門だけでなく、各課の各分野において資源環境のためにできる取組を推進していきたいと考えており、必要があれば、専門部署の配置についても検討していきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議 長（廣嶋 隆君） 9番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9 番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚。通告書に従いまして、一般質問をいたします。質問は大きな項目で3つあります。

1つ目、第1項目めの質問は、少子化対策の進展と今後の計画をお尋ねいたします。

中身に入りまして1番目、保育園、認定こども園などの待機児童対策の今後の方策です。吉岡町は、子供の数が増えつつあるのが実態です。昨日の副町長の答弁でちょっと心配なことが起こりましたけれども、前回議会の時点では、待機児童は発生していないということでしたが、現在はどうかのでしょうか。厳しい状態であるのは確かだとの声も聞いております。町内には、町外の認定こども園の送迎バスが、6園、7園の送迎バスが走り回っています。毎日、私の家の近くにも来ております。町長、この状況は何が理由で起こっていると思いますか。家庭の事情で町外に通わせていることもあるのでしょうか、やむなく町外に行っている子供も相当数あるのではないのでしょうか。

町長がつくりました平成31年の子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書、

それを基に令和2年に第2期子ども・子育て支援事業計画というのがつくられております。これを見ますと、就業しているお父さん、お母さんは非常に率が高い。それで、こども園へ行っている人、あるいは次に出てきます学童クラブもそうですが、利用している人がそれよりずっと少ない。しかし、この調査報告書を見ますと、希望したいと思っている人は、今、認定こども園、あるいは学童クラブに通っている人たちよりも、ずっとその親御さんの数が多いわけです。それは町長、これ両方とも十分見ているわけですから、十分承知されていると思います。

子育てと教育、受けた人が誰でも平等にそのサービスを受けられること。安心して子供を産み育てられる環境を整備すること、それが少子化対策の根本です。町内の保育園、認定こども園の増改築、建て替えが当面、昨今の計画としては一旦終了しまして、一段落している現在ではありますけれども、入園希望者にとって厳しい状況は継続しているものです。町長、施設の不足はすぐ前にぶら下がっています。近未来の保育園など施設の建設計画、待機児童対策の方策をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員がおっしゃるとおり、町内保育園及び認定こども園の全園舎の建て替えは一区切りしましたが、町では、保育を希望する全ての人が安心して子供を預けることができるよう、引き続き待機児童対策を最優先に取り組んでいるところであります。

さらなる定員増の意向を示している保育園もあるため、時期こそ未定でありますけれども、増築などによる定員増の計画を現在、協議しているところであります。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長の力強い答弁、非常にうれしく思います。これからも少子化対策に力を入れると明言していただきました。しっかり今後、実際に実行していただきたいと思えます。

2番目です。学童クラブの入所条件の緩和と施設建設計画など、これについてお尋ねいたします。

保育園、認定こども園の待機者より、学童クラブの待機者のほうが深刻であると思えます。入所する条件があるために待機者が存在していない、こういうこと、これだけのことでないですか。実際の待機者は隠れていると思えます。

7月のこども政策担当相の記者会見では、全国の学童クラブの待機児童は、5月時点の速報値で、前年比2,000人増加、合計では1万8,000人が増加したそうです。担当大臣は、「受皿を大幅に拡充したのに待機者は増加した。共働き世帯が増えたこと、こ

これらの原因で増えた」と語ったそうであります。

吉岡町はどうでしょうか。移住してくる、転居してくる、若いお父さん、お母さんたちは、ほとんどが働いているのではないですか。共働き世帯の増加傾向は、吉岡町も全く同じであると思います。近いうちに駒寄第3学童は増築されるということですが、次に続く学童クラブの建設は必要と思われます。そして、入所条件の緩和、撤廃が必要です。それが少子化対策のキーポイントの1つであるからです。

予測値はいろいろありますけれども、ある予測によれば、2050年には、現在に比べ3,300万人の人口が減少するという予測があります。少子化は恐ろしいです。有識者の中には、人口が予測よりも減少してしまったときには、将来、国民皆保険制度、年金制度などが破綻するおそれも出てくると発言している人もいます。たとえ少子化になっても経済的及び社会的な生活環境は今のままだろう、人の数が減るだけだなどと考えていたら、大間違いです。

さきに一般質問しました意見の中に出ましたので、一言加えておきますけれども、北海道の夕張、自治体が破綻した、まさに誰でも知っているようないい例です。この破綻したのにはいろいろ原因がありますけれども、その第1番が人口減少です。人口減少というのは、このぐらい恐ろしいものなのです。それが吉岡町にも、このまま行けば起こってくる、そして日本全体にも起こってくるということです。それは絶対防がなくてはならないんです。町長も同感だと思いますが、今は苦しくとも、少子化対策はやり遂げなくてはならないと町長考えませんか。学童クラブの建設を継続する、そして入所条件の緩和、撤廃について、今後の計画をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 学童クラブの需要の高まりを受けまして、これまで町では計画的に定員増の取組、具体的には施設整備を行ってまいりました。それでも入所定員が毎年増えているような状況であります。そういった中でも入所条件を緩和して児童の受入れを増やすということの余裕まではまだございません。今年度中には、先ほど議員がおっしゃったとおり、駒寄第3学童クラブを増築して、来年度の定員を40名増やす予定ではあります。現在の入所条件のままで定員に達してしまう可能性が高く、現状では入所条件の緩和まで踏み切れないのが現状でございます。

新たな学童保育施設の建設については、候補地などの検討を始めておりますが、まだ具体的な計画までお示しする段階ではございません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ちょっと今、課長から検討していると答弁いただきましたけれども、これは絶対検討ではなくて、実際の実行に移していただかないと困ります。町長もそれは十分承知の上だと思います。次に移ります。

3番目は、学校の長期休校期間における子供の見守りをどのように考えるかです。学童クラブの入所条件から外れる児童、この人たちの学校の長期休校期間においては、それぞれの保護者の人たちが工夫して見守りをしているようです。見守り希望者のお母さんがグループをつくり、日別に交代で住民センターなどで見守る。また、無償提供された空き家などでも見守る。そのほかには、個人の費用負担で町外の見守り対応施設に預けている。これなどが具体例としてあります。特に町外の見守り対応施設については、費用も高く、その期間、何のために自分が働いているのか分からないという人もいるのです。町長、この状況をどのように捉えますか。これらの現実には、町長がテーマとする住みよいまち、住み続けたいまちづくりではないはずで、まさに政治、行政の貧困の事例ではないでしょうか。

私が残念に思うのは、さきの6月議会で一般質問した後、夏休み前までに役場の担当から、当該の保護者の人たちに何らのアプローチもなく、困っていることなどの問合せも何もないことです。この状況をどう考えますか、町長。一般質問というのは、その場限りで、喉元すぎればそれで終わりが通例ですか。昨日もそれに入れたような質問が出ました。町長、これでは合計特殊出生率というのは上がってきません。私がくどくど言わなくても、町長も十分に承知していただいていると思います。急には全てを改善できないでしょうが、学童クラブの入所条件から外れる児童の見守りについては、次期休校期間、つまり春休み辺りから条件緩和して実施することを考えられないでしょうか。人の数はそんなに多くないと思います。お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） 夏休み中の子供の面倒が見られない共働き家庭などの保護者の方が協力して、集会場などの施設を使って地域で子供を預かる共助の取組ということで、私も寺上の自治会のひばりの巣寺上、こちらには2回ほど夏休みにちょっとお邪魔をして、代表者の方とお話をさせていただいております。そういった中で、利用者の方が、子供の数が大体10名前後という中で、その保護者の方が日がわりで、交代でお子さんたちの面倒を見ていたということで、こういった方たちが実際、学童クラブが今利用できないという状況の中で、やむを得ずそういった取組をしているということは、私どものほうでも重々承知しております。

ただ、現実問題として、今、学童クラブ以外の場所で、そういった見守りが必要な全て

のお子さんを町が受け入れる、そういった対応を取ることはできません。その最も大きな理由としましては、学童クラブでお子さんを預かる指導員の不足があります。現状、吉岡町は、毎年のように定員を増やして、規模を拡大して学童クラブを指定管理者、社会福祉協議会に委託して運営しているわけなんです、そういった中で指導員の慢性的な人手不足、これについては、非常に頭を悩ませている問題であります。現状の学童クラブでさえ、夏休み、お子さんを一日中預かるわけですから、勤務ローテーション、勤務シフトを組んで対応していただいているのですが、なかなか募集しても集まらずに、指導員不足の中でかなり現場に負担を強いているというような状況でございます。そういった中で、子供を増やす、あるいは別の場所でお子さんを預かるということになれば、当然、指導員の確保が急務になりますので、そういったところまで現状対応することができないということでご理解いただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） それでは、困るのですよ。先ほどちらっと言いましたとおり、そういうことを続けていることが、先ほど言いました夕張市に一步近づくということですよ。それを放置しているということは。町長、これは昔から言われている言葉ですけども、それは座して死を待つということです。今、何とかしないと駄目なんです。再度検討して、この問題を解決していくということ、町長どうですか。町長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現状に照らして進むしか、現在は考えはございません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） それでは困るのですけどね。そうすると、先ほど私が言ったようなことが徐々に起こってくるということでもあります。

それでは、大きな質問の2項目め、学校の関係です。ICT端末の活用に関して、AIソフト導入の考え方をお尋ねいたします。

今後、導入が想定されるAIソフト、これの先生の利用と生徒の使用についてです。

まず1番目は、ICT端末の新規活用内容であります。生成AIソフトの導入に関する教育方針の策定、考え方についてお尋ねいたします。

GIGAスクール構想への吉岡町の取組は、先取かつ発展的であり、多くの町民、保護者もその成果には十分満足しているものと思っております。それで来ましたけれども、現在では、

文科省では第2期GIGAスクール構想を策定していると聞いております。現在の第1期の成果や課題を踏まえて、さらなる進展を図るとあります。ソフト的にはデジタル教材の充実、教育内容の深度化と多様性を進める。ハードとしては、端末の品質と性能の向上を図り、リプレースを進めるとあり、そこには最近話題の生成AIソフトを使用する授業、学習の場面が多々出てくるものと思われまふ。この第2期GIGA構想への進展、ChatGPTに代表されるような生成AIの使用など、これもまた大きな変革であります。

この生成AIソフトの教育への導入については、去年7月に生成AIの利用に関するガイドラインというものが文科省から発表されているところですが、私たちも大いに興味があると同時に心配もあるところでありまふ。この状況に際して、教育長が前から言われていること、教育は誰でも機会均等に区別なく、1人も取り残さないことを目的としている。このフレーズをできるだけ実現するために、今回の変革に対して、どのような教育計画を考えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 吉岡町の教育推進基本計画は、HiBALIプランがありまして、これまでずっと進めてきたわけですがけれども、まずICTの環境整備につきましては、吉岡町ではずっと、従来の指導とか学習を単に効率化するための付加的なものではなくて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るなどを目標にしていまして、今や必要不可欠な学習基盤であると捉えております。

国が進めている第2期のGIGAスクール構想の趣旨や生成AIの学校現場への導入の動きに鑑みますと、来年度以降のHiBALIプランの中でのICT活用に関わる基本的な柱としては、次の四つが柱になると今のところ考えております。

1つは、これまでも続けてきた個別最適・協働的な学びの充実、2つ目、生成AIの学習等への活用のためにも必須となる情報活用能力の育成、これは1つ例を挙げれば、ただ単に生成AIを仮に学習で使ったとしても、それを鵜呑みにしないであるとか、安全に使うであるとか、そういうのも含めた情報活用能力の育成。3つ目が、全ての児童生徒の学びの保障、これもこれまでどおりです。そしてもう1つが、生成AIの利用を含めた校務での活用による先生方の働き方改革への寄与実現、これら4つにあると考えております。

したがって、飯塚議員が今、ご提案の柱でおっしゃった生成AIの学習利用につきましては、慎重に少しずつ進めていき、子供にとって急速な変化とならぬよう進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 慎重に進んでいくということでもあります。私が調べた資料にもそういうようなことは書いてありました。急激な変化は混乱をもたらすと考えられますので、慎重に進んでいただきたいと思いますが、それはそのように教育長にしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、2番目です。今現在の生成A Iの使用に関して、児童生徒の適切なソフトの使い方についてです。

生成A Iを導入する理由は、これを適切に活用することにより、児童生徒の教育効果の向上と、先生の校務の効率化による負担軽減を目指すものと目標に示されております。児童生徒の教育効果は数多くあるようですが、その反対、悪影響も多々心配される場所でもあります。A Iの回答にも間違いがあるということでもあります。先ほど教育長答弁の中にありました、間違っている不適切な内容を、その事実を知らないわけです。これから勉強する生徒ですから、それを全くいいのか悪いのか分からずに鵜呑みにしてしまう。これは先ほど教育長が言われたことです。

また、A Iに自分の代理作業をさせる。研究や報告物、それに感想文、これらをA Iに作らせて、あたかも自分が作ったようにそのまま提出する、これは1つの詐欺です。これらの例には間違った知識を学んでしまうこと、本来自分がすべき研究、文章の読解、この場面が抜け落ちて、自分の頭で考える子供を育てようと、これは教育長、基本ですよ。教育長も前から言われていることですから、こういう基本方針から遠く離れた子供になりかねない不安があります。これで簡単にやれるねと、こういうの作ればいいんだと。でも、それを使った子供は、将来その悪影響、しつぺ返しは必ず自分に来ますよ。それは社会の損失なんです。その個人の損失だけでなく、ですからそれを防ぐことは非常に重要なんです。

したがって、悪影響から児童生徒を守って、A I使用の効果を十分発揮できるようにするため、教育指導方法はどのように実施するのか。来年度からの計画とお聞きしましたけれども、現在どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 今、飯塚議員がご心配されている生成A Iの負の部分、これの説明も私の考えと同じようなところがありますので、ちょっと繰り返しのところもごさいますけれども、学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力と位置づけ、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調しております。これによれば、生成A Iがどのような仕組みで動いているのかという理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を意図的に育てていく姿勢が重

要であると考えます。

またその一方、生成A Iは現在、発展途上にあり、多大な利便性の反面、議員もおっしゃりましたけれども、様々な危険がございます。個人情報流出、著作権侵害のリスク、また児童生徒の発達段階を考慮して活用する必要もあります。そして、自分の頭で考える子供を育てるという教育の基本から離れることのないよう、学習指導要領で育てようとしている教科の見方や考え方、思考力や判断力、学びに向かう力など、これらの資質能力の育成を阻害しないかどうかということも見極めながら、生成A Iの活用を考えていく必要があります。したがって、まずは限定的な利用から始め、生成A Iを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる環境を整えます。

それとともに活用の段階として、1つ、生成A Iの仕組みや利便性、留意点を学ぶ段階、もちろん発達の段階に応じて、小学校1年生と中学校3年生では当然内容が変わってきますけれども、この仕組みや利便性、留意点をそれぞれの発達の段階でしっかり学ぶ。それから、使い方そのものを学ぶ段階、より適切な回答を引き出すためのA Iとの対話スキルを育てるという段階になります。3つ目、各教科等の学びにおいて積極的に用いる段階、そして日常使いする段階、この段階を踏めるようにしっかりと進めていきたいと考えています。具体的な指導法をどうするかということについては、まだこれからの課題となっておりますけれども、前提としてはこの段階が必要であると考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 今の答弁の中で、段階的に、それから少しずつというような意味合いの言葉がありましたけれども、急にやらないほうがいいと私も思います。特にこの生成A Iには危険性があると私も思います。

それでは、3番目です。先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、その準備を十分にすることが必要であります。生成A Iを使用しての授業を行う先生への支援策を質問します。

今回の第2期G I G A構想への移行、適切な生成A I使用の指導、これらは先生にとっても新しい大きな変革であり、当然負担もあると思います。教育は、先生がしっかり準備万端の体制でやっていただくのが望ましいと思いますが、初めから完全なものは望めないのが社会一般的な現象ではないでしょうか。

そこで大事なのは、先生へのICTスキル、研修体制、ICT支援員などの先生への支援充実が大切な要素と考えます。この再び到来した変革を乗り切り、成功させるために、先生への支援を充実していかなければならないと思います。教育長、この件についてのお考えと計画についてお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 飯塚議員おっしゃるとおり、吉岡町の教育の充実のためには、先生方の事業におけるICT活用スキルの育成、そのための研修の充実、ICT支援員の配置の継続は大変重要であります。これまでのH i B A L Iプランがここまで進んできたのは、このポイントがしっかりと続けてこられたからだと思っております。

今後のことなんですけれども、吉岡町教育委員会も採択されております文部科学省のリーディングDX事業、これには全国の小中高66校が実践しております生成AIパイロット校という指定がございます。吉岡町は、この指定ではない指定を受けているのですけれども、この66校は文科省のガイドラインを遵守する条件で、授業や校務での利用を始めているということです。先生方の資質向上研修の一環として、吉岡町では先月、8月19日から21日に東京で開催されましたリーディングDX夏季学習会に町内3校から合計7名の教職員と教育委員会指導主事が参加し、パイロット校の先進事例についても、学び研修を積んでまいりました。

教職員が生成AIの理解を深められるよう、現在、文部科学省が行っている生成AIの利活用に関する検討会議の動向も併せて注視しながら、教職員の生成AI活用能力を高めた上で、児童生徒への活用を、繰り返しになりますけど、慎重に進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 教育長の答弁をいただきましたけれども、第1期と同様に慎重にしっかりと進めていくということですから、十分に期待しております。よろしく申し上げます。

今までの第1期の準備と実行計画、これがうまくいったから、県の中で、また国の中で代表するようなGIGAスクール構想第1期が完成しつつある、完成したと言ってもいいでしょうか、というのが吉岡町ですから、これに続いてまた成功をお祈りいたします。

質問3つ目です。3項目めの質問は、インフラ整備の現状と将来への取組をお尋ねします。県道前橋伊香保線とその周囲関連事項です。

まず1番目は、通称、県道吉岡バイパスの建設計画は、群馬の県土整備計画としての位置づけの現状はどうなっているのかということです。この吉岡バイパスは、前橋市内から町内の宮東交差点までが完成し、供用開始されてから既に20年以上が経過しています。もうそろそろ25年ぐらいになると思いますが、現在は残る部分、大久保上野田線部分の着工が待たれているところです。

当該道路の建設は、上毛大橋の完成に始まり、南新井前橋線の完成、それからインター

の大型化対応工事、これらが順調に進み、現在は非常に盛況な状況を表しています。特に南新井前橋線と吉岡バイパスが交差する大松交差点付近、この周囲においては大型量販店が軒を並べて非常に盛況な状況であります。さらに、南新井前橋線にも、昨日、今日とほかの議員から質問ありましたけれども、開発計画が、順調とは言いませんけれども、進んでいると。

この上毛大橋から始まった吉岡町の幹線道路整備計画、吉岡バイパスの建設というのは、その集大成というべき最終的な計画であります。にもかかわらず、宮東交差点が完成してから20年以上の期間、その先の工事が着手されていない現実は異常です。いろいろこういう事例は県内でも、私も知っておりました。それは、当該地主が絶対売らないと。こういう障害があるから、そういう5年、10年、20年と遅延していたわけです。しかし、ここはそうではないですよ。その前段で止まっているわけです。町長、何が原因なんですか、この実態は。整備計画は立ち消えですか。心配している町民は大勢います。県の都市計画道路の整備計画はどうなっているのでしょうか。何十年も着手していない理由と、県計画の現状をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 県道前橋伊香保線吉岡バイパスに関する質問ですが、私もバイパスの宮東交差点以北が20年以上着手されていないことに対して、非常に疑問に思っております。

現在、県が県土整備プランの改定作業を行っております。以前より、渋川市と連携しての要望活動等も実施している中、私も直接県の県土整備部長や渋川土木事務所にバイパスの延伸に着手することを、再三にわたって強く要望しているところでございます。

詳細については、建設課長より答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現行の県土整備プランにおける県道前橋伊香保線吉岡バイパスの位置づけにつきまして、現行の県土整備プランは2020年、令和2年12月に策定されたものです。この中で、吉岡バイパスの整備は、着手に向けて検討する事業に位置づけられておりますが、現時点において事業化はされておられません。

県土整備プラン策定から5年が経過することから、現在、県において見直し作業を行っております。しかし、本バイパスがどのように取り扱われるか、着手する事業となるかどうかは公表されておられません。

県内の道路整備は、県内で必要な道路の路線ごとに県土整備プランの改定作業で比較検討した上で整備する路線を決めていると県から聞いております。本バイパスが着手されな

い理由は、本バイパスより優先する路線が存在することであると思われます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 私がなぜこれを今、質問したかと言いますと、先ほど答弁いただきましたように、5年が過ぎたので再検討するということですよ。それも、町長この間文化センターに知事が来られて、フォーラムが開かれました。そこで、知事もちらっと言われました。今、それを課長が答弁されたとおりに、検討していると、今年度中に決めるというようなことをちらっと言われましたよね。ですから、私は今回質問しているのです。そこで、今回検討中でしたら、町も動いて、着手に向けた工事にするという動きになるように努力すべきだと思うのです。そのために私は今回質問したんです。町長、そこはよろしく願います。

次は、2番目です。町内主要交差点での交通量調査の結果とその分析結果、これをお尋ねします。

町では、令和5年10月に町内主要交差点での交通量調査をしておりました。その目的は、今後の道路整備の手直し、道路整備計画への基礎データ収集であると理解しております。その中には、当然、県道大久保上野田線部分の整備へのアプローチが考えられているものと思います。

そこでお聞きしたいのは、交通量調査の結果と、その分析結果をどのように判断しているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 昨年度実施した交通量調査・渋滞長調査については、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の完了、大型商業施設の出店、県道南新井前橋線の整備を受けて、町として変化する交通状況や既存交差点における渋滞状況を把握し、今後の道路ネットワークの検討や、渋滞箇所の対策を検討する基礎資料として実施したものでございます。

調査の結果については、朝方、夕方に大松の交差点を中心に、特に県道南新井前橋線で渋滞が発生することが分かりました。また、宮東交差点の交通量自体は減少しておりますが、県道南新井前橋線の開通など、宮東交差点周辺が大松交差点周辺に比べて道路が整備されていないことが原因の一つであると考えられます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） それで、そういうことが分かったら、今後、県道大久保上野田線についてどうしていくかという判断も、これからお聞きいたします。

3番目は、県道吉岡バイパス建設の実現に向けての戦略を質問いたします。

物品を購入すること、構造物を建設すること、何をとってもその必要性が問われるのは当然のことです。特に県道大久保上野田線の建設に関しては、その必要性が高いと感じます。なぜなら、現在の道路建設地周辺の産業の状態、住民者数の関係及び日本が直面している人口減少までの期間があまりないこと、この2つの大きな課題があるからです。とにかく時間がないんです。

上毛大橋は、話が始まってから、私が聞くところによりますと、完成まで40年から50年かかったと聞いておりますけれども、大体そんなものなんですか。それは、日本のまだ人口減少がひどくなくて、失われた20年、30年と言いますけれども、極端に減衰、経済的に減退してこない時の話です。まだ十分に力があつたとき。ですから、40年、50年たっても、上毛大橋を建設するという意思が決定されたわけです。

ところが、今言った2つの問題、これですと時間がないんですよ。検討、検討だけしていると、もう5年、10年、15年すぐたちますよ。今日でしたっけ、副町長の答弁の中に、人口のピークが五、六年早まったという話ですよ。そうすると、この建設に非常にマイナスな現象なんですよ。ですから、時間がないということが非常に重要なことです。このまま進んで10年、20年たったら、非常に残念な結果になるのではないかと私は思います。

さきの主要交差点での交通量調査の結果は、先ほど課長が答弁していただいたとおりですけれども、一部、周囲の道路が整備されていないから、宮東は交通量が若干少ない、それは私もそういうふうに思います。しかし、この課題を突破していかないと、吉岡バイパスの延伸は非常に難しいかなと思います。この課題は、少子高齢化、人口減少時代に向かって、吉岡町の将来をどのように準備していくかということなんです。

現在の周囲環境のままで、広くて便利な道があればいい、そのような要求レベルでは、県道大久保上野田線の建設はスムーズにはいかないと私は思います。町長としては、町の経営、都市開発、それから道路へのアプローチ、この県道建設に関していかにお考えでしょうか。今後の戦略をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 戦略の1つは、要望活動を足しげく重ねること、そして今後、町議会の皆さんと議論しなければなりません。町では渋川市との境界付近において、クリーンエネルギー関連産業の誘致を含めた産業団地の整備に向けた構想を模索しております。この

地区には近接して渋川市のサントリー榛名工場があります。その東には国道17号前橋渋川バイパスのインターチェンジもございます。現在、道路が整備されていないため、構想段階ですが、県道前橋伊香保線吉岡バイパスが延伸して整備されることになれば、吉岡町都市計画マスタープランを改定して、早い段階で事業化していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

- 9 番（飯塚憲治君） 今、町長が答弁いただいた上越線の東側ですか、それについては私も猫の額以下の面積の土地ですけれども、所有しておりますので、話は聞いております。そこは民間レベルの開発で、開発は今後進めていかれるのかと思います。したがって、あそこに川久保踏切というのがありますが、川久保踏切から町長が言われる開発が計画されているところというのは、渋川に向かいますと右に曲がるわけです。曲がって行って、それから17号にぶつかる、合流するということです。そこはかなり話が進んでいるように私も聞いておりますので、できると思いますが、あとは、その川久保踏切、川久保交差点と多分言われるようになると思いますけれども、できれば、そこから上野田に向かう大久保上野田線、これが吉岡町にとってはより重要な開発道路となります。そこについても十分検討していく必要があると私は考えますので、町長もそこら辺は十分考えておられるかと思いますが、現在では先ほど答弁いただいた範囲程度の話しかできないということであると思いますが、それはそれで理解いたしました。

4番目です。県道前橋伊香保線の既存開通部分、要するに宮東交差点部分まで、前橋市内から、及び建設予定地部分、これは先ほど町長が言われたところと、川久保交差点から榛名山に向かう上野田までの道路です。この双方において、これらの周辺地域の開発計画に関して質問します。

県道前橋伊香保線においては、大久保地区、大松交差点を中心とした周辺は、大規模量販店などが建ち並ぶとともに、県道南新井前橋線の建設によって、その沿線も開発計画があります。都市計画道路沿線の開発は、町にとって大変有益なことと考えます。開発はその恩恵を町全体に行き渡らせることができるからです。近年の町予算書、決算書を見ると、その実態を見てとることができます。

以前、町は、商工業地域、居住地、農地などが乱開発によってモザイク的混在状態にならないように、用途別地域区分をしているところではありますが、用途別地域区分に若干の改善の余地があるように思います。それは、商工業地域と農地との兼ね合いについてです。県道に面した土地は商工業地として利便性が高く有用です。県道、幹線道路両側で一定の幅を持った土地を商工業地域に指定してもよいのではないかと考える次第です。

農地法及び農地管理の考え方とは一部相入れない部分もありますが、農地を守るべきと

ころは守るということを基準にして、幹線道路両側の一定幅を開発可能地域とし、開発を行い、地域の活性化、働き場所の提供、税金などの向上を図ることによって、町の発展の基礎とすることを期待します。町長の見解をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 吉岡町のまちづくりは、吉岡町都市計画マスタープランに基づき行っております。既存の吉岡バイパスの土地利用の在り方としては、大松交差点や大松交差点の南側を、商業集積を図る地域としております。群馬県では人口が減少する中で、市街地が拡大しており、今後のインフラの維持管理が増大するほか、公共交通が成り立たないなどの課題が指摘されております。吉岡町でも、今後、人口減少することが予測され、むやみに商業地を拡大することは、持続可能なまちづくりの妨げになると考えております。

幹線道路の沿線の開発については、都市計画マスタープランに基づき、10年後、20年後のまちづくりを見通した上で、農業などの周辺環境と調和したまちづくりに資するものであるか検討していくことが必要であると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 今、答弁を課長からいただきましたけれども、そういう大々的に農業地を商工業地域に指定するというものではないんですよ、私が今提案というか、考えは。要するに、吉岡バイパス、それからこれからできるであろう大久保上野田線、この周辺、道路中心から100メートルでも200メートルもいいじゃないですか。その地域は商工業地域として有効活用する、そういうことを考えるべきだと私は考えております。大々的に見直して工業地域をどんどん拡大するというを私は言っているわけじゃないんですよ。町長、それは十分ご理解いただいて、検討を今後お願いしたいと思います。

では、次に行きます。5番目になります。町内観光開発としてのよしおか温泉周辺及び船尾滝周辺の開発に関して質問します。

町内の観光開発については、以前、一般質問を私もしております。その答弁の中で、吉岡町としては、観光開発はこれしかないと認識していると課長の答弁の中にありました。その中には、よしおか温泉周辺及び船尾滝周辺の開発が入っていました。答弁された方も今、在籍していますから、覚えておられますよね。しかし、何年か経過した現在でも開発の計画は見えません。天神東公園の一部を改良する計画がありますが、規模が観光開発のレベルではないように感じます。

よしおか温泉は、管理一体組織となって、全体を見渡して経営改善ができるようになりました。一方、温泉南方の河川敷はジャングル状態のままです。ここに手を入れることに

よって、とてもよい水辺公園が生まれるものと思います。また、この辺を開発することによって、温泉を中心とした利根川縁周辺から、下野田、小倉、船尾滝と上っていき、船尾滝でレクリエーション、散策等をした後、さらに南新井前橋線を下ってよしおか温泉に戻り、そこに宿泊設備があればホテルに宿泊するという観光ループ、レクリエーションのループが形成されるという貴重な場所です。吉岡町観光の起点になり得るものと考えます。そしてこの構想に大切であり必要なのが、先ほどから言っております県道大久保上野田線になると思います。町長の考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 高田副町長。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副 町 長（高田栄二君） 現在、町では既存の観光資源に関して、第一には補修・維持、次に強化・充実が基本になると考えておるところでございます。今どんな状況かといいますと、船尾滝については、落石等に伴いまして封鎖していた道路を4年ぶりに復旧したりとか、遊歩道の新規整備、案内板の設置と、東屋等既存施設の補修などが行われて観光客に親しまれておるところでございます。

他方、開発を要因とする森林伐採では、動植物や昆虫の生息地域への影響、開発後の観光客のごみ問題と環境面の懸念が危惧されておるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、船尾滝の観光開発につきましては、自然や文化などの地域の魅力を観光資源として生かしながら、環境保全へとつなげる観光の在り方、エコツーリズムを踏まえ、町最西端の観光起点として継続し、可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、温泉の南方につきましては、現在天神東公園の整備計画が進行中でございます。ご指摘のとおり、天神公園を含めた道の駅周辺の開発等については、道の駅を町の東の玄関口と位置づけておるところでございますが、そこに対して十分な検討がなされているかと再三にわたってお話をいただいております。町の観光地を巡る観光ループの起点としての役割についても、また観光地としてのポテンシャルについても、十分な検証、検討を重ねながら、具体的なものを早いうちにお示しできるように事業を進めてまいりたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 検討を多くしないで、もう十分検討されているわけですから、実際に行動を起こしていただきたいと私は思います。

人口減少がもう近くに迫ってきたじゃないですか。副町長も答弁されましたよね。人口のピークが5年早まったと。それを待つてやることはできませんよ。それは十分町長も承

知されていると思いますが、今後の活躍をご期待したいと思います。

以上で9番飯塚の一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていた一般質問が全て終了しました。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日は、これをもって散会といたします。

午後4時28分散会

令和6年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程 第4号

令和6年9月13日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）
〔第2～第22〕
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例
（討論・表決）
- 日程第 9 認定第 1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第10 認定第 2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第11 認定第 3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第12 認定第 4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第13 認定第 5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第14 認定第 6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第15 認定第 7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第16 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第17 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第18 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第19 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第20 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第21 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第22 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第23 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)〔第24〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第24 請願第 2号 自治会に関する請願

(討論・表決)

日程第25 発委第 2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第3 1 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）
〔第2～第22〕
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部
を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例
（討論・表決）
- 日程第 9 認定第 1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第10 認定第 2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第11 認定第 3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第12 認定第 4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第13 認定第 5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

- (討論・表決)
- 日程第14 認定第 6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(討論・表決)
- 日程第15 認定第 7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(討論・表決)
- 日程第16 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)
(討論・表決)
- 日程第17 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第18 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第19 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第20 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第21 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第22 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第23 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)〔第24〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第24 請願第 2号 自治会に関する請願
(討論・表決)
- 日程第25 発委第 2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第1 発委第3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第30 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第31 議会議員の派遣について

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	一倉哲也君
健康福祉課長	永井勇一郎君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	中澤礼子君
上下水道課長	岸一憲君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 関浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程第1で行う予定でございますので、各委員長におかれましてはよろしくお願いいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生・予算決算の各常任委員会に付託した議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いいたします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

9月2日、本会議において議長より当委員会に付託されました議案について、9月11日水曜日午前9時半より、委員会室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例については、今回の対象になるものについてどのようなものなのかの質疑に対して、件数としてはあまり多くない証明事項であり、例えば、婚姻具備証明や戸籍に登録がないことを証明する書類などを想定しているとの回答がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、今回の条例改正により資格者はどのようになるのかなどの質疑があり、現在は施設工事監督者は上下水道課内では2名おり、庁舎内では上下水道課以外に2名の有資格者がいる。この条例改正により、庁舎内にもう1名の有資格者が増えることになるとの回答。水道の技術管理者は上下水道課内に2名おり、庁舎内に上下水道課以外に4名の有資格者がいる。この条例改正により、上下水道課内は3名に、庁舎内は5名で、各1名ずつ増えますなどとの回答がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

以上、報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続いて、文教厚生常任委員会小林静弥委員長、委員長報告をお願いします。小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林静弥君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林静弥君） 7番小林です。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

9月2日、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、9月12日木曜日午前9時30分から、委員会室におきまして、委員全員、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、文教厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、改正のポイントはどの質疑に、12月2日に健康保険証がなくなるので、例えば被保険者資格が喪失した被保険者証を返還しない場合の罰則規定がなくなるなどの答弁。今回の改正で葬祭費が重複しないよう定めるといことだが、口頭での確認では重複の可能性があるのではとの質疑に、基本的には重複で支出されるようなケースが考えられないが、他の市町村も調べながら仕組みを確認するとの答弁。マイナンバーカードでの国民健康保険は、現在登録は何%かの質疑に、6年7月1日現在63.2%との答弁。マイナンバーカードと個人情報ひもづけられるわけだが、情報の流出などが懸念されるが大丈夫かとの質疑に、適切に個人情報を扱っていくとの答弁などの質疑応答がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、指定ごみ袋の販売を手数料化することによって今後はどのように変わっていくのかとの質疑に、今後、来年度の4月1日から、町からは製造業者に対し委託料を支払い、販売店から町に手数料を支払う形になるとの答弁。競争原理から一般廃棄物の収集業務の入札に町外の業者も参入できないのかとの質疑に、随意契約を条件付一般競争入札に移行した。今後その条件等を時代に合わせ、自治体としての収集業務の確保と価格の競争性について検討していきたいとの答弁などの質疑応答がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例については、今、町に該当する施設はあるのかとの質疑に、施設はないが事前相談が数件あったとの答弁などの質疑応答がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例については、利用規制が曖昧だと争いのもとになる懸念があるのではとの質疑に、利用の制限については、第6条の第1号から第6号まで、今の運用の中で基本的には部活の地域移行に伴って休日の部活動利用を想定しながら条文は組み立てられている。懸念要素については、第6条の「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」あるいは「政治的又は宗教的活動」であるとか、そういった色彩が濃い場合には、この条例の規定を基に利用を断るとの答弁。将来的には文化的な活動に教室などを貸し出す考えはとの質疑に、吹奏楽の部活動での使用を想定しているが、これは学校教育の一環として考えているとの答弁などの質疑応答がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、自席へお戻りください。

それでは、予算決算常任委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いいたします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。

予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、9月5日から10日の4日間にわたり、午前9時30分より、委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

なお、各議案につきましては、歳入歳出ともに款項目の目ごとに審査しました。

認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入では、町税について不納欠損や差押えなどについて質疑があり、地方特例交付金や地方交付税、国庫

補助金などについて多くの質疑がありました。ふるさと納税に関しては、質疑とともに資料の提出を求めました。

歳出では、企画費でふるさと納税の返礼品について及び経費について質疑がありました。交通対策費では、道路交通安全施設工事費について質疑があり、カーブミラーは、22か所設置し、区画線については2,343メートルの工事が行われたとのことでした。社会福祉総務費では、生活困窮世帯向けリモート型学習支援委託料について質疑があり、93人の利用がありました。老人福祉費では、一人暮らしの高齢者緊急通報業務委託料やごみ出し支援業務委託料、敬老福祉大会委託料などについて質疑がありました。塵芥処理費では、一般ごみ収集委託料、ごみ減量化事業補助金、資源ごみ回収事業補助金などについて多くの質疑がありました。住宅管理費では、アスベスト等各種業務委託料について質疑があり、町営住宅48戸のうち15戸が完了したとのことでした。小学校費の学校管理費では、冷暖房設備保守点検委託料について質疑があり、学校建設費では、駒小校庭拡張関係業務委託や校庭用地買収費などについて質疑がありました。中学校費の学校管理費では、スポーツエキスパート事業謝礼などについて質疑がありました。給食センター費では、調理業務委託料について検証についての質疑がありました。

最後に総括を行い、審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入では、繰入金で第3子以降給食費無料化分繰入金について質疑があり、人数は74名とのことでした。歳出では、不用額について質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、不納欠損、滞納者などについて質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、介護予防住宅改修費について質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、未収金、滞納について質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、賛成多数で認定、可決されました。

議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）については、衛生費県補

助金の若年がん患者在宅療養支援事業補助金について、企画費では、タクシー運賃等助成事業委託料について質疑がありました。保健衛生費の予防費では、予防接種委託料や感染症予防事業費などについて多くの質疑がありました。塵芥処理費では、ごみ減量化事業補助金について質疑があり、電気式の生ごみ処理機の購入には上限5万円が助成されるとのことでした。道路橋梁費では、道路維持補修工事や通学路安全対策工事などについて質疑がありました。消防施設費では、第4分団詰所トイレ洋式化工事について質疑があり、女性団員が3名加入したとのことでした。学校建設費では、駒小維持補修工事について、保健体育総務費では、体育施設修繕工事について質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では、審査の過程で課題となった事案に対して要望書を提出することと決定いたしました。

来年度の決算書の作成及び令和7年度当初予算編成に関する要望書。

1. 新型コロナウイルスなど感染症対策及び町独自の支援策を図られたい。
2. ふるさと納税の強化・充実を図られたい。
3. 予算決算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。
4. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
5. 委託料と契約の適正化（随意契約も含む）
6. SDGsの推進を図られたい。
7. 学童保育の入所条件の緩和を図られたい。
8. 給食費の無償化を図られたい。

9. ごみの減量化への取組強化と資源化を図りたい。
以上の要望書は、議員の皆様にも配付したいと思います。
以上、委員長報告といたします。

議 長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。
委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
飯島委員長、自席へお戻りください。

日程第2 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第2、議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。
よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部

を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例を議題とし

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和5年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員

長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定につ いて

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 令和5年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和5年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第18、議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第20、議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第21、議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第22、議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 日程第23、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会に付託した請願の審査報告をお願いいたします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の請願の付託案件審査報告を行います。

請願第2号 自治会に関する請願は、9月2日、本会議において議長より総務産業・文教厚生常任委員会、両常任委員会による連合審査を付託された請願について、9月10日 火曜日、委員会室において、委員全員、議長出席の下、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

請願第2号 自治会に関する請願は、住民や自治会内のトラブルについては不介入であるべきだが、人権重視の取組や暴力追放の一層の推進と刊行物が住民に適正に届くことは重要であり、議長より町長への申入れをいただきたいという趣旨での意見一致があり、審査の結果、全会一致で、請願項目1、2を一部採択とした。

以上、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
富岡委員長、自席へお戻りください。

日程第24 請願第2号 自治会に関する請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第24、請願第2号 自治会に関する請願を議題とします。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は一部採択です。

請願第2号 自治会に関する請願を委員長の報告のとおり一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり一部採択することに決定しました。

ここで休憩を取ります。再開を10時30分とします。

午前10時09分休憩

午前10時28分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

ここで議会運営委員会を開きますので、委員会室にお集まりください。

休憩を11時までとします。

午前10時30分休憩

午前11時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第25 発委第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

議長（廣嶋 隆君） 日程第25、発委第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の予算決算常任委員会飯島 衛委員長より提案理由の説明を求めます。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 発委第2号。

令和6年9月13日。

吉岡町議会議長、廣嶋 隆様。

提出者、予算決算常任委員会委員長、飯島 衛。

学校給食費の無償化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由、標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

学校給食費の無償化を求める意見書。

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的である学校における食育の推進が規定されたところである。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし、給食費の無償化を実施するに当たり、全国の自治体はその財政力から無償化の実施が困難な自治体もあり、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実態がある。義務教育における多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども、子育て政策に位置づけることも重要である。学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国のあらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠である。

よって、国に対し、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月13日。

群馬県吉岡町議会議長、廣嶋 隆。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、発委第2号は可決することに決定しました。

日程の追加

議長（廣嶋 隆君） ここで発委第3号が追加となりましたので、議事日程を追加いたします。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩とします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

配付しました議事日程（第4号の追加1）により会議を進めます。

追加日程第1 発委第3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第1、発委第3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の予算決算常任委員会飯島 衛委員長より提案理由の説明を求めます。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 発委第3号。

令和6年9月13日。

吉岡町議会議長、廣嶋 隆様。

提出者、予算決算常任委員会委員長、飯島 衛。

学校給食費の無償化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由、標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

学校給食費の無償化を求める意見書。

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的である学校における食育の推進が規定されたところである。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし、給食費の無償化を実施するに当たり、県内の自治体はその財政力から無償化の実施が困難な自治体もあり、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実態がある。義務教育における多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども、子育て政策に位置づけることも重要である。学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、県内のあらゆる学校での給食費を無償とするには、群馬県の財政措置が必要不可欠である。

よって、群馬県に対し、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月13日。

群馬県吉岡町議会議長、廣嶋 隆。

群馬県知事、群馬県議会議長。

以上です。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、発委第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

議事日程（第4号）に戻ります。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 日程第26から第30までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、この申出5件を分離して採決いたします。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31 議会議員の派遣について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第31、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

町長挨拶

議 長（廣嶋 隆君） 以上で本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

暦の上では立秋を過ぎ、秋の気配を感じるはずの時節柄ではありますが、今年もまだまだ

強烈な日差しが降り注いでおります。気象庁の予報では、向こう1か月は気温がかなり高くなる見込みだとのこと。しばらくの間は体調管理に気をつけなくてはならない状況が続きそうです。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定及び同意案件につきましては、いずれも承認及び可決いただき、誠にありがとうございました。本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後の町政執行の中でできる限り反映させてまいりたいと考えております。

令和6年度も残り半年余りとなりましたが、これからも住民の幸福度向上、住み続けたいと思っただけのまちづくりに職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げる次第であります。

結びに、議員皆様におかれましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和6年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議員 春 山 和 久

吉岡町議会議員 藤 多 ゆかり